

案

# 平塚市一般廃棄物処理基本計画

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』



令和3年3月

平塚市

## 目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画改定の目的と背景	1
1 計画改定の目的	1
2 計画改定の背景	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	4
第4節 計画対象	4
第2章 ごみ処理基本計画	6
第1節 ごみ処理の現状	6
1 ごみの分別区分と処理方法	6
(1) 家庭系ごみ	6
(2) 事業系ごみ	7
2 ごみ処理の流れ	8
3 処理体制	10
(1) 処理施設の概要	10
(2) 収集運搬体制の概要	13
4 ごみ処理状況	14
(1) 前計画における目標値の達成見込み	14
(2) 目標値を補完する指標等の推移	21
第2節 前計画におけるごみ処理に対する取組	27
1 家庭系ごみの減量化・資源化に関する取組	27
2 事業系ごみの減量化・資源化に関する取組	30
3 美化活動に関する取組	31
4 人口類似自治体及び県内18市との比較	32
(1) 総排出量の比較	32
(2) 家庭系ごみの排出量の比較	32
(3) 事業系ごみの排出量の比較	33
(4) 資源化率の比較	34
(5) 最終処分量の比較	38
(6) 処理及び維持管理費の比較	38
5 焼却ごみにおけるごみ組成	39
(1) ごみ組成	39
(2) 容器包装プラスチック等の合成樹脂類の割合を推計	39
6 ごみ袋の開封調査結果	40

(1) 家庭系ごみのうち可燃ごみとして排出された内容の構成割合	40
(2) 事業系ごみ(小売業)として排出された内容の構成割合	40
第3節 ごみ処理の課題	41
1 家庭系ごみ	41
2 事業系ごみ	43
3 個別処理計画における課題	44
(1) 収集運搬計画	44
(2) 中間処理計画	44
(3) 最終処分計画	44
4 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量における課題	44
第4節 ごみ処理の基本理念・基本方針	45
1 基本理念	45
2 基本方針	46
3 計画目標	48
(1) 目標の考え方	48
(2) 将来の人口予測	48
(3) 将来のごみ量(見込み)	48
4 数値目標	53
(1) 指標の考え方	53
(2) 目標値の設定	53
第5節 基本理念に基づく施策の展開	59
基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践	60
(1) 家庭系ごみ対策	60
生ごみ・食品ロス対策の実践	60
プラごみゼロ対策の実践	62
資源再生・リサイクル量の拡大	64
適正処理困難物対策の実践	66
エシカル消費の実践	68
(2) 事業系ごみ対策	70
生ごみ・食品ロス対策の実践	70
プラごみゼロ対策の実践	72
適正処理・リサイクルの推進	74
基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進	78
(1) 市民・事業者・市による協働の実践	78
ごみ減量化・資源化団体等との協働	78
美化推進団体等との協働	80

( 2 ) 情報共有・啓発の推進	8 2
環境配慮を促す情報発信（市民向け）	8 2
環境配慮を促す情報発信（事業者向け）	8 4
環境教育・環境学習の充実	8 6
( 3 ) 不適正・不法排出防止等の啓発	8 8
不適正排出対策の啓発	8 8
不法投棄対策の啓発	9 0
ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発	9 2
基本方針 3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営	9 4
( 1 ) 安全で安定した処理体制の確立	9 4
収集・分別計画の推進	9 4
中間処理・最終処分計画の推進	9 6
エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策	9 8
災害廃棄物等の処理に向けた備え	1 0 0
一般廃棄物処理業許可の運用	1 0 1
( 2 ) 新たな技術革新等の調査・研究	1 0 2
5 R や適正処理の調査・研究	1 0 2
第 3 章 生活排水処理編	1 0 4
第 1 節 生活排水処理の現状	1 0 4
1 生活排水処理の現状	1 0 4
( 1 ) 本市の生活排水処理の流れ	1 0 4
( 2 ) 処理形態別人口	1 0 6
( 3 ) 生活排水処理量の推移	1 0 7
( 4 ) 清掃事業費の推移	1 0 8
( 5 ) 合併処理浄化槽設置の補助制度	1 0 8
( 6 ) B O D 7 5 % 水質値の経年変化	1 0 9
2 処理体制の概要	1 1 0
( 1 ) 処理施設の概要	1 1 0
( 2 ) 収集運搬体制の概要	1 1 1
第 2 節 生活排水処理の課題	1 1 2
1 公共用水域の環境保全	1 1 2
2 処理施設の整備	1 1 2
第 3 節 生活排水処理の基本理念・基本方針	1 1 3
1 基本理念	1 1 3
2 基本方針	1 1 3

3 将来の処理量（見込み）	114
（1）将来の人口予測	114
（2）将来の処理量（見込み）	114

用語解説



# 第1章 基本的事項

---

## 第1節 計画改定の目的と背景

---

### 1 計画改定の目的

平成27年3月に改訂した平塚市一般廃棄物処理基本計画が令和2年度で計画最終年度を迎えることから、昨今の経済的・社会的情勢を踏まえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき改定するものです。

### 2 計画改定の背景

高度経済成長以降の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面があります。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうした経済社会活動等が抱える課題に対して、平成27年9月に開催された国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。国においても、平成30年4月に「第五次環境基本計画」、6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、『循環型社会の形成・低炭素社会・自然共生社会との統合』を中核に添えつつ、環境的側面だけではなく経済的側面や社会的側面との統合的な向上が不可欠であることが謳われました。

この10年間に於ける本市の廃棄物を取り巻く環境を振り返ると、広域処理が開始し、平成25年10月に現在の平塚市環境事業センターが稼働したことで焼却残渣の全量資源化が可能になり、最終処分量の大幅削減が実現しました。平成26年10月からは小型家電と蛍光灯の資源化を開始し、平成27年10月からは二宮町ウッドチップセンターに剪定枝を資源再生物の1つとして分別回収を開始したことで、これまで以上に廃棄物の再生利用が進展しました。平成23年4月からは市民協働事業の開始、平成26年4月には「平塚市ごみ減量化婦人の会」を「平塚市ごみ減量化推進委員会」と改組するなど、そうした施策を推進すべく市民の皆様と一体となった活動を充実してきたところです。

今後も、引き続きごみの減量化や資源化に努めるとともに、廃棄物由来で発生する温室効果ガス（二酸化炭素）に対しても、削減する取組が具体的に求められます。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項並びに平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第10条の規定に基づき策定するもので、平塚市環境基本計画の下位計画に位置付けられます。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、本市においても、市民・事業者・市は一丸となって廃棄物施策に取り組むものとします。

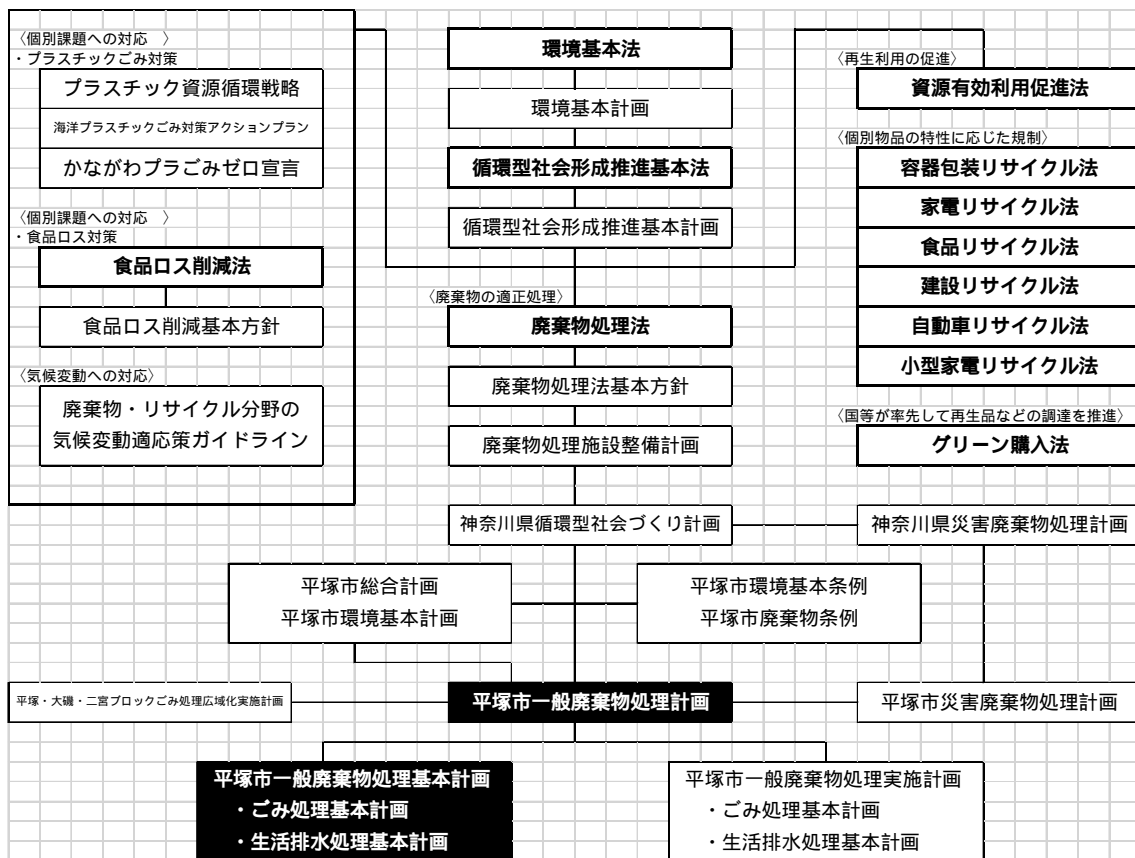


図 1-1 本計画の位置付け



表 1-1 国等が掲げる主な目標値（令和2年6月現在）

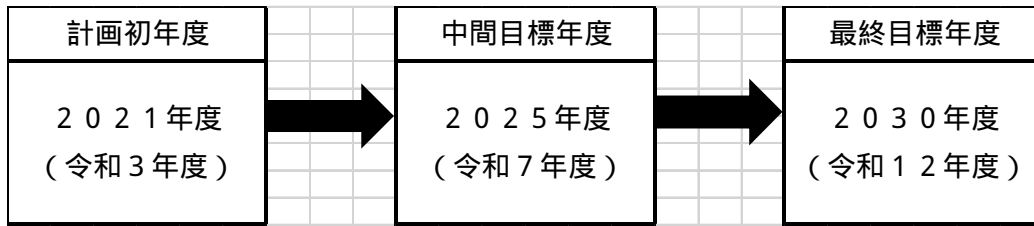
大項目	小項目	基準年度	目標年度	目標値	出典	改訂・公表年
ごみ排出量	総排出量	平成24年度	令和2年度	約12%削減	廃棄物処理法基本方針	平成28年1月
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	平成24年度	令和2年度	約440グラム/人・日	廃棄物処理法基本方針	平成28年1月
	1人1日当たりのごみ排出量	—	令和7年度	約850グラム/人・日	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
	家庭系食品ロス量	平成12年度	令和12年度	半減	第四次循環型社会形成推進基本計画 食品ロス削減法基本方針	平成30年6月 令和2年3月
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	—	—	80%	食品ロス削減法基本方針	令和2年3月
	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	平成25年度	平成30年度	43市町村から 200市町村へ	廃棄物処理法基本方針	平成28年1月
	事業系食品ロス量	—	—	食品リサイクル法基本方針で設定	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
		平成12年度	令和12年度	半減	食品リサイクル法基本方針 食品ロス削減法基本方針	令和元年7月 令和2年3月
	食品廃棄物等の基準発生原単位	—	令和5年度	業種・売上ごと	食品リサイクル法基本方針・告示	令和元年7月
	レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）	—	—	—	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
リサイクル	ワンウェイプラスチック（容器包装等）の排出抑制	—	令和12年度	これまでの累積を含め 25%削減	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
	ごみのリサイクル率	平成24年度	令和2年度	約21%から約27%へ	廃棄物処理法基本方針	平成28年1月
		平成29年度	令和4年度	約21%から約27%へ	廃棄物処理施設整備計画	平成30年6月
		平成29年度	令和4年度	約21%から約27%へ	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
	食品循環資源の再生利用等の実施率	—	令和6年度	業種ごと	食品リサイクル法基本方針	令和元年7月
	プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル	—	令和12年	6割	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
	全ての使用済みプラスチックをリユース又はリサイクル（熱回収を含む）	—	令和12年	100%	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
プラスチックの再生利用（再生素材の利用）	—	令和12年	倍増	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月	
最終処分量	最終処分量	平成24年度	令和2年度	約14%削減	廃棄物処理法基本方針	平成28年1月
	残余年数	平成29年度	—	2017年度の水準 （20年分）を維持	廃棄物処理施設整備計画	平成30年6月
温暖化対策	廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	—	—	—	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量（乾燥ベース）	—	令和12年度	2,458千トン 【全国】	第四次循環型社会形成推進基本計画 地球温暖化対策計画	平成30年6月
	廃棄物部門における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減	平成25年度	令和8年度	5.1%削減	平塚市地球温暖化対策実行計画	平成29年3月
その他	グリーン購入実施率	—	—	—	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
	バイオマスプラスチックの導入	—	令和12年	約200万トン 【全国】	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

社会情勢の変化やごみ処理に係る大きな変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画策定から5年後には、実情に応じた中間改訂を実施します。



### 第4節 計画対象

本計画の対象となるのは、本市の区域内で発生、又は処理するすべての一般廃棄物(ごみ、し尿、浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥)とします。事業活動に伴うごみのうち、事業系一般廃棄物は事業系ごみと表記します。

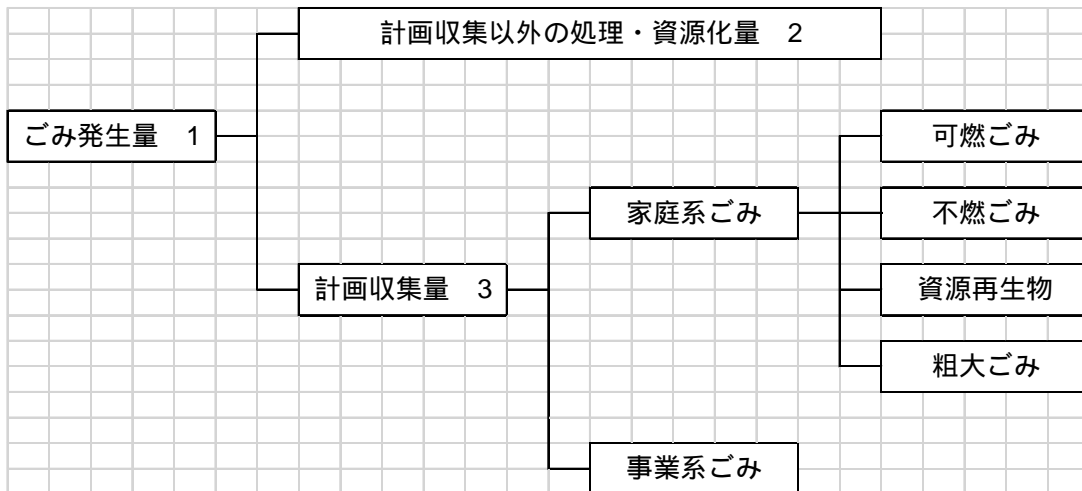


図 1-2 対象とするごみの範囲

#### 1 ごみ発生量

市が把握している家庭や事業所から発生する資源再生物を含む一般廃棄物の発生量をいいます。

#### 2 計画収集以外の処理・資源化量

家庭や事業所から発生する資源再生物を含む一般廃棄物の発生量のうち、生ごみ等の自家処理や民間事業者等において資源化するもので、計画収集量以外のものをいいます。中には店頭回収や未使用食品をフードバンク等に寄付された量（廃棄物ではないが食品ロス対策の一環として記載）のほか、市外から民間の廃棄物処理施設に持ち込まれたものを含みます。

### 3 計画収集量

市の処理施設又は市の委託施設に収集・搬入された一般廃棄物の量で、ごみ発生量から計画収集以外の処理・資源化量を除いたものをいいます。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみの分別区分と処理方法

##### (1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分と処理先は表2-1のとおりです。ごみ集積所に出されたごみは市、委託業者が収集運搬し、ごみの区分に応じて適正処理を行っています。

表2-1 家庭系ごみ分別区分と処理方法

	分別区分	収集頻度	収集運搬	中間処理(保管を含む)	処理方法	最終処分(又は再生)	処理方法
資源再生生物	古紙類	月2回	委託業者	民間事業者	選別・圧縮	民間事業者	資源化
	金属	月2回	委託業者	民間事業者	選別	民間事業者	資源化
	布類	月2回	委託業者	民間事業者	選別	民間事業者	資源化
	廃食用油	月2回	委託業者	民間事業者	保管	民間事業者	資源化
	小型家電 BOXへ	小型家電 BOXへ	市 委託業者	民間事業者	保管	認定事業者	資源化
	空き缶類	月2回	委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	民間事業者	資源化
	ビン	月2回	委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別	民間事業者	資源化
	ペットボトル	週1回	市	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	容器包装リサイクル協会 を通じて資源化業者	資源化
	容器包装プラスチック (プラクル)	週1回	市	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	容器包装リサイクル協会 を通じて資源化業者	資源化
	剪定枝	随時申込	委託業者	二宮町ウッドチップセンター	選別・破碎	民間事業者	チップ 堆肥
家庭系ごみ	有害ごみ	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	保管	民間事業者	資源化
	可燃ごみ	週2回	市	環境事業センター	焼却	民間事業者(飛灰・炉下不燃物)	溶融スラグ
	不燃ごみ	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立
				↓	民間事業者(磁選物)	資源化	
				環境事業センター	焼却	民間事業者(飛灰・焼却灰)	溶融スラグ
				↓	民間事業者(炉下磁選物)	資源化	
	うち蛍光灯	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	保管	民間事業者	資源化
	粗大ごみ(有料)	随時申込等	直接搬入 委託業者 許可業者	粗大ごみ破碎処理場	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立
				↓	民間事業者(磁選物)	資源化	
				環境事業センター	焼却	民間事業者(飛灰・炉下不燃物)	溶融スラグ
↓				民間事業者(炉下金属)	資源化		
処理 困難 ごみ	家電リサイクル法 対象製品	随時申込等	直接搬入 委託業者	指定取引所	保管	民間事業者	資源化
	パソコン	不要	直接搬入 郵送 宅配便	民間事業者	保管	民間事業者	資源化
	それ以外	随時申込等	直接搬入 許可業者	民間事業者	破碎・圧縮 等	民間事業者	資源化

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの分別区分と処理先は表 2-2 のとおりです。事業者は自ら運搬又は本市の許可業者に事業ごみの収集運搬を委託し、ごみの区分に応じた適正処理を行っています。

最近、段ボールや古紙といった従来からリサイクルされていたものに加え、環境負荷の軽減等を図る目的で剪定枝や生ごみを民間の処理施設でバイオマス原料として活用・リサイクルする事業者が増えてきています。

表 2-2 事業系ごみ分別区分と処理方法

分別区分	収集頻度	収集運搬	中間処理（保管を含む）	処理方法	最終処分（又は再生）	処理方法
事業系一般廃棄物	直接搬入 随時申込	直接搬入 許可業者	環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ
					民間事業者（炉下金属）	資源化
			粗大ごみ破碎処理場 ↓ 環境事業センター	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立
					民間事業者（磁選物）	資源化
			環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ
					民間事業者（炉下金属）	資源化
民間事業者	破碎・圧縮等	民間事業者	資源化			

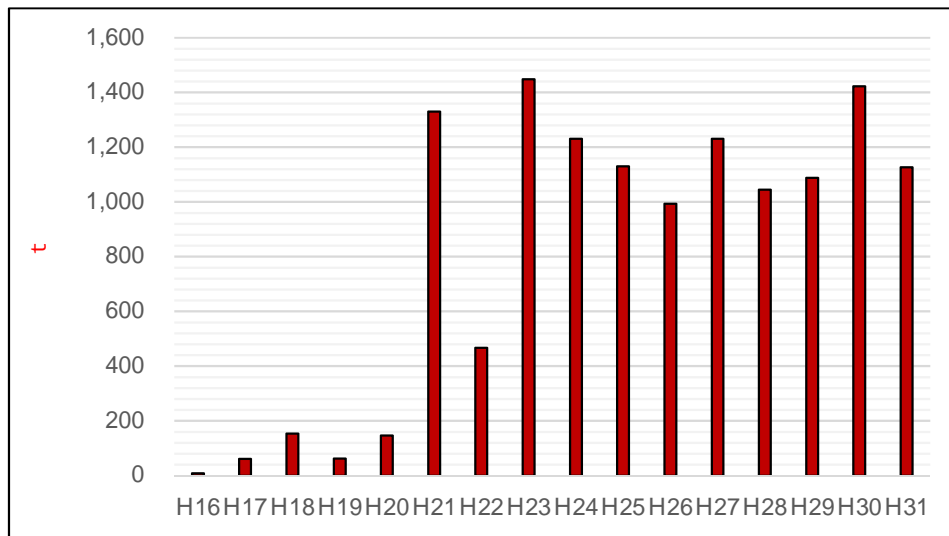


図 2-1 事業系ごみ（剪定枝）の資源化の推移

## 2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れと平成30年度の処理実績は図2-2及び図2-3のとおりです。

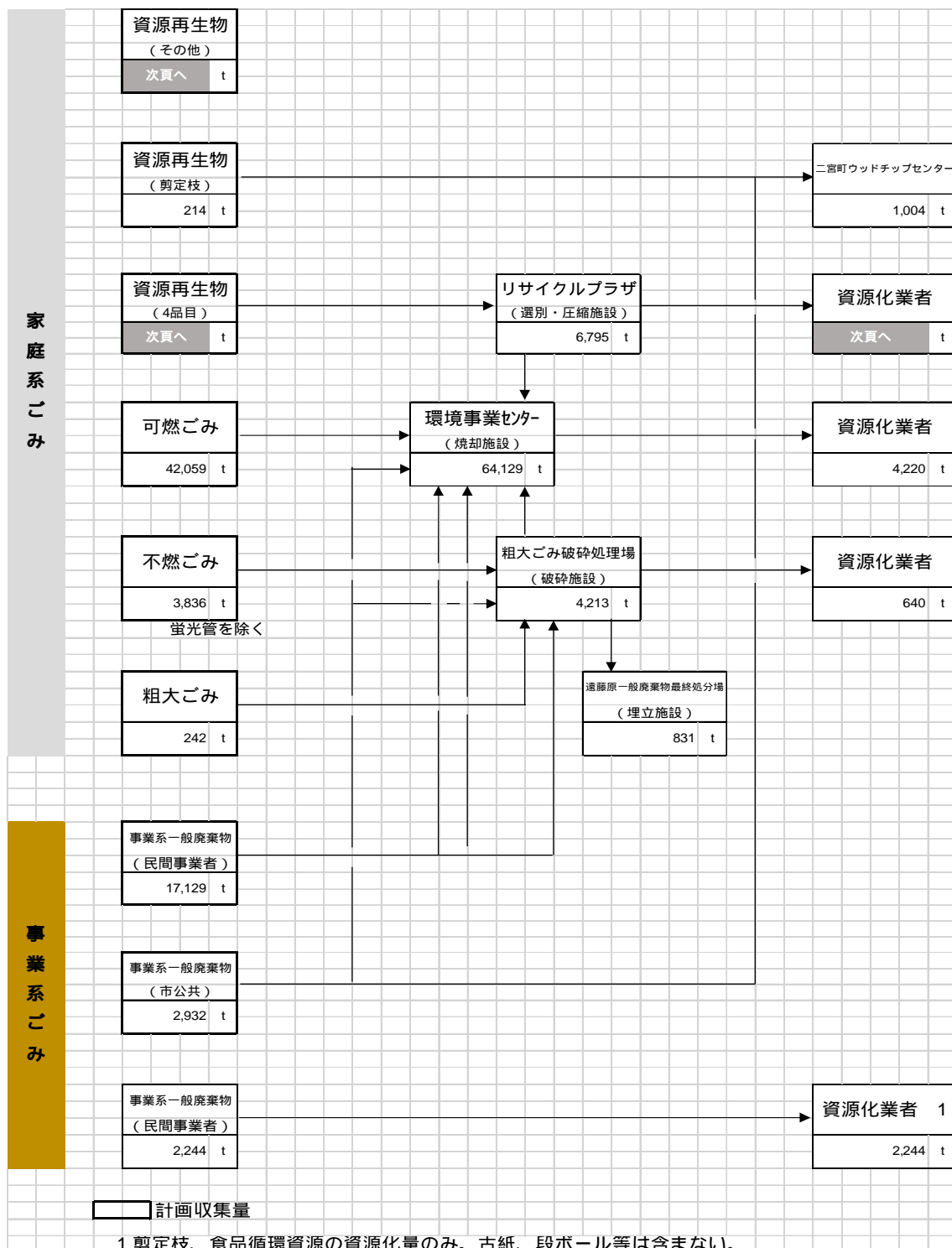


図2-2 家庭系ごみ及び事業系ごみの処理の流れ

家庭系ごみ

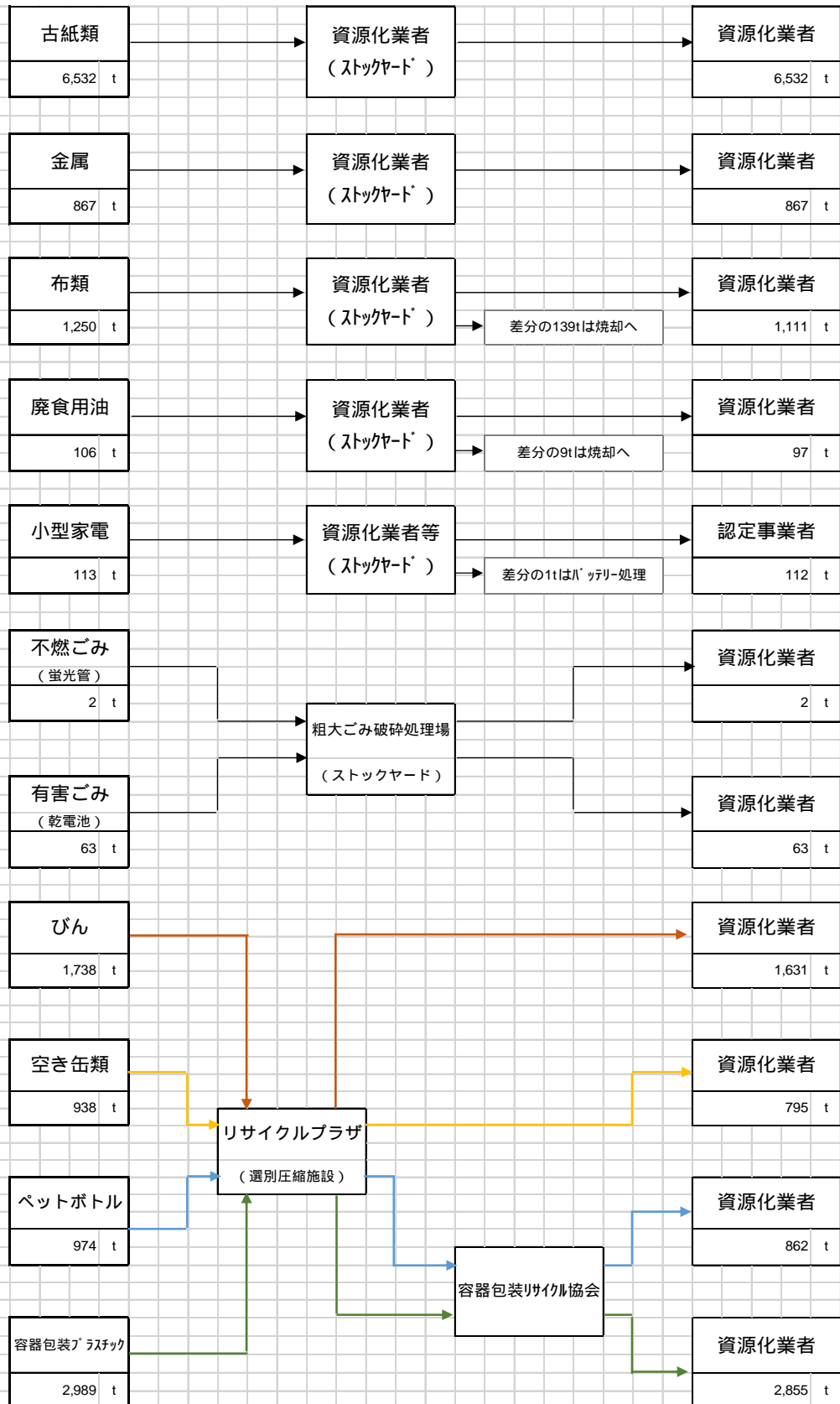


図 2-3 資源再生物の流れ

### 3 処理体制

#### (1) 処理施設の概要

本市にはごみ焼却施設、粗大ごみ破砕処理施設、資源化施設、埋立施設の4施設があります。概要は次のとおりです。

##### ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設では、可燃ごみや粗大ごみ破砕処理施設で破砕・選別された可燃残渣等を焼却します。焼却処理に伴って発生する余熱の一部は、施設内で利用するとともに、温浴施設であるリフレッシュプラザ平塚に供給します。余熱の一部で発電を行い、場内の動力をまかなうとともに、余剰分に関しては電力会社に売電し、周辺施設にも供給します。処理に伴って施設から発生する飛灰、炉下不燃物、炉下金属（磁選物及びアルミ類）は全て民間事業者で再資源化して有効に利用しています。

環境保全に配慮しながら、発電及び発電以外の余熱利用で温室効果ガス排出量を削減するとともに、焼却残渣を全てマテリアルリサイクルしている施設です。

表 2-3 ごみ焼却施設の概要

施設名称	環境事業センター		
所在地	平塚市大神 3230 番地	公害防止条件	H C l 50ppm
竣工年月	平成 25 年 9 月	乾ガス基準	S O x 30ppm
処理能力	315 t / 日 105 t / 24 h × 3 炉	酸素濃度 12% 換算値	N O x 50ppm ダイオキシン類 0.05ngTEQ/m <sup>3</sup> N
処理方式	旋回流型流動床焼却炉	排ガス処理	H C l ・ S O x 除去 ・ 処理方式：乾式 ・ 使用薬品：消石灰 ・ 設計温度 入口 170 N O x 除去 ・ 処理方式：触媒脱硝方式 ・ 使用薬品：アンモニア水
敷地面積	12,845.23 m <sup>2</sup>	排ガス循環	あり
余熱利用	施設外へ給湯 (1.6GJ/d)	白煙防止条件	なし
発電効率	21.4% (設計点)	排水処理	プラント排水 再利用、下水道へ放流 生活排水 下水道へ放流
発電システム	ボイラ設備 ・ 蒸気条件：4.0MPaG × 400 ・ 最大蒸発量：14.8t/h (1 炉あたり) ・ 出口排ガス温度：200 ・ ボイラ給水温度：143	運転管理	委託業者
	蒸気タービン ・ 形式：抽気復水タービン ・ 定格形式：5,900kW ・ 抽気段数：1 段 ・ 復水器：空冷 ・ 設計排気圧：-86.3kPaG		



表 2-4 年間実績

	項目	単位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
			H25	H26	H27	H28	H29	H30
処理実績	施設全体	t/year	34,235	70,026	71,580	75,878	77,077	74,716
	A系	t/year	8,597	22,086	26,325	24,308	25,916	25,434
	B系	t/year	13,969	24,010	24,095	26,573	25,741	25,141
	C系	t/year	11,669	23,930	21,159	24,996	25,420	24,141
	施設全体	day/year	182	360	358	358	363	358
	A系	day/year	99	232	246	247	238	260
	B系	day/year	153	245	245	268	260	256
	C系	day/year	124	245	214	253	283	245
電力関係	受電電力量	Mwh	0	87	103	146	535	113
	太陽光・非常用発電	Mwh	2	3	3	3	3	3
	発電電力量	Mwh	17,376	35,305	35,759	37,080	36,828	38,054
	所内電力量	Mwh	5,093	10,523	10,464	11,254	11,748	11,676
	送電電力量	Mwh	12,286	24,872	25,400	25,975	25,619	26,493
	受電電力量	kWh/t-ごみ	0	1	1	2	7	2
	太陽光・非常用発電	kWh/t-ごみ	0	0	0	0	0	0
	発電電力量	kWh/t-ごみ	508	504	500	489	478	509
	所内電力量	kWh/t-ごみ	149	150	146	148	152	156
	送電電力量	kWh/t-ごみ	359	355	355	342	332	355
	発電端効率	%	19.4	19.8	19.8	19.5	18.7	19.4
	送電端効率	%	13.7	14.0	14.0	13.6	12.7	13.4
	ごみ発熱量	kJ/kg	9,417	9,149	9,099	9,035	9,195	9,466
搬出量	不燃物	t	922	1,998	2,330	2,114	2,136	1,981
	飛灰(加湿後)	t	2,248	4,611	4,745	5,107	5,212	4,942
	鉄	t	124	216	192	193	198	183
	アルミ	t	7	14	16	23	28	28
	不燃物	kg/t-ごみ	26.9	28.5	32.6	27.9	27.7	26.5
	飛灰(加湿後)	kg/t-ごみ	65.7	65.8	66.3	67.3	67.6	66.1
	鉄	kg/t-ごみ	3.6	3.1	2.7	2.5	2.6	2.4
	アルミ	kg/t-ごみ	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4
薬品使用量	消石灰(脱塩用)	t	57	117	137	137	135	135
	アンモニア(脱硝用)	t	60	106	124	117	116	116
	消石灰(脱塩用)	kg/t-ごみ	1.7	1.7	1.9	1.8	1.8	1.8
	アンモニア(脱硝用)	kg/t-ごみ	1.8	1.5	1.7	1.5	1.5	1.6
搬出量は施設内にて計量した値								

### イ 粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみ破碎処理施設では、不燃ごみや粗大ごみ等を破碎・選別します。破碎・選別により中間処理した後は、鉄・アルミの金属類は民間事業者へ売却、可燃残渣はごみ焼却施設で処理、ガラス等の不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立しています。

表 2-5 粗大ごみ破碎処理施設の概要

施設名称	粗大ごみ破碎処理場		
所在地	平塚市堤町 3 番 5 号	処理方式	横型回転衝撃せん断方式
竣工年月	平成元年 3 月	敷地面積	4,297.51 m <sup>2</sup>
処理能力	55t/5h	運転管理	委託業者

### ウ 資源化等施設

資源化等施設には、資源再生物を中間処理する工場部門とごみの減量化、資源化を啓発する啓発部門があります。工場部門では空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）を選別・中間処理しています。空き缶類はスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮します。ビンはリターナブルびんや着色されたビンごと（無色、茶色、緑色、黒色、その他）に選別をします。ペットボトルやプラクルは手選別等により異物を除去した後、圧縮梱包し、日本容器包装リサイクル協会を選定した資源化業者に引き渡し、安定的に資源化を行っています。

啓発部門では市民の啓発のため、情報発信コーナー、展示コーナー、研修室等を設置しています。

表 2-6 資源化等施設の概要

施設名称	平塚市リサイクルプラザ（くるりん）		
所在地	平塚市四之宮 7 丁目 3 番 5 号	敷地面積	10,656.38 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成 16 年 3 月	啓発部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信コーナー</li> <li>・展示コーナー</li> <li>・研修室</li> <li>・体験室</li> <li>・会議室</li> </ul>
処理能力 （工場部門）	スチール缶 4.56t/6h アルミ缶 2.64t/6h ビン 12.8t/5h ペットボトル 4.56t/6h プラクル 22.3t/5h 合計 : 46.86t/日		

## エ 最終処分場

粗大ごみ破砕処理施設で破砕・選別された不燃系ごみを埋立しています。第1期分は既に埋立が終了しており、現在は第2期分の埋立をしています。

表 2-7 最終処分場の概要

施設名称	遠藤原一般廃棄物最終処分場		
所在地	平塚市土屋 585 番地先	全体敷地面積	56,367 m <sup>2</sup>
埋立方式	サンドイッチ・セル方式	運転管理	委託業者
	第1期分	第2期分	
竣工年月	昭和 59 年 3 月	平成 9 年 3 月	
敷地面積	29,476 m <sup>2</sup>	26,891 m <sup>2</sup>	
埋立面積	17,850 m <sup>2</sup>	26,600 m <sup>2</sup> (第1期重複分 8,150 m <sup>2</sup> )	
埋立容量	223,000 m <sup>3</sup>	233,000 m <sup>3</sup>	
遮水方式	合成ゴムシート遮水	ポリエチレンシート遮水	
水処理能力	110 m <sup>3</sup> /日		

## (2) 収集運搬体制の概要

本市の収集運搬体制は次のとおりです。

表 2-8 収集運搬体制

	区分	排出場所	運営
ごみ	可燃ごみ	ごみステーション 1	本市職員
	不燃ごみ	ごみステーション	委託業者
	資源再生物 2	ごみステーション	本市職員、委託業者
	有害ごみ	ごみステーション	委託業者
	小型家電 3	公民館等回収ボックス	本市職員
	剪定枝	各戸	委託業者
	粗大ごみ(有料)	各戸	委託業者、許可業者
	家電4品目(有料) 4	各戸	委託業者、許可業者
その他	ペット等小動物(有料)	各戸	委託業者

- 1 令和元年10月から市内3地区で本市職員による戸別収集の社会実験を実施。
- 2 本市職員による収集はペットボトルと容器包装プラスチック(プラクル)。その他の資源再生物は委託業者が実施。
- 3 不燃ごみに混入している小型家電は委託業者がピックアップ回収。
- 4 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機をいう。

#### 4 ごみ処理状況

##### (1) 前計画における目標値の達成見込み

前計画では、ごみの排出量(総排出量と家庭系ごみのうち資源再生物を除く1人1日あたりのごみ量)、資源化率、最終処分量について目標値を設定していました。ここでは、目標値に対する達成見込みの状況を整理します。

表 2-9 前計画で掲げる目標値の達成状況(見込み)総括表

項目	単位	最終目標値	現状	達成状況 見込み
		令和2年度	平成30年度	
ごみの排出量・減量化目標				
総排出量	g/人・日	889	871	○
家庭系ごみ(資源再生物を除く)	g/人・日	525	491	○
資源化目標				
資源化率	%	26.6	25.4	×
総資源化量	t/年	22,054	20,806	×
最終処分量				
最終処分量	t/年	1,339	831	○
削減量 基準年は平成19年度10,536t	t/年	-9,197	-9,705	○
削減率 基準年は平成19年度	%	-87.3	-92.1	○

## ア ごみの排出量の推移

### (ア) 総排出量の推移

過去10年間のごみの総排出量は表 2-10 のとおりです。総排出量は平成21年度91,457トンに対し、平成30年度81,989トンと約10パーセント減少しています。前計画における令和2年度の目標値を84,057トンに設定していますので、このまま堅調に推移すれば達成が見込めます。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成21年度962.4グラムに対し、平成30年度870.6グラムです。ごみの総排出量の内訳は、家庭系ごみが7割から8割、事業系ごみが2割から3割の間で推移しています。

表 2-10 ごみ総排出量

項目 / 年度	単位：t										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
可燃ごみ	49,313	46,039	46,067	45,985	45,037	44,223	43,634	43,377	42,766	42,059	
不燃ごみ	5,353	5,313	5,709	4,938	4,359	3,845	4,074	4,031	3,728	3,836	
資源再生物	17,257	17,667	17,357	17,037	16,750	16,580	17,126	16,900	15,792	15,728	
古紙類	8,609	8,552	8,189	8,040	7,925	7,750	7,356	7,056	6,742	6,532	
空き缶類	1,102	1,092	1,062	1,012	993	964	948	922	916	938	
金属	553	941	959	928	865	788	798	781	800	867	
ビン	2,062	2,029	2,005	1,954	1,944	1,901	1,910	1,840	1,802	1,738	
布類	1,124	1,208	1,359	1,316	1,259	1,196	1,228	1,185	1,219	1,250	
廃食用油	130	127	112	112	108	110	112	110	109	106	
ペットボトル	787	790	820	833	829	917	934	888	895	974	
容器包装プラスチック	2,890	2,928	2,851	2,842	2,827	2,951	3,024	2,950	2,932	2,989	
剪定枝(家庭のみ)		0	0	0			808	1,159	256	214	
小型家電						3	8	9	121	120	
粗大ごみ	349	298	329	335	434	464	280	234	253	242	
有害ごみ	65	69	69	60	60	50	53	12	55	63	
家庭系ごみ合計	72,337	69,386	69,531	68,355	66,640	65,162	65,167	64,554	62,594	61,928	
事業系ごみ合計	19,120	19,450	17,812	19,017	18,846	19,113	19,987	19,985	20,551	20,061	
総排出量	91,457	88,836	87,343	87,372	85,486	84,275	85,154	84,539	83,145	81,989	
排出原単位(g/人・日)	962.4	933.3	916.9	922.9	906.9	897.7	901.0	897.3	881.4	870.6	

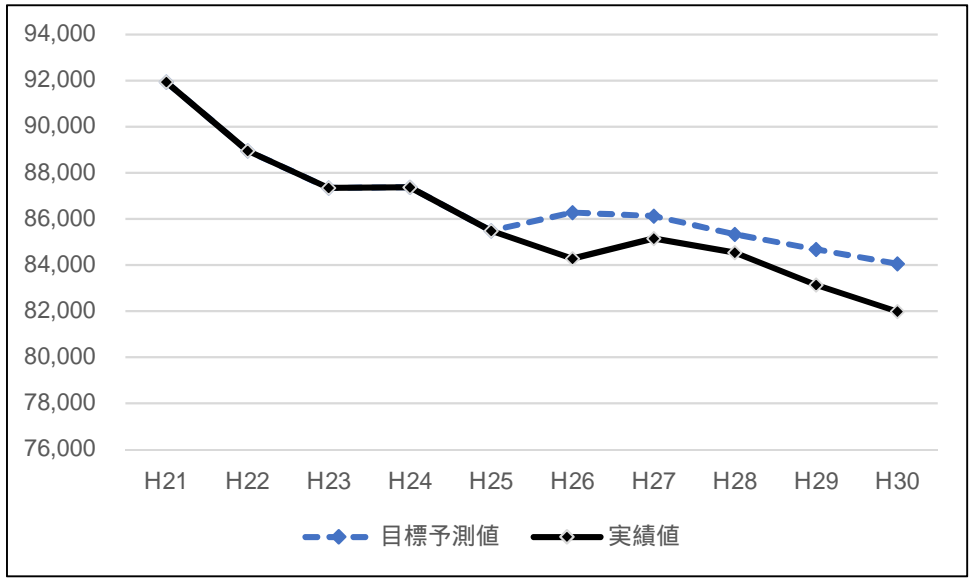


図 2-4 前計画の目標予測値との比較

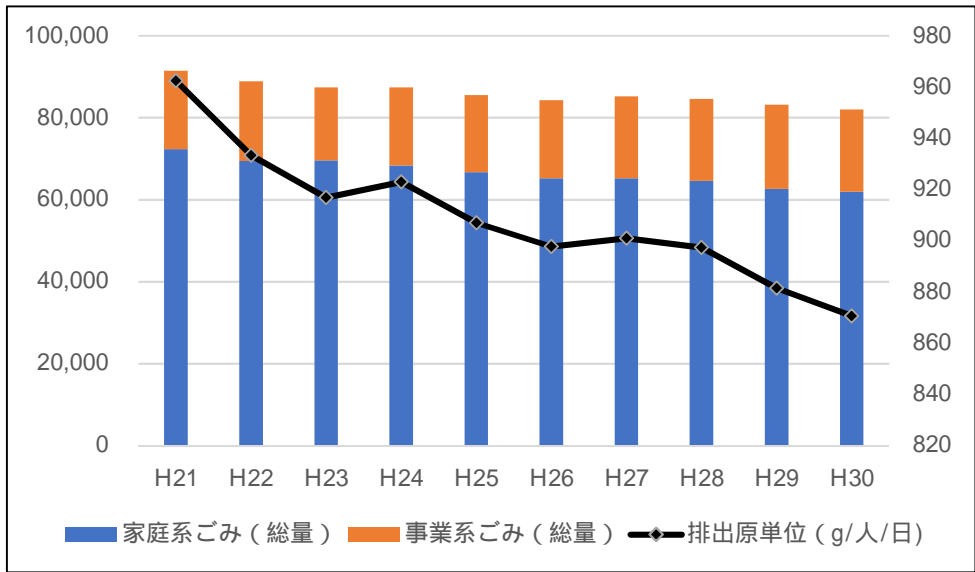


図 2-5 家庭系・事業系ごみの構成割合と排出原単位(g/人/日)の推移

(イ) 家庭系ごみ(資源再生物を除いた量)

過去10年間の家庭系ごみ(資源再生物を除いた量)の推移は表2-11のとおりです。総排出量は平成21年度55,080トンに対し、平成30年度46,200トンと約16パーセント減少しています。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成21年度579.6グラムに対し、平成30年度490.6グラムです。前計画における令和2年度の目標値を525グラムに設定していますので、このまま堅調に推移すれば達成が見込めます。

表 2-11 家庭系ごみ(資源再生物を除いた量)の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ(資源再生物除く)	t	55,080	51,719	52,174	51,318	49,890	48,582	48,041	47,654	46,802	46,200
排出原単位	g/人・日	579.6	543.4	547.7	542.1	529.3	517.5	508.3	505.8	496.2	490.6

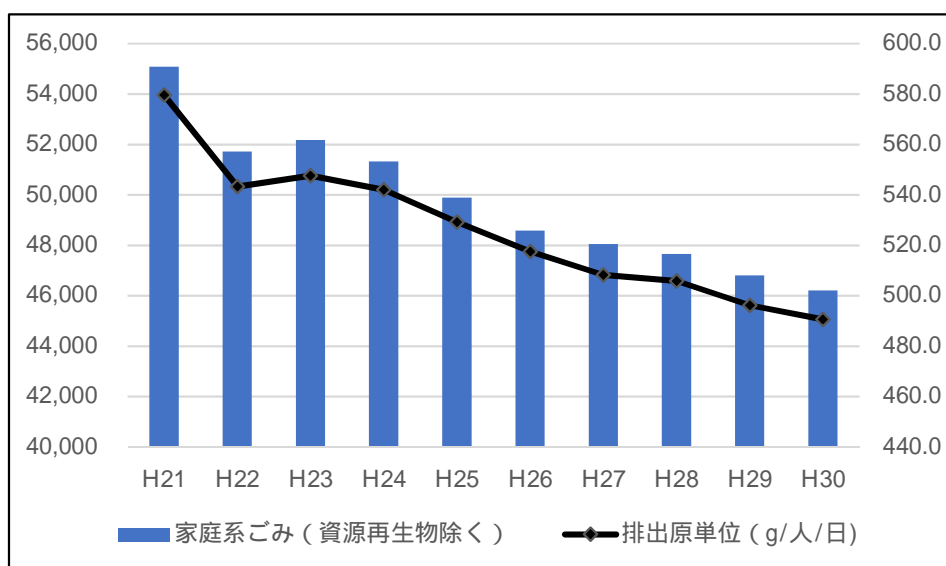


図 2-6 家庭系ごみ(資源再生物を除く)と排出原単位の推移

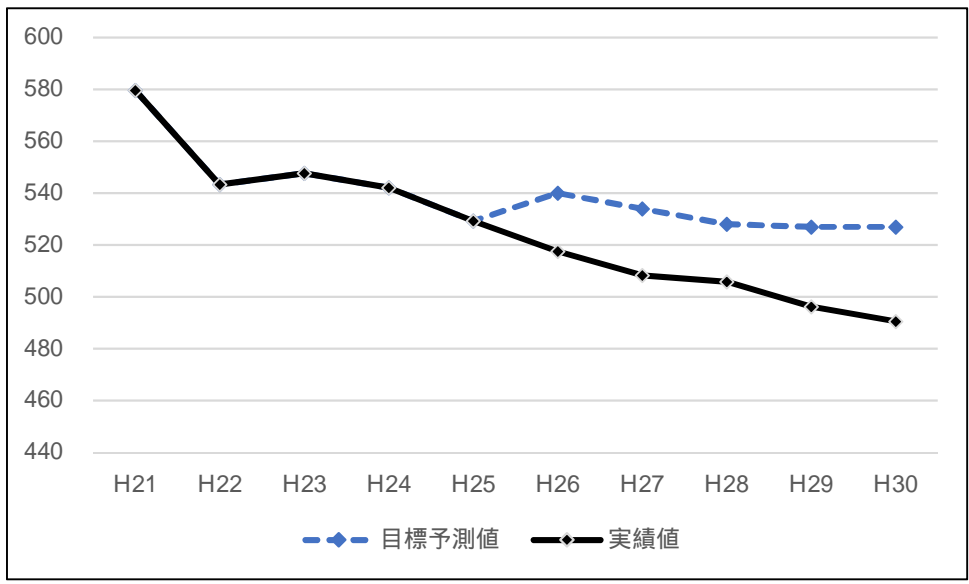


図 2-7 家庭系ごみ（資源再生物を除く）の目標予測値との比較



## イ 資源化率の推移

過去10年間のごみの資源化率は表2-12のとおりです。直接資源化、焼却残渣資源化、中間処理資源化を合計した資源化率は平成21年度20.3パーセントに対し、平成30年度25.4パーセントと5.1ポイント増加しています。増加の要因の1つに、平成25年度から平塚市環境事業センターから排出する焼却灰及び飛灰を溶融処理し、路盤材等の資源として有効活用したことが挙げられます。

しかしながら、前計画における令和2年度の目標値を27パーセントに設定していますので、このままの推移だと1.5ポイント程度達成が困難な状況です。

表2-12 総資源化量（率）の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総資源化量	t	18,556	19,036	18,972	18,280	20,354	21,028	21,206	21,080	21,151	20,806
中間処理後資源化	t	4,741	4,921	5,142	4,805	4,735	7,001	7,624	7,752	7,901	7,867
焼却残渣資源化	t	235	166	144	113	2,525	4,180	4,301	4,325	4,470	4,220
直接資源化	t	13,580	13,949	13,686	13,362	13,094	9,847	9,281	9,003	8,780	8,719
資源化率	%	20.3%	21.4%	21.7%	20.9%	23.8%	25.0%	24.9%	24.9%	25.4%	25.4%

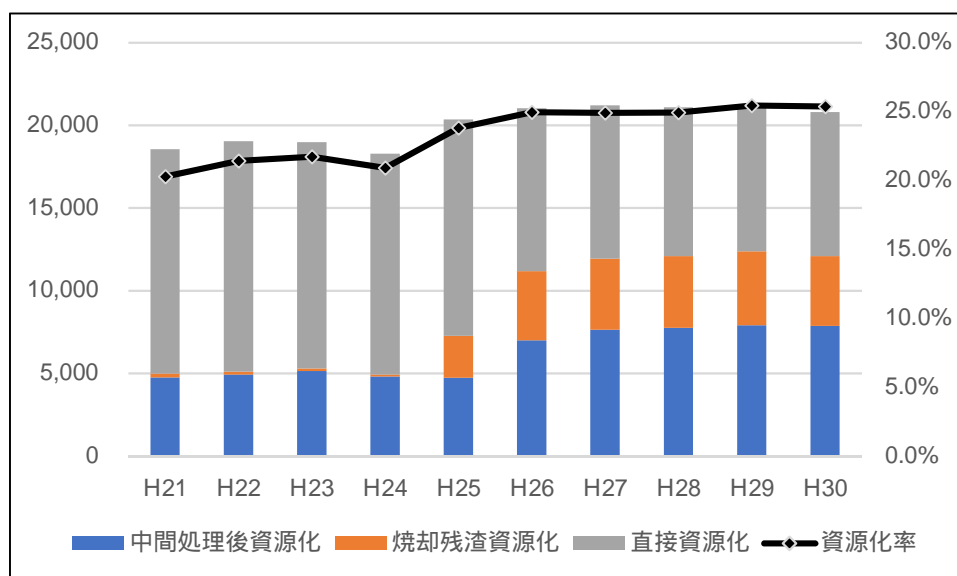


図2-8 総資源化量（率）の推移

### ウ 最終処分量の推移

過去10年間の最終処分量の推移は表2-13のとおりです。最終処分量は平成21年度10,339トンに対し、平成30年度8,311トンと約92パーセント減少しています。減少の要因の1つに、平成25年度から平塚市環境事業センターから排出する焼却灰及び飛灰を溶融処理し、路盤材等の資源として有効活用したことで焼却残渣の埋め立てがゼロになったことが挙げられます。

前計画における令和2年度の目標値を1,339トンに設定していますので、このまま堅調に推移すれば達成が見込めます。

表 2-13 最終処分量及び埋立残余年数の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
埋立総量	t	10,339	10,154	9,922	9,461	3,834	899	821	793	817	831
直接埋立	t	17	12	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後埋立	t	1,338	1,326	1,422	1,419	1,055	899	821	793	817	831
焼却残渣埋立	t	8,984	8,816	8,500	8,042	2,779	0	0	0	0	0
埋立残余年数	年	7	6	5	4	20	19	18	17	16	15

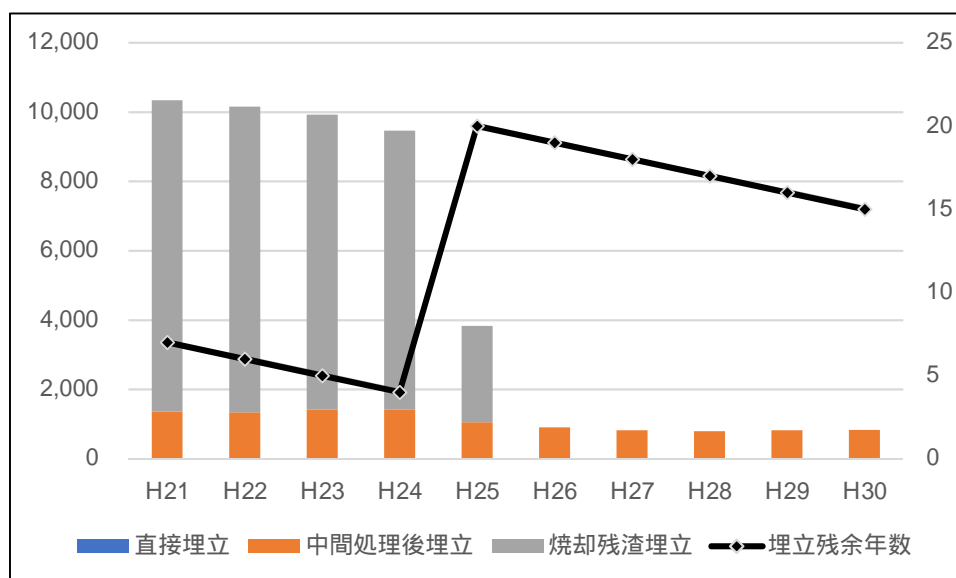


図 2-9 最終処分量及び埋立残余年数の推移

(2) 目標値を補完する指標等の推移

前計画の目標値を補完する主な要因を推計値との比較において整理します。

ア ごみの排出量の推移

(ア) 家庭系ごみの総排出量の推移

過去10年間の家庭系ごみの推移は表2-14のとおりです。総排出量は平成21年度72,337トンに対し、平成30年度61,928トンと約14パーセント減少しています。前計画における令和2年度の推計値を66,532トンに設定していますので、このまま堅調に推移すれば達成が見込めます。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成21年度761.2グラムに対し、平成30年度657.6グラムです。

また、家庭系ごみの構成割合の推移は次頁の図2-12のとおりです。平均的な割合としては可燃ごみの67パーセントが最も多く、資源再生物25パーセント、不燃ごみ7%と続きます。

表 2-14 家庭系ごみの総排出量の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ(総量)	t	72,337	69,386	69,531	68,355	66,640	65,162	65,167	64,554	62,594	61,928
排出原単位	g/人・日	761.2	729.0	729.9	722.0	707.0	694.1	689.5	685.2	663.6	657.6

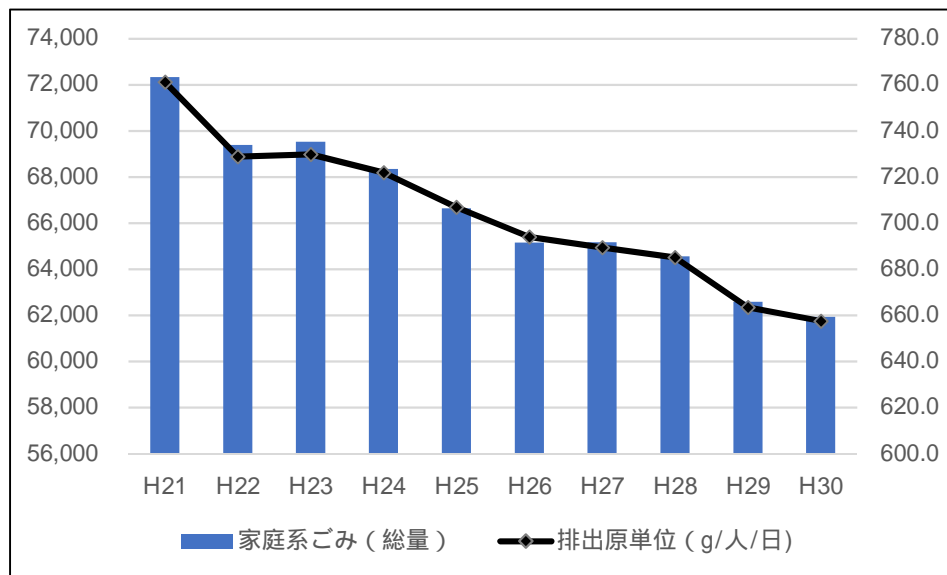


図 2-10 家庭系ごみ総排出量と排出原単位の推移

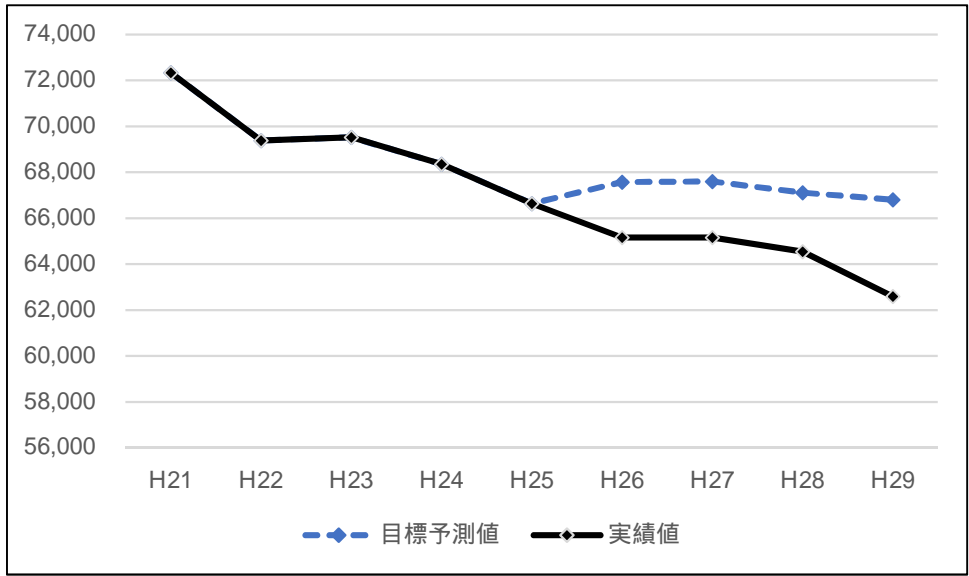


図 2-11 家庭系ごみの総排出量の目標予測値との比較

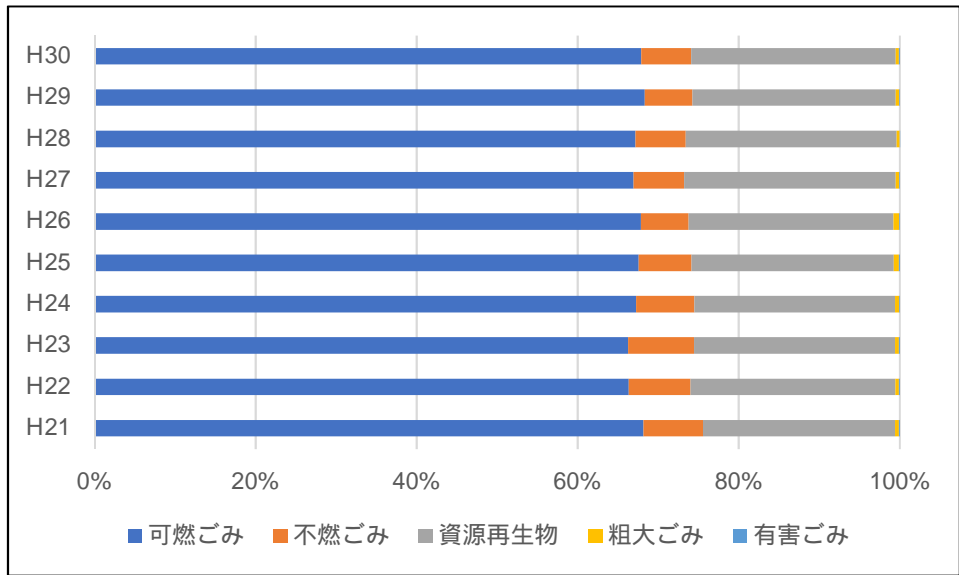


図 2-12 家庭系ごみの構成割合の推移

(イ) 事業系ごみの推移

過去10年間の事業系ごみの推移は表2-15のとおりです。総排出量は平成21年度19,120トンに対し、平成30年度は20,061トンと、近年事業系ごみは増加傾向にあります。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成21年度201.2グラムに対し、平成30年度213.0グラムです。

前計画における令和2年度の目標値は設定しておりません。

表 2-15 事業系ごみの推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業系ごみ(総量)	t	19,120	19,450	17,812	19,017	18,846	19,113	19,987	19,985	20,551	20,061
排出原単位	g/人・日	201.2	204.3	187.0	200.9	199.9	203.6	211.5	212.1	217.9	213.0

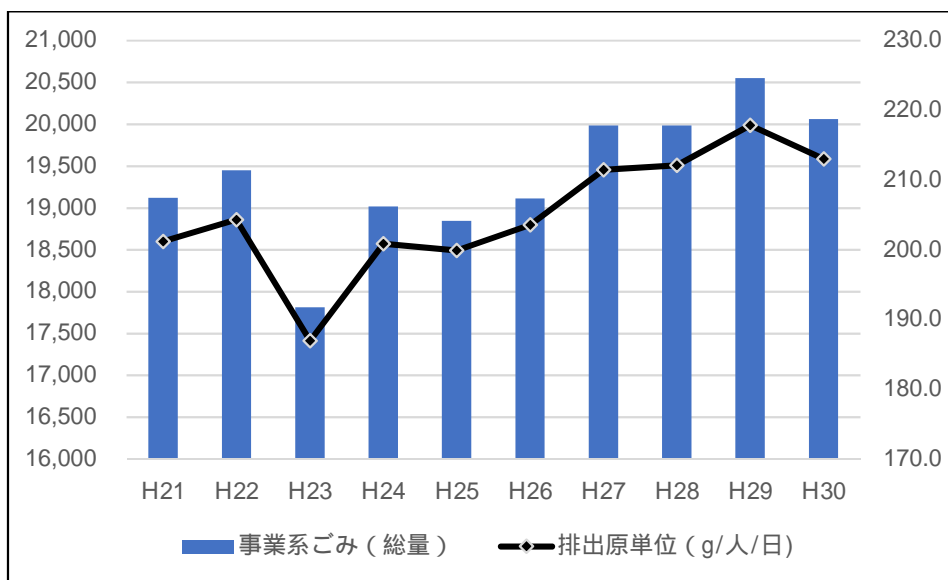


図 2-13 事業系ごみと排出原単位の推移

## イ 資源化率の推移

### (ア) 計画収集した資源再生物の資源化量(率)

過去10年間に計画収集した家庭系ごみのうち資源再生物の資源化量(率)は表2-16のとおりです。資源化量は平成21年度17,257トンに対し、平成30年度15,728トンと約9パーセント減少しています。一方、資源化率は平成21年度23.9パーセントから平成30年度25.4パーセントと1.5ポイント増加しています。

表2-16 計画収集における資源化量(率)の推移

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
人口	人	260,349	260,780	260,283	259,371	258,252	257,200	258,227	258,126	258,439	258,004
家庭系ごみ(総量)	t	72,337	69,386	69,531	68,355	66,640	65,162	65,167	64,554	62,594	61,928
資源再生物	t	17,257	17,667	17,357	17,037	16,750	16,580	17,126	16,900	15,792	15,728
資源化率	%	23.9%	25.5%	25.0%	24.9%	25.1%	25.4%	26.3%	26.2%	25.2%	25.4%
排出原単位	g/人・日	181.6	185.6	182.2	180.0	177.7	176.6	181.2	179.4	167.4	167.0

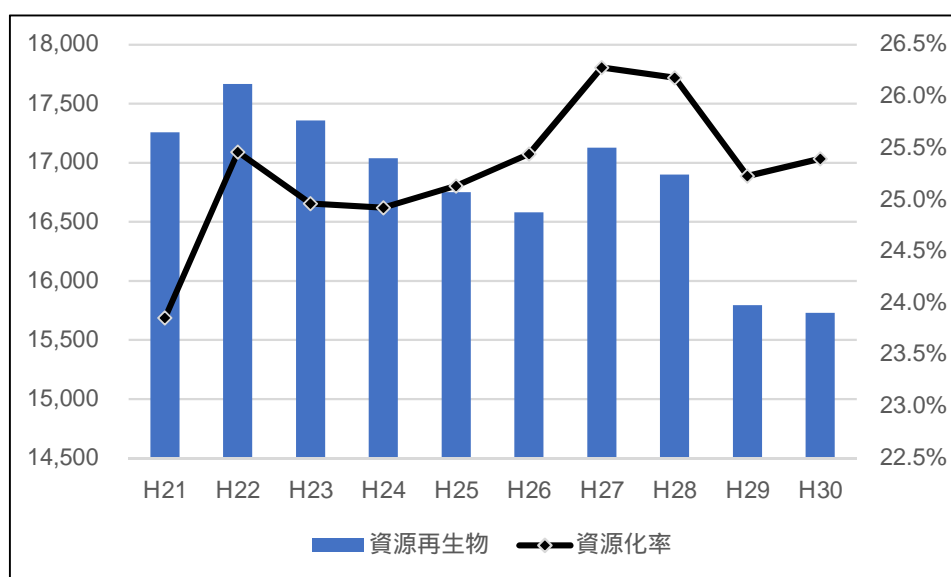


図2-14 計画収集における資源化量(率)の推移

## ウ 処理及び維持管理費の推移

平成25年度以降、環境事業センターの管理運営を民間事業者へ委託したことで人件費（技能職）と処理費（中間処理費）が低減し、委託費（中間処理費）が増加しています。収集運搬についても、不燃ごみや粗大ごみなどの委託化を開始したことで委託費（収集運搬費）が増加しています。

表 2-17 処理及び維持管理費の推移（単位：千円）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
処理 及び 維持 管理 費	一般職	180,472	186,867	174,610	207,995	213,303	187,453	187,121	194,210	228,246	216,187	
	人 件 費	技能職	1,021,458	1,035,847	1,006,148	1,000,153	1,039,193	1,135,453	1,139,146	1,129,847	1,138,738	1,133,855
		中間処理	323,926	322,488	270,743	251,470	118,007	22,137	16,274	23,722	0	0
		最終処分	16,014	15,683	15,041	15,717	13,883	12,515	12,203	12,681	16,223	17,309
	小計	1,541,870	1,560,885	1,466,542	1,475,335	1,384,386	1,357,558	1,354,744	1,360,460	1,383,207	1,367,351	
	処 理 費	収集運搬費	124,906	124,590	125,656	123,441	126,891	135,779	138,785	133,670	133,501	133,510
		中間処理費	514,297	588,315	487,148	465,432	137,740	50,847	49,244	38,903	56,164	65,405
		最終処分費	34,038	27,769	30,956	29,904	34,047	32,945	27,917	23,441	42,999	26,398
	車両等購入費	809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委 託 費	収集運搬費	15,303	18,406	6,605	7,926	1,713	85,595	98,423	99,799	149,122	149,014
中間処理費		477,663	444,327	417,925	387,817	578,421	807,886	814,800	820,670	849,263	833,486	
最終処分費		61,724	53,885	51,946	50,708	52,630	55,106	53,704	44,355	50,658	52,200	
合計		2,770,610	2,818,177	2,586,778	2,540,563	2,315,828	2,525,716	2,537,617	2,521,298	2,664,914	2,627,364	

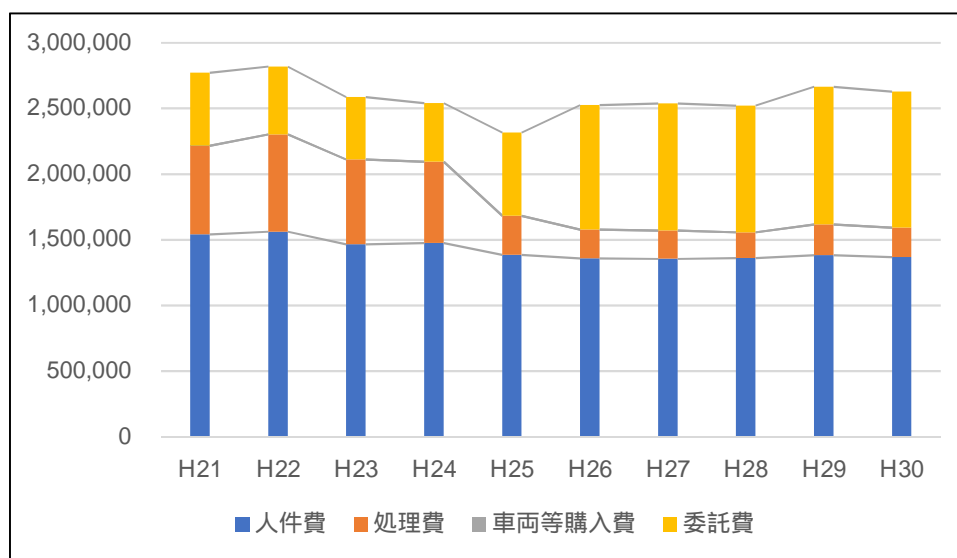


図 2-15 処理及び維持管理費の推移（単位：千円）

エ 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

平塚市環境基本計画（平成 29 年度～令和 8 年度）によれば、市内の二酸化炭素排出量を令和 8 年度までに平成 25 年度比 18.5 パーセント削減することを目指しています。この中で、本市の廃棄物部門の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は次式により算出し、5.1 パーセント削減することを目指しています。

平成 30 年度の実績値は 22,358,000 キログラムですので、約 17 パーセント近く削減する必要があります。

『二酸化炭素排出量の算定式』 $\text{ごみ焼却量} \times \text{合成樹脂類の割合} \times \text{可燃分の割合} \times \text{排出係数}$

表 2-18 ごみ焼却における二酸化炭素排出量の推移（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般廃棄物	19,613,492	19,459,506	25,031,578	23,477,824	21,654,040	22,358,000

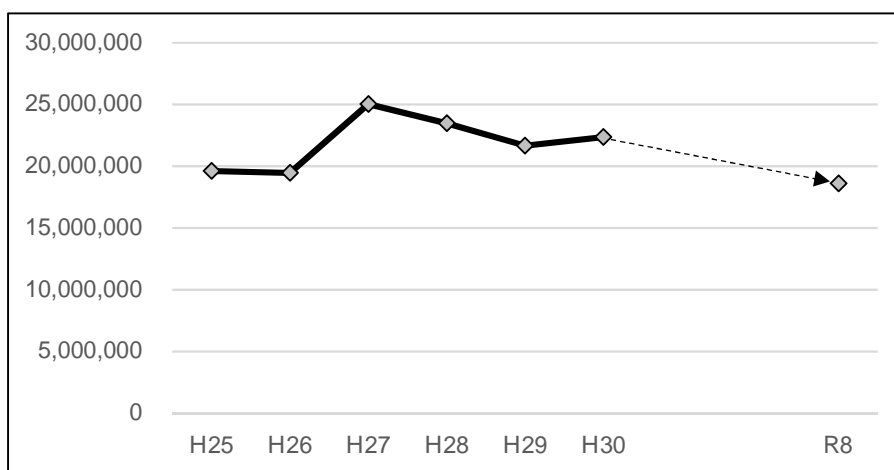


図 2-16 ごみ焼却における二酸化炭素排出量の推移（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

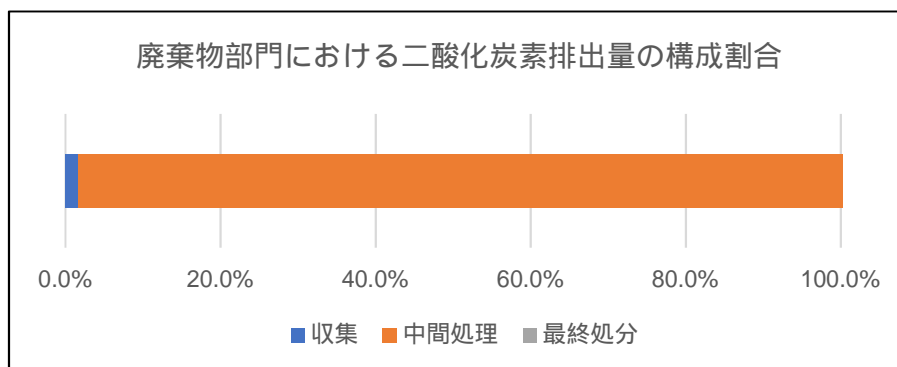


図 2-17 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の構成割合



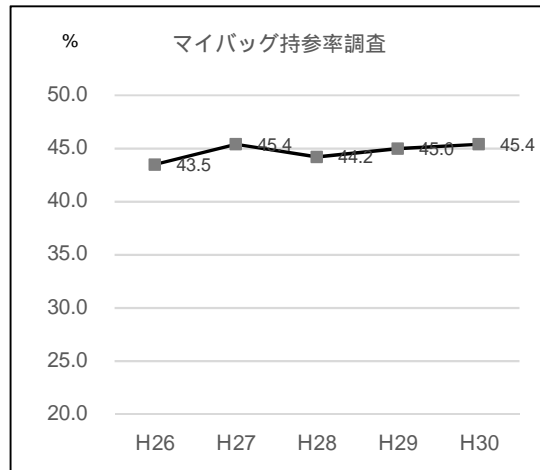
## 第2節 前計画におけるごみ処理に対する取組

### 1 家庭系ごみの減量化・資源化に関する取組

#### マイバッグ持参率

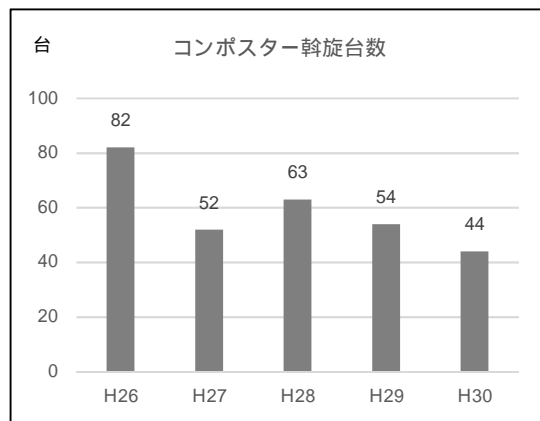
毎年、ごみ減量化推進委員会の協力により市内の約25店舗でマイバッグ持参率の出口調査を実施しています。45パーセント近くの方がマイバッグを持参する傾向にあります。

本市では毎月1日を「マイバッグの日」に指定し、マイバッグ持参及びレジ袋削減をお願いしています。



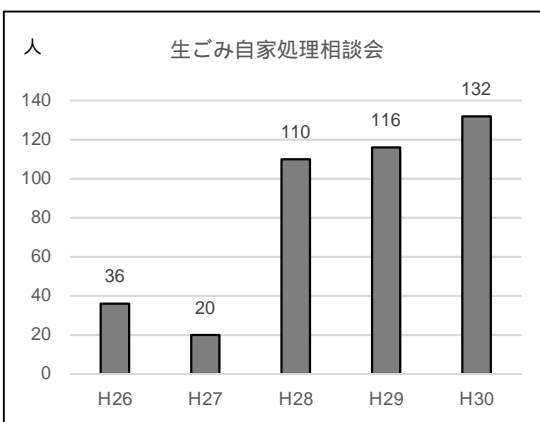
#### コンポスターの斡旋販売

家庭系ごみ(生ごみ)の減量化を推進するとともに、快適な生活環境を醸成し、地球の環境保全を図ることを目的として、生ごみ処理容器(コンポスター)の斡旋販売を行っています。平均して40台から50台の販売台数を記録しています。



#### 生ごみ自家処理相談会の実施

一般家庭から排出される生ごみを自らが処理又は堆肥化等を行うことを目的として、定期的に市役所1階の多目的ホール等で相談会を実施しています。相談員は市に登録された「生ごみ自家処理相談員」が行い、コンポスターやプランター等の様々な処理方法に対する指導・助言を行っています。



### フードドライブの実施

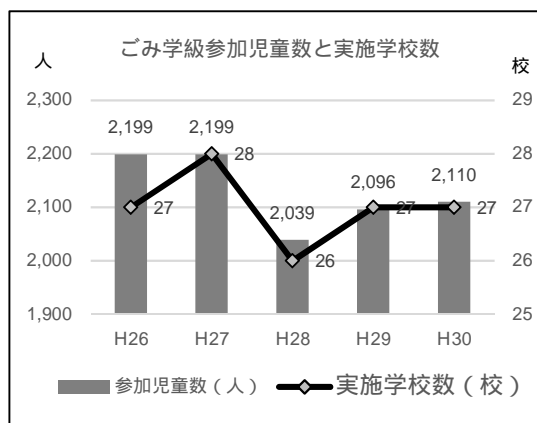
平成29年度から市内のフードバンクとの協働により賞味期限を迎えていない未使用食品の寄贈をしていただくフードドライブを開催しています。寄贈していただいたインスタント食品や缶詰などはフードバンクを通じてひとり親家庭等に配達されています。

	持参者 (人)	総重量 (kg)	食品合計 (点)
H29	7	12.2	58
H30	250	733	3,229



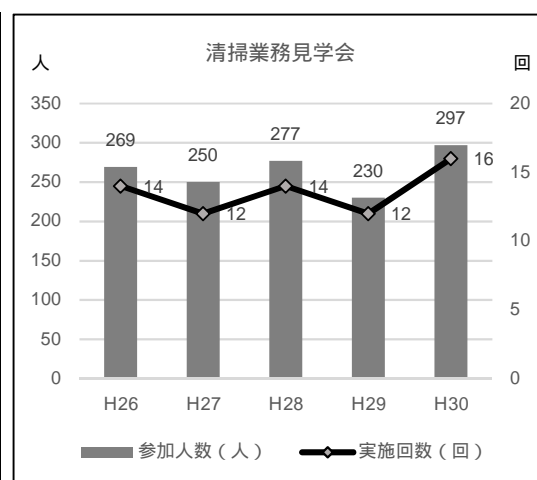
### ごみ学級の実施

ごみの分別の仕方やしし方など、ごみに関するモラル向上を図るため、市内の小学校4年生の社会科の授業でごみ学級を実施しています。



### 清掃業務見学会

ごみに対する理解をより深めてもらうために、市民の各種団体を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施しています。



### ごみ通信の発行

年3回定期的に家庭系ごみ1人1日あたりのごみ量や資源再生物などの分別において留意を要する点、ごみ処理経費の推移などをお知らせするために「ごみ通信」を発行しております。ホームページ上に掲出するとともに紙媒体により自治会で回覧をいただいております。



### ごみアプリの随時更新

家庭系ごみや資源再生物の分け方・出し方をいつでも検索することができる機能を持っています。また、お住まいの地域を登録することで家庭系ごみや資源再生物の出す日をお知らせしてくれる機能、市からのタイムリーな情報を受け取ることができる機能なども備わっています。



### ごみ分別カレンダーの充実

ごみの出し方や持ち込み先等を掲載したリーフレットを作成しています。日本語、英語、韓国語、中国語繁体字、中国語簡体字、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語の10言語に対応しています。





### 展開検査の実施

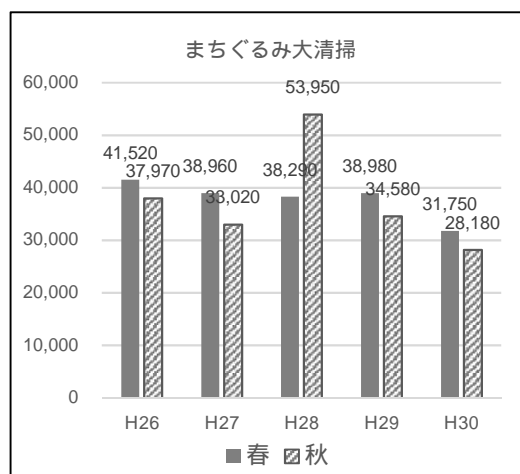
本市の廃棄物処理施設に持ち込まれたごみをすべて地面に広げ、手作業で不適物が入っていないか適宜確認しています。排出元が判明した場合は、不適物を返却する場合があります。ここでいう不適物とは、産業廃棄物、他市町のごみの混入、長さや太さなどの搬入規格に適合しないもの、資源として再生利用可能な古紙等をいいます。



## 3 美化活動に関する取組

### まちぐるみ大清掃の実施

地域の自主的活動により、美しい自然の保護と住みよい生活環境づくりに取り組んでいます。毎年春と秋の年2回、全市一斉の「まちぐるみ大清掃」を実施しています。



### 美化推進モデル地区の活動

現在、市内にはさわやかで清潔なまちづくり条例に基づき指定された美化推進モデル地区が5か所あります。地区の美化活動に積極的に取り組む自治会、地区住民又は事業者により構成された地区内での美化活動を行う団体を主な指定団体としています。





#### 4 人口類似自治体及び県内18市との比較

最新の「一般廃棄物処理実態調査（平成29年度）」を用いて、全国の自治体（県内を除く）のうち人口が24万人以上27万人未満の人口類似自治体、県内18市と比較し、本市の取組状況を確認します。比較は基本的に排出原単位（g/人・日）を用います。

##### （1）総排出量の比較

家庭系ごみと事業系ごみを合計した総排出量の比較は下記のとおりです。平成29年度の排出原単位は881グラムです。

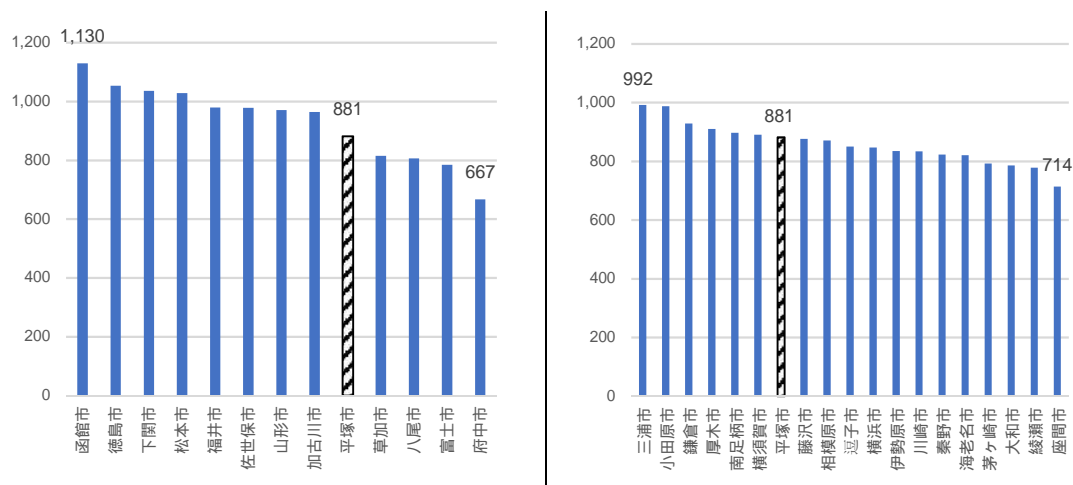


図 2-18 総排出量の比較 (単位: g/人・日)

##### （2）家庭系ごみの排出量の比較

###### ア 家庭系ごみの総排出量の比較

資源再生物を含む家庭系ごみの総排出量の比較は下記のとおりです。平成29年度の排出原単位は664グラムです。

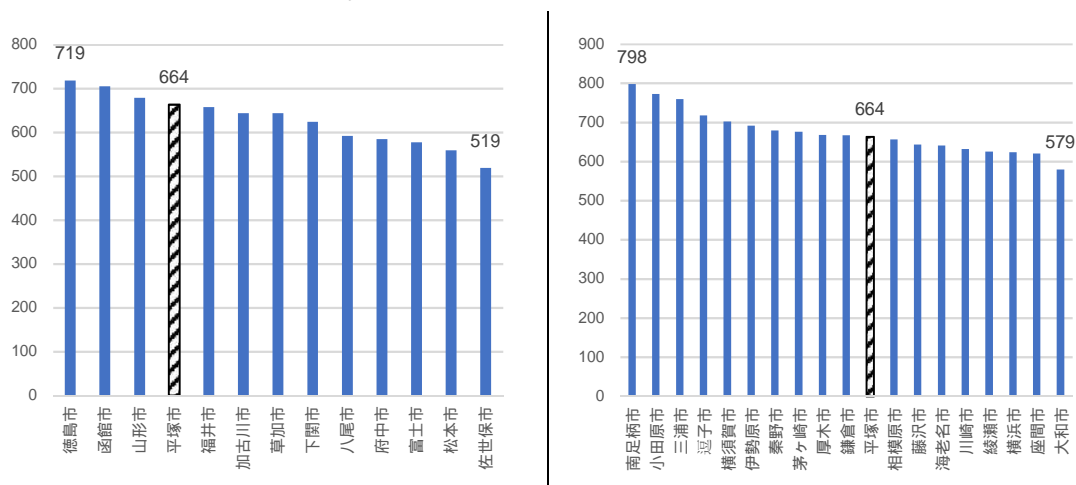


図 2-19 家庭系ごみ総排出量の比較 (単位: g/人・日)

### イ 家庭系ごみ（資源再生物を除く）の排出量の比較

資源再生物を除く家庭系ごみの排出量の比較は下記のとおりです。平成29年度の排出原単位は496グラムです。

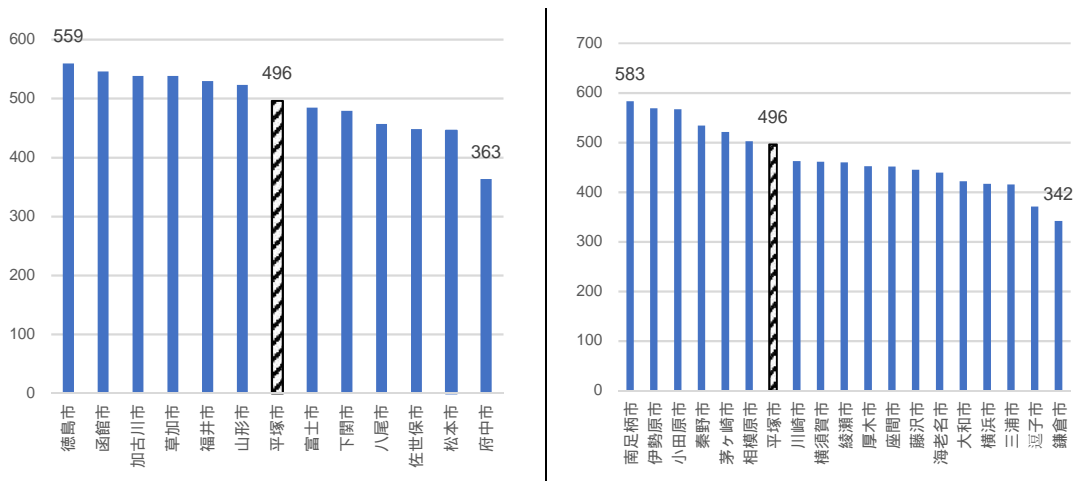


図 2-20 家庭系ごみ（資源再生物を除く）量の比較 (単位: g/人・日)

### (3) 事業系ごみの排出量の比較

事業系ごみの総排出量の比較は下記のとおりです。平成29年度の排出原単位は218グラムです。

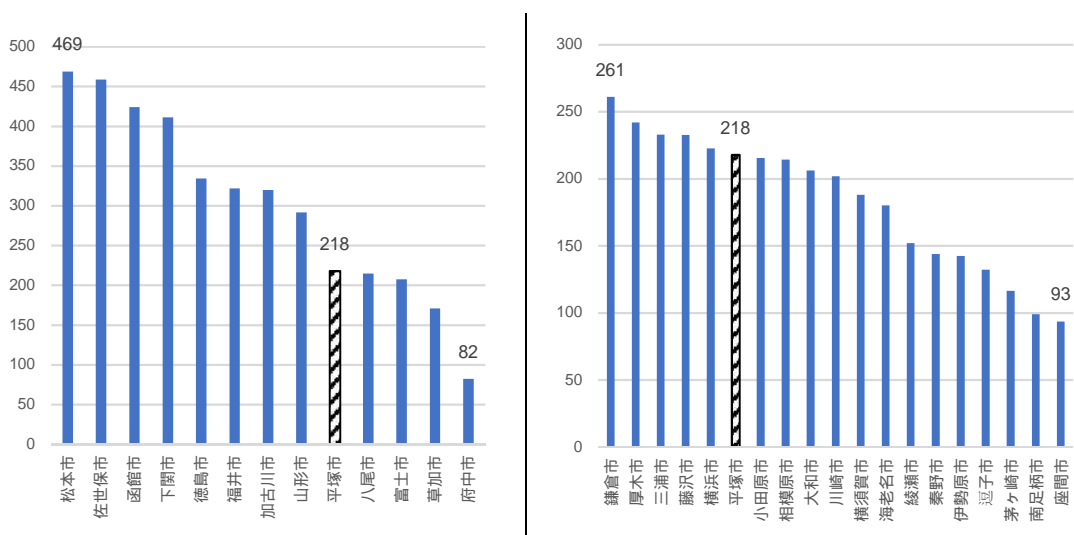


図 2-21 人口類似自治体比較 (事業系ごみ総排出量) (単位: g/人・日)

#### (4) 資源化率の比較

##### ア 総資源化率の比較

焼却灰・飛灰の溶融スラグ化等による資源化を含む総資源化率の比較は下記のとおりです。平成29年度の資源化率は25.4パーセントです。

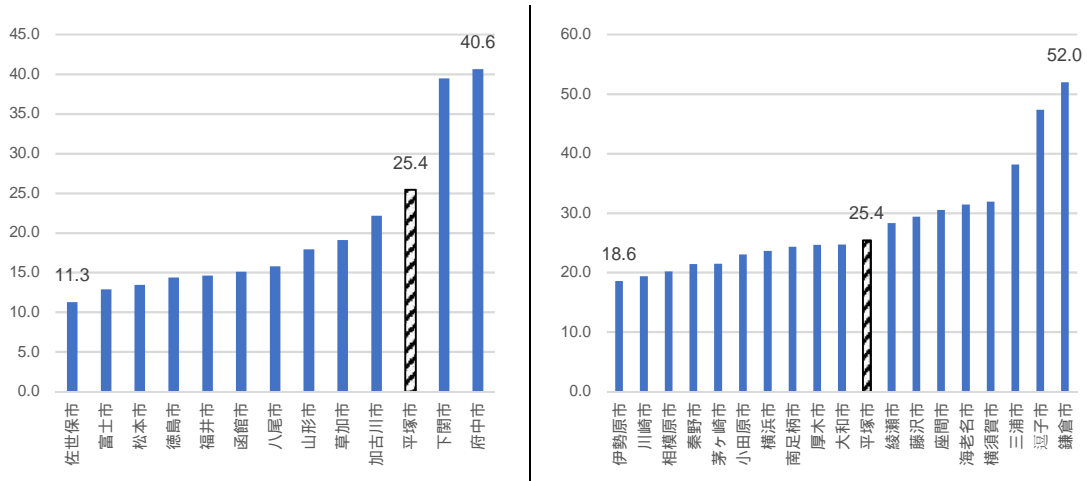


図 2-22 人口類似自治体比較 (総資源化率) (単位: g/人・日)

##### イ 家庭系ごみの計画収集量に基づく資源化率の比較

本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」を対象に、家庭系ごみの総排出量に占める割合を算出すると、平成29年度の資源化率は25.3パーセントです。

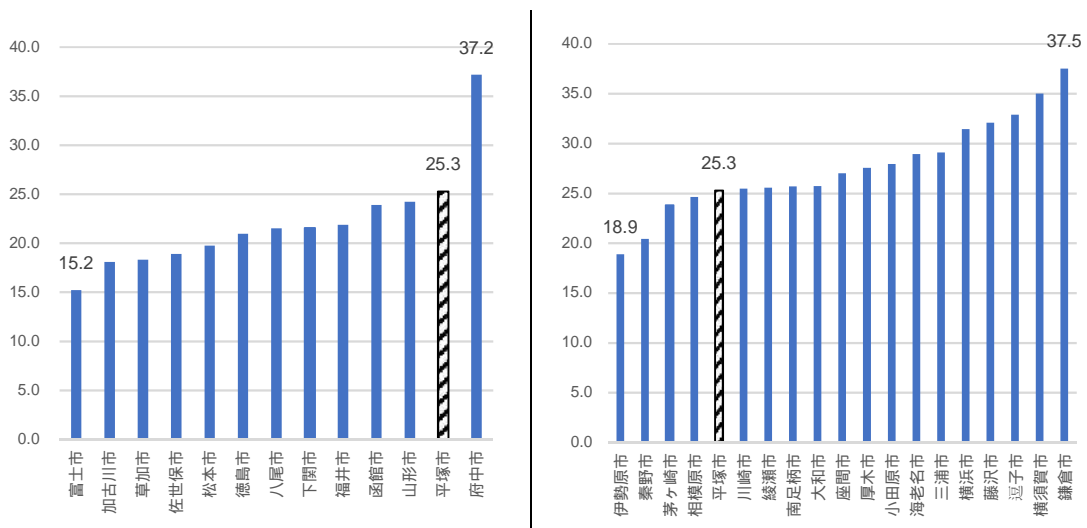


図 2-23 本市家庭系ごみの計画収集量に基づく資源化率 (単位: g/人・日)



### ウ 家庭系ごみの計画収集量に占める資源化量の比較

本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」の平成29年度の排出原単位は167.8グラムです。

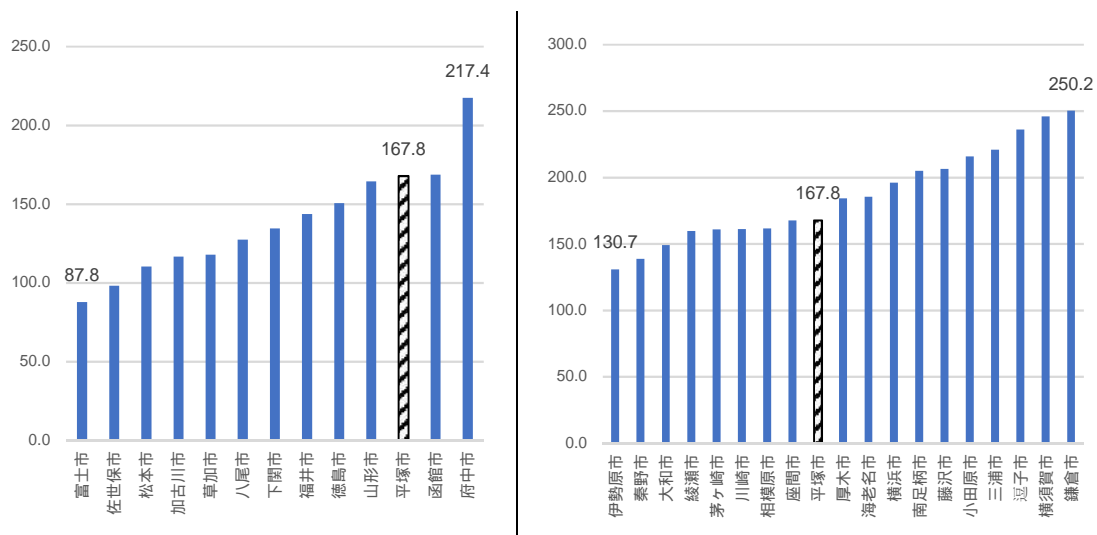


図 2-24 本市家庭系ごみの計画収集量に基づく資源量 (単位: g/人・日)

## エ 排出原単位の比較から見える資源再生物の分別可能性

前頁までの人口類似自治体との比較においては、本市の資源再生物の資源化率及び資源化量とも分別が進んでいる感がありますが、県内18市との比較においては、中位程度です。ここでは、資源再生物の分別が進んでいる自治体の傾向を探るため、本市の計画収集量に基づく資源再生物の排出原単位の傾向を基に本市の課題について整理します。

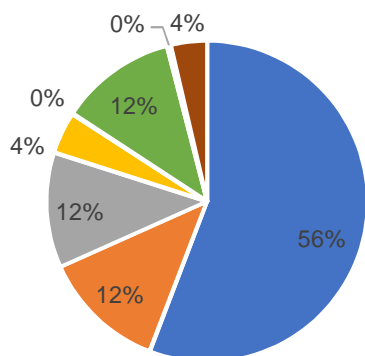


図 2-25 類似自治体

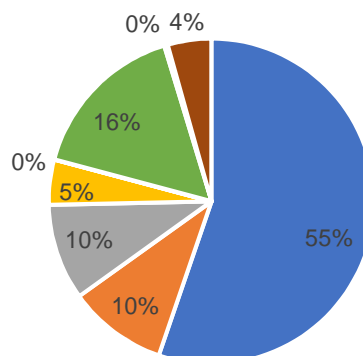


図 2-26 県内18市

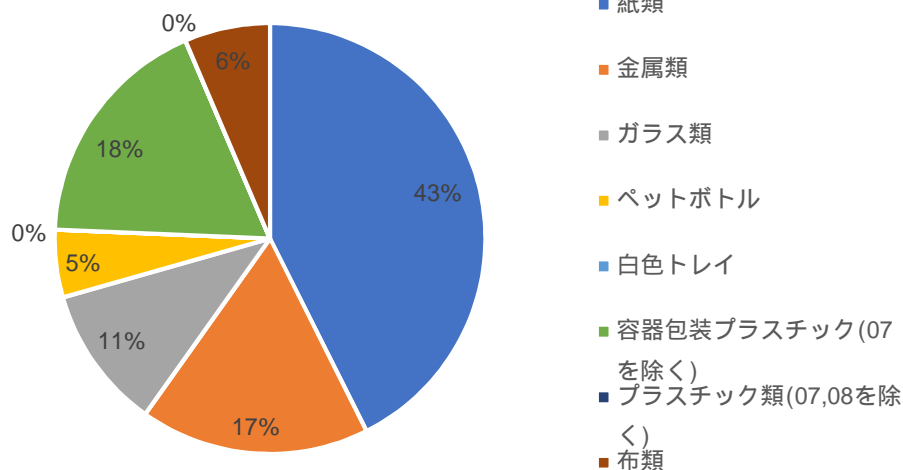


図 2-27 平塚市

上記図は計画収集している資源再生物の構成割合を比較した円グラフです。人口類似自治体や県内18市との比較において、本市が計画収集している紙類の割合は12～13ポイントほど少ない傾向にあります。

(ア) 資源再生物（紙類）の排出原単位比較

家庭系ごみの計画収集量に占める資源再生物の中でも、紙類は最も大きな割合を占めます。平成29年度の本市の排出原単位は71.5グラムです。

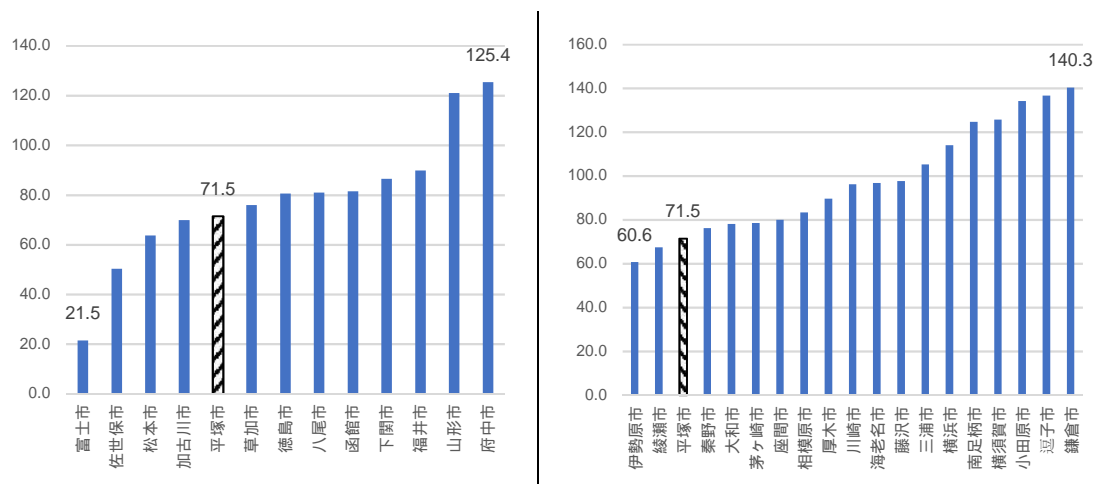


図 2-28 紙類の排出原単位 (単位: g/人・日)

(イ) 資源再生物（容器包装プラスチック）の排出原単位比較

家庭系ごみの計画収集量に占める資源再生物の中でも、容器包装プラスチックは紙類に次いで大きな割合を占めます。平成29年度の本市の排出原単位は30グラムです。

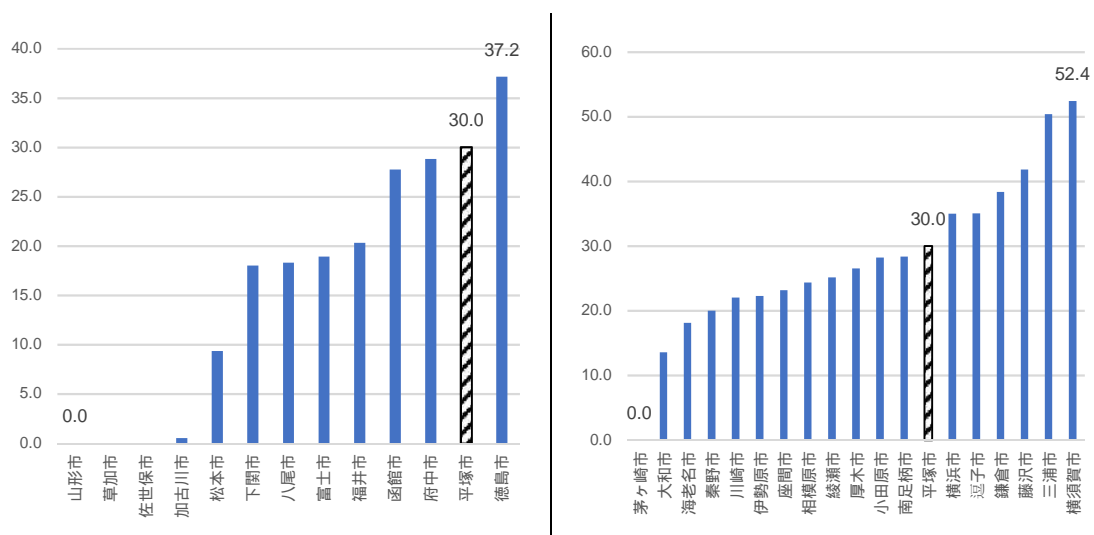


図 2-29 容器包装プラスチックの排出原単位 (単位: g/人・日)

( 5 ) 最終処分量の比較

最終処分量の比較は下記のとおりです。平成 2 9 年度の本市の最終処分量は 8 1 7 トンです。

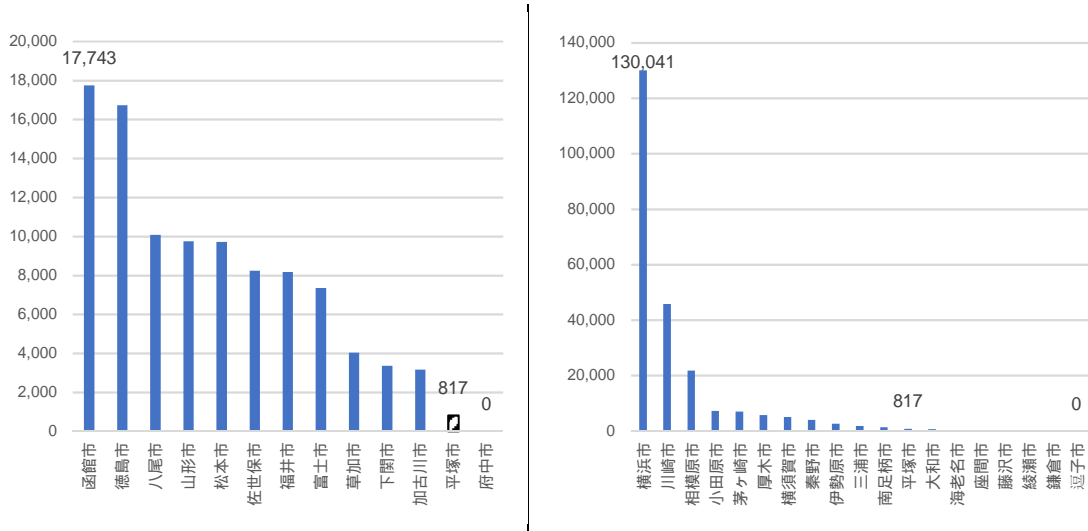


図 2-30 最終処分量 (単位: トン)

( 6 ) 処理及び維持管理費の比較

処理及び維持管理費の比較は下記のとおりです。平成 2 9 年度の本市の処理及び維持管理費は 1 0 , 3 1 2 円です。

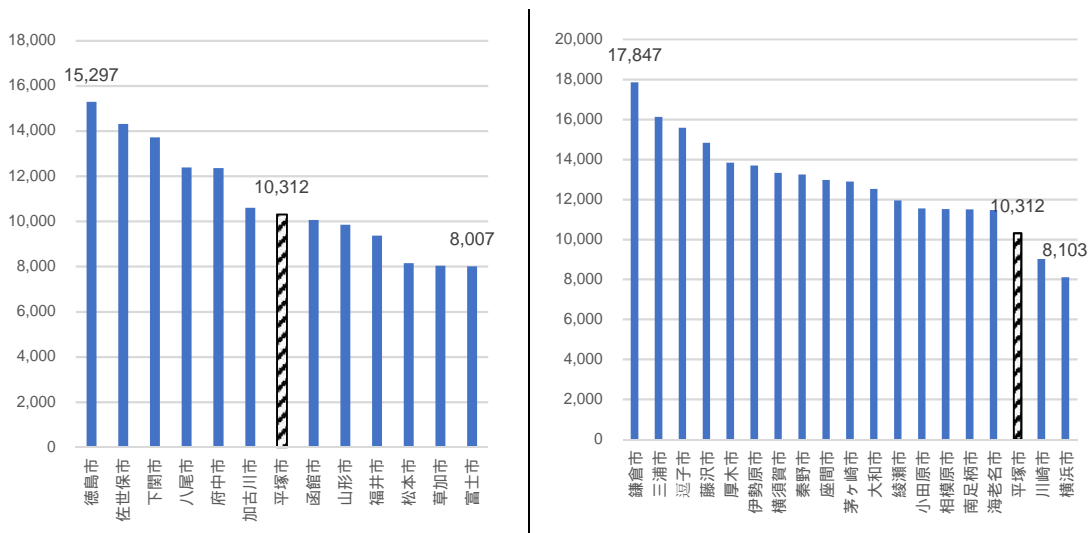


図 2-31 処理及び維持管理費 (単位: 円)

## 5 焼却ごみにおけるごみ組成

### (1) ごみ組成

国が定める環整第95号により測定した乾基準によると、厨芥類の割合が低下する一方で、紙・布類と合成樹脂類の割合が上昇しています。1立方メートルあたりの重量を示す単位容積重量は、平成24年度の212キログラムをピークに近年は120キログラムから130キログラムまで低下しています。

湿基準は、水分の割合が平成22年度の54パーセントをピークに近年は40パーセント前後まで低下しています。低位発熱量は年々増加の傾向にあり、近年は1キログラムあたり10,000キロジュールを超えています。現在の焼却炉における計画ごみ質内ではありますが、ごみの発熱量は高位で推移している状態ですので、設備の寿命が短くなり、追加的な改修費が発生する恐れがあります。

表 2-19 ごみ組成の経年変化（乾基準）

測定項目		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
乾基準	ごみの組成	紙、布類	%	41.9	39.5	42.5	42.0	51.9	49.7	51.4	48.9	47.8	46.2
		合成樹脂類	%	19.1	15.9	20.9	18.0	20.7	24.2	24.6	23.9	22.4	24.5
		木、竹類	%	12.7	11.7	14.2	18.5	12.6	11.1	11.1	14.6	16.7	15.0
		厨芥類	%	20.7	22.4	14.3	12.9	10.2	11.0	8.5	8.2	8.2	9.4
		不燃物	%	3.2	5.4	3.9	4.3	1.1	1.1	1.2	1.2	0.9	1.0
		その他	%	2.4	4.9	4.3	4.3	4.5	2.8	3.3	3.2	4.0	3.9
単位容積重量		Kg/m3	170	202	207	212	174	153	120	124	120	128	
湿基準	成分	水分	%	51.2	54.0	48.1	52.6	45.2	45.2	40.3	41.2	38.2	40.9
		灰分	%	5.4	6.6	5.9	5.9	4.9	3.8	4.6	4.8	5.9	5.0
		可燃分	%	43.4	39.4	46.0	41.5	51.2	48.5	56.6	54.9	55.2	52.4
	低位発熱量(測定値)		KJ/Kg	7,272	6,171	8,389	7,392	9,917	9,137	11,083	11,662	11,020	10,493
		Kcal/Kg	1,738	1,475	2,005	1,767	2,367	2,183	2,647	2,785	2,633	2,505	

### (2) 容器包装プラスチック等の合成樹脂類の割合を推計

湿基準による合成樹脂類の割合を、合成樹脂類及び不燃物には水分が含まれないと仮定し、推計式『(灰分+可燃分)×合成樹脂類』により算出します。近年、図2-32のとおり、焼却ごみに含まれる合成樹脂類の割合が上昇していると推察できます。

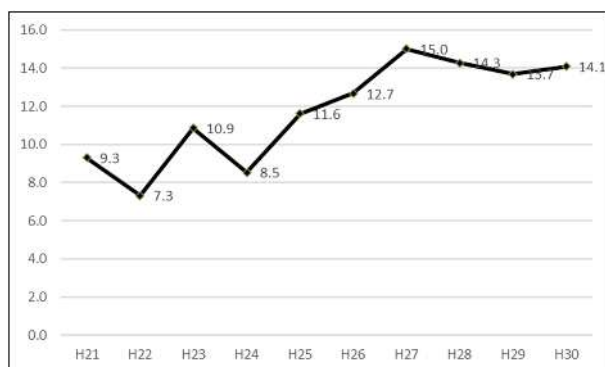


図 2-32 焼却ごみに含まれる合成樹脂類の割合（湿基準）

6 ごみ袋の開封調査結果

(1) 家庭系ごみのうち可燃ごみとして排出された内容の構成割合

全体の約50パーセントが厨芥類(生ごみ)を占め、直接廃棄、食べ残し、調理くずを理由とした廃棄が見られます。また、資源再生物としてリサイクル可能な紙類と容器包装プラスチックも一定割合含まれています。また、本調査は市内の高齢化が平均的な地区を基に実施したのですが、オムツの全体に占める割合も5パーセント程度あります。

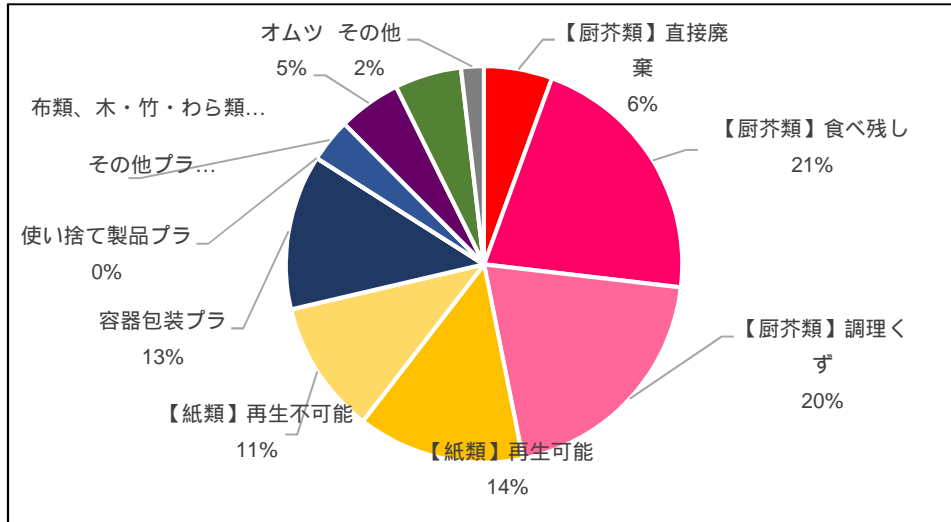


図 2-33 家庭系ごみ(可燃ごみ)の開封調査結果(平塚市)

(2) 事業系ごみ(小売業)として排出された内容の構成割合

本市において最も多い小売業を対象とした開封調査においても、家庭系ごみと類似した傾向が見られます。産業廃棄物としての廃プラスチック類の混入も見られます。

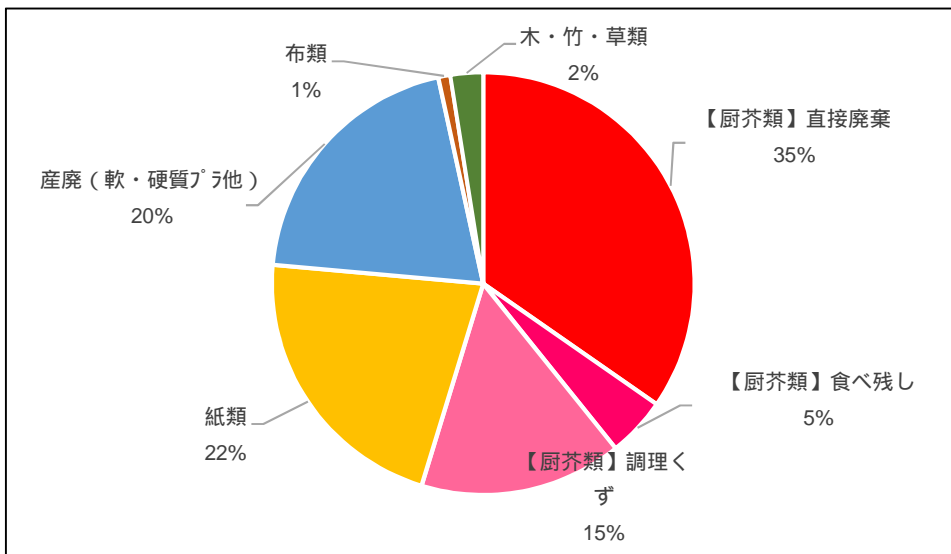


図 2-34 事業系(小売業)ごみの開封調査結果(平塚市)

---

### 第3節 ごみ処理の課題

---

#### 1 家庭系ごみにおける課題

##### (1) 可燃ごみにおける減量・分別

平成30年度の資源再生物を除く家庭系ごみの排出原単位は490.6グラムです。前計画で掲げていた令和2年度末における最終目標値は525グラムでしたので、近年の堅調な推移を見る限り目標の達成が見込まれます。しかしながら、図2-20のとおり、平成28年度における排出原単位は、県内で7番目に多い状況です。

家庭系ごみの可燃ごみを対象とした市独自の開封調査の結果は、前頁の図2-33のとおりです。全体の約47パーセントが調理くず、食べ残し等の生ごみであり、資源再生物としてリサイクル可能な紙類が約14パーセント、容器包装プラスチックが約13パーセント混入されていました。

資源再生物を除く家庭系ごみの排出原単位を削減するには、食品ロス対策をはじめとする生ごみの排出抑制や、紙類や容器包装プラスチックの分別をより一層徹底することが必要です。

##### (2) 資源再生物の分別徹底

図2-23(34頁)のとおり本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」の資源化率は25.3パーセントと、県内では19市中5番目に低い状況です。排出原単位は167.8グラムと、こちらは県内で19市中9番目に少ない状況です。

資源再生物の減量自体は好ましいことですが、前頁の図2-33のとおり、可燃ごみには容器包装プラスチックと紙類が混入している状況です。

「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」を対象とした資源化率の算出において、鎌倉市は37.5パーセント、横須賀市は35.0パーセントと本市とは10ポイントから12ポイントの差があります。排出原単位に換算すると本市と80グラム前後の差です。

主な要因は紙類と容器プラスチックの分別排出にあります。

図2-28(37頁)のとおり本市の紙類の排出原単位は71.5グラムですが、鎌倉市は140.3グラム、次いで逗子市は136.7グラムとおよそ2倍の差があります。また、図2-29(37頁)のとおり本市の容器包装プラスチックの排出原単位は30.0グラムですが、横須賀市は52.4グラム、次いで三浦市は50.4グラムとおよそ20グラムの差です。

資源再生物としての紙類、容器包装プラスチックの分別をより一層徹底することが必要です。

### (3) 超高齢社会

平成30年10月1日現在、本市の65歳以上の人口割合は27.3パーセントですが、令和2年3月に本市が発表した「平塚市人口ビジョン」によると、令和32年には37.4パーセント（本市将来展望）まで上昇すると推計しています。

また、このうち65歳以上の単身世帯も増加傾向にあります。超高齢社会が進展することで、在宅医療廃棄物や使用済みオムツなどが増加し、高齢者によるごみの出し方や分別排出をめぐる課題が増えると予想されます。身体能力の低下や健康状態の悪化によりごみ出しが困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを住居内外に溜め込んでしまう状況などもその一例です。

こうした課題に対する高齢者支援として、本市では各戸収集の拡充に努めてきました。65歳以上の単身世帯で、かつ要介護2以上の方などを対象とした「福祉収集」や、令和元年度から開始した、65歳以上の高齢世帯で、かつどちらかが要介護2以上であることを条件とした「ふれあい収集」です。

令和元年度からは、超高齢社会対策も1つの要素とする家庭系可燃ごみの戸別収集について、市内3か所で社会実験を開始し、現在は市内全域への拡充に向け、効果検証や課題抽出を行っています。

福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取組などとも連携しつつ、引き続き、廃棄物行政としての対応策を検討していく必要があります。

### (4) 家庭用ごみ袋の有料化

経済的インセンティブを活用した家庭ごみの排出抑制や再使用、再生利用の促進、ごみの排出量に応じた負担の公平性、更には市民の意識改革を進めるために、国は家庭用ごみ袋の有料化を1つの方策として推奨しています。

しかし、本市は一部事業系ごみの増加はみられるものの、家庭系ごみを含む総排出量は前計画において年々減少傾向にあること、また、その中でも可燃ごみには再生利用が可能な古紙類や容器包装プラスチックが約30パーセント混入している現状ですので、ごみの削減効果の大きい資源再生物の分別排出に優先的に取り組むべき余地がある中、市民に経済的負担を課してまでごみの減量化に取り組むべき状況であるとは言えません。

一方で、ごみの排出抑制や分別排出に積極的に取り組む市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保、受益者負担の確保といったかねてからの課題に加え、令和元年5月には国のプラスチック資源循環戦略において、温暖化対策や海洋プラスチックごみ対策の一環として「可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取組を進める」ことが示されました。

引き続き、ごみ排出量の推移や、バイオマスプラスチックを用いたごみ袋の市況などを見据えながら、将来的な家庭系ごみ袋の有料化について研究していく必要があります。



## 2 事業系ごみにおける課題

平成29年度の事業系ごみの排出原単位は218グラムと、県内では19市中6番目に多い状況です。事業系ごみは、排出者責任のもと適正に処理することが求められるのですが、その量は経済活動の影響を受けて大きく変動します。

平成24年と平成28年の経済センサス - 活動調査の結果を比較すると、例えば小売業において、事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積のいずれもが増加しており、中でも食品関連事業者は、従業者数、年間商品販売額及び売場面積に関して、約1.5倍の増加を記録しています。レストランや食堂といった飲食サービス業も経済活動との密接な関係において同様の傾向が見られます。

本市処理施設へ持ち込みの多い業種に小売業と医療・福祉が挙げられます。小売業を対象とした開封調査の結果は図2-34のとおりですが、依然として資源として再生利用可能な紙類や、産業廃棄物としての廃プラスチック類等の混入が見受けられますので、更なる分別の徹底が必要です。

食品関連事業者の中には食品ロスを含む食品残渣が多く含まれています。食品リサイクル法や食品ロス削減法等の趣旨からも、更なる減量化・資源化が必要です。

また、医療・福祉施設からは年々、使用済み紙オムツの排出が多くなっています。

事業者責任のもと環境配慮に基づく廃棄物の適正処理を推進するため、今後も市処理施設におけるごみ収集車の展開検査や、多量排出事業者への立ち入り調査、減量化計画書の作成依頼、そして事業系ごみの減量・資源化を進めるための情報発信等を通じて、排出事業者の処理責任を後押ししていく必要があります。

### 3 処理計画における課題

#### (1) 収集運搬計画

超高齢社会への対応やごみ出し責任の明確化、景観面の向上を図るなどを目的に、令和元年度から市内3か所で可燃ごみ戸別収集の社会実験を実施しています。今後、市内全域での実施を目指すにあたり、民間委託を導入し、コスト削減を図ります。近年多発する様々な災害等においても、本市直営の機動性を確保しつつ、民間の協力も得ながら迅速にライフラインとしての収集を継続していきます。

温暖化対策の点からも、環境に配慮した車両で効率よく運搬する体制が求められます。

#### (2) 中間処理計画

環境事業センターでは容器包装プラスチック等の合成樹脂類の搬入増加に伴い、バグフィルター等の設備への負荷や二酸化炭素量が増加している要因となっています。施設設備の延命化や環境負荷を軽減するためにも、市民等に対する分別排出の周知が必要です。

リサイクルプラザに二次電池や不適物が混入し、施設内で発火等する事例が散見されます。引き続き、市民に対する分別排出の周知が必要です。

粗大ごみ破碎処理場は、令和7年度までの延命化が図られていますが、更なる延命化を図るため再延命化工事が必要です。その後の施設整備については、引き続き平塚・大磯・二宮におけるごみ処理広域化施設として再整備の検討が必要です。

#### (3) 最終処分計画

最終処分の埋立許容量には限りがあります。環境事業センターから排出する焼却残渣を外部に資源化を委託することで、埋立量は大幅に削減していますが、大規模災害等が発生した場合は、不燃残渣物の埋立量の増加により現在計画している埋立期間が大幅に短縮されることも想定されます。市内に新たな最終処分場を確保することが困難である以上、そうした事態への対応等も含め、埋め立て処理をしている粗大ごみ破碎処理場からの不燃残渣物（ガラス・陶磁器等）についても、費用対効果や最新技術の動向などを注視しつつ、資源化を検討することが必要です。

### 4 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量における課題

近年、家庭系ごみの減量化に伴い、環境事業センターにおける焼却ごみも削減されている傾向にあります。しかしながら、ごみの組成、低位発熱量、単位容積重量の実績値から合成樹脂類の混入が増加し、二酸化炭素の排出量が増加しているものと推察されます。

家庭系ごみとして排出される容器包装プラスチックやペットボトル等の分別・リサイクルの徹底、破碎処理後に焼却を要する廃棄物の削減、事業系ごみの展開検査の強化による廃棄物量の削減などにより、二酸化炭素排出量を削減することが必要です。

## 第4節 ごみ処理の基本理念・基本方針

### 1 基本理念

本計画は上位計画である平塚市環境基本計画（平成29年3月）における地球環境分野（廃棄物）の推進を担っています。従って、同計画で設定する目指すべき環境像を本計画においても基本理念とします。

#### 目指すべき環境像

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』

廃棄物部門におけるごみの減量化や資源化、適正処理により環境負荷の軽減に努めることは、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に寄与することになります。市民・事業者・市の3者がごみや資源再生物の処理に向き合うとき、その背後に控える気候変動や生物多様性への影響を絶えず念頭に置くことが重要です。自然豊かな環境を次の世代につないでいくためには、ごみの排出抑制、再使用、再生利用等の実践とともに、できるだけ環境負荷をかけないリサイクル・適正処理を行いつつ、限りある資源の抽出やエネルギーの有効活用を推進していきます。

また、近年は温暖化を背景とした台風や水害等による自然災害等の発生頻度も高くなり、平時とは状況の異なるごみ等への対応も求められるようになっていきます。社会インフラとしての廃棄物行政を停止することなく、効率的で安全かつ安定して処理するため、収集運搬、中間処理、最終処分体制の強靱化にも努めます。

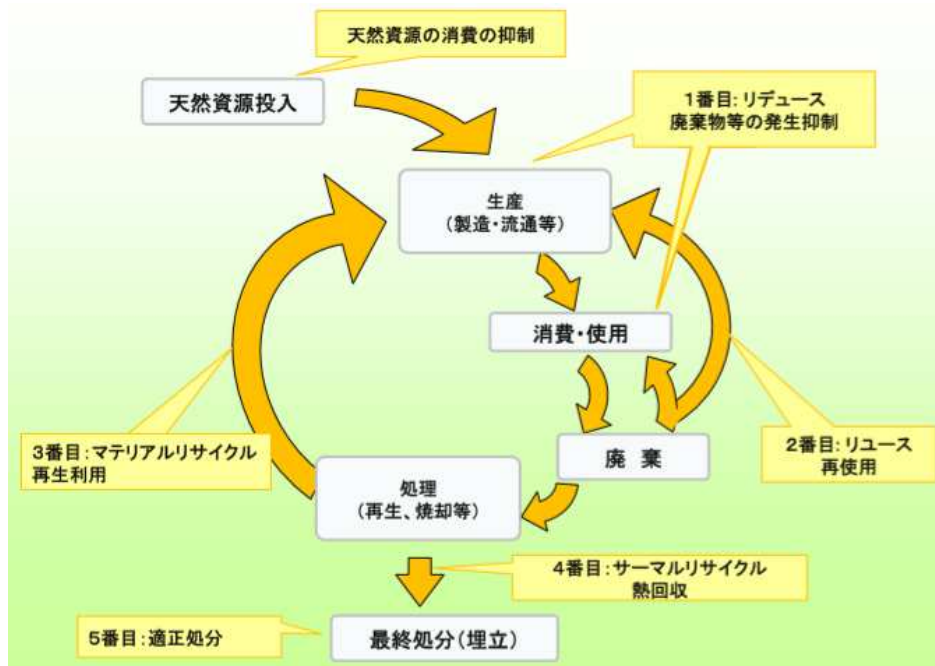


図 2-35 循環型社会における処理の優先順位（環境省）

## 2 基本方針

以下、本計画の基本理念を実現するために3つの基本方針を設定します。

### 基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践

消費者(市民)・事業者は自らが環境負荷低減に資する行動を実践するとともに、消費者(市民)は事業者を、事業者は消費者(市民)を、互いが環境に配慮した行動を評価・選好する風土が市域全体に広めます。

### 基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進

市民・事業者は様々な広報媒体を通じてごみの減量化や資源化、その他の廃棄物行政に関わる情報を容易に入手できるようにします。市民・事業者は市との協働事業等を通じて5Rに取り組む意義や有用性を感じることができ、環境意識が向上します。

### 基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営

ごみ等の収集から処分に至るまでの全ての工程において、温室効果ガス削減に向けた積極的な取組や希少資源・エネルギーの有効活用を推進します。また、処理コストと環境負荷低減にかかる効果のバランスを見極めつつ、社会状況や限られた財源の中で最良の廃棄物行政を運営します。

表 2-20 5Rの意味

	読み方	実践例
Refuse	リフューズ	不必要なものは断る
Reduce	リデュース	必要なもの、断れないものを減らす
Reuse	リユース	使うもの、断れないもの、減らせないものは繰り返し使う
Recycle	リサイクル	断れないもの、減らせないもの、繰り返し使えないものは資源化する
Renewable	リニューアブル	再生可能資源に切り替える 再生可能資源の製品を利用する

Renewableの考え方は、国の「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)において『より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)に適切に切り替える』ことを踏まえ設定しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図 2-36 本計画においても留意する SDGs が掲げる 17 のゴール



図 2-37 SDGs が目指す経済・社会・環境の三層構造の統合図（環境省）

### 3 計画目標

#### (1) 目標の考え方

将来目標は、環境省が平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、本市の将来人口や将来のごみ量の発生予測を踏まえ、施策の効果等を見込んで設定します。

#### (2) 将来の人口予測

令和2年2月に改訂した「平塚市人口ビジョン」のうち、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」の推計を基に、出生の希望等を参考にして将来の出生率等の仮定を変えて推計した『将来展望推計』を用います。

これによると、計画目標年度の令和12年度には総人口が247,384人になると推計されます。

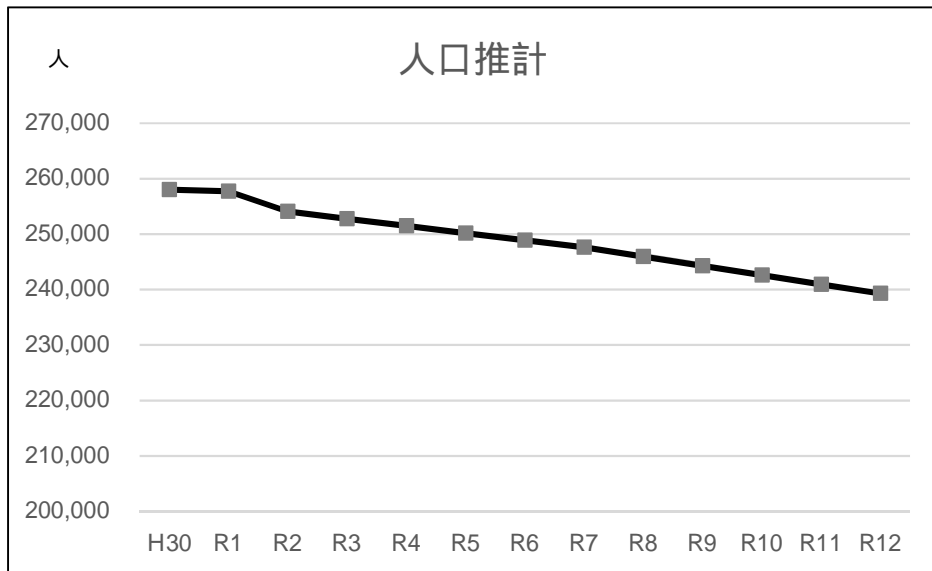


図 2-38 平塚市人口推計

#### (3) 将来のごみ量(見込み)

##### ア 将来推計の手法

環境省が定める「ごみ処理基本計画策定指針」によれば、過去の実績から排出原単位を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測することが望ましいとされています。

そこで、本計画では、直近の平成30年度における1人1日当たりのごみ排出量と、人口の増減のみを反映させた「単純推計」と、過去5年間のごみ排出量の変化を複数の数式モデルに代入し推計した「トレンド推計」の二種類を算出し、その範囲に将来ごみ発生量があてはまるものと仮定します。

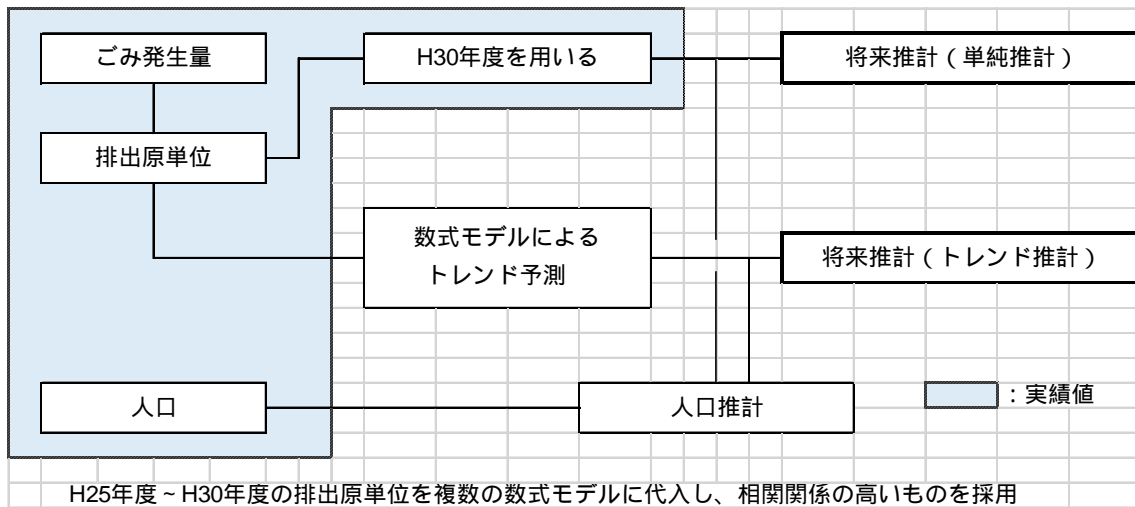


図 2-39 ごみ発生量の考え方

イ 将来推計の結果

(ア) ごみ発生量：総排出量

本計画目標年度である令和12年度においては、ごみ発生量が単純推計では79,747トン、トレンド推計では73,628トンになると見込まれます。これは平成30年度実績に対して、単純推計においては2.7パーセントの減少率、トレンド推計においては10.2パーセントの減少率となります。

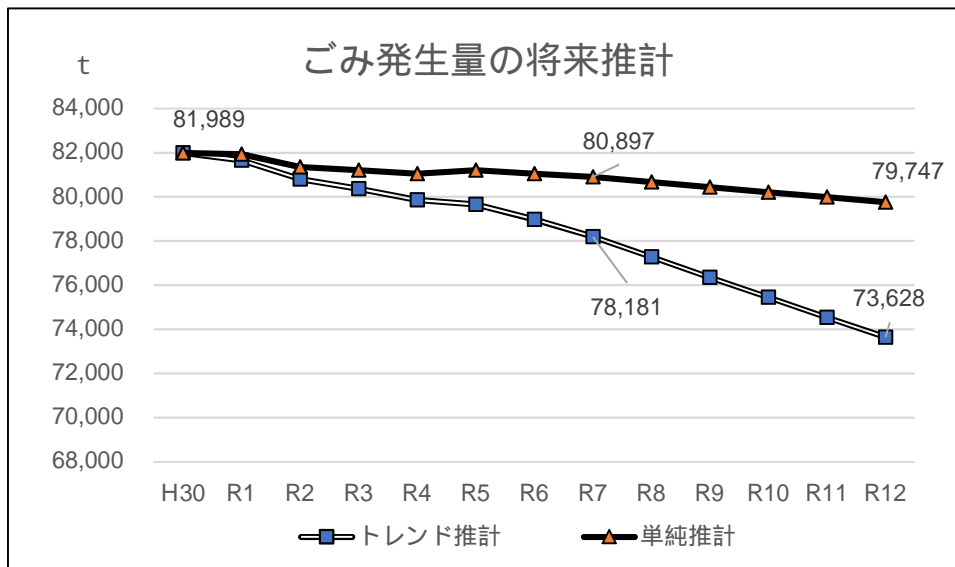


図 2-40 将来のごみ発生量推計

(イ) 区分ごとの内訳

単純推計

表 2-21 将来のごみ発生量 (単純推計、総量)

区分	分類	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			人口	人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300
家庭系 ごみ	可燃ごみ	t	42,059	42,012	41,618	41,515	41,413	41,310	41,208	41,106	40,951	40,794	40,638	40,482	40,326
	不燃ごみ	t	3,836	3,829	3,793	3,783	3,774	3,765	3,755	3,747	3,732	3,718	3,703	3,689	3,675
	資源再生物	t	15,728	15,718	15,571	15,533	15,494	15,458	15,417	15,380	15,323	15,263	15,204	15,147	15,087
	鉄類 (空き缶類)	t	938	941	932	930	927	925	923	920	917	913	910	906	903
	その他金属類 (金属)	t	867	865	857	855	853	851	849	847	844	840	837	834	831
	びん (ｶｯﾌﾟ)	t	1,738	1,740	1,724	1,720	1,715	1,711	1,707	1,703	1,696	1,690	1,683	1,677	1,670
	新聞・雑誌	t	4,274	4,271	4,231	4,220	4,210	4,200	4,189	4,179	4,163	4,147	4,131	4,115	4,099
	段ｶｰﾙ	t	2,163	2,164	2,143	2,138	2,133	2,128	2,122	2,117	2,109	2,101	2,093	2,085	2,077
	紙ﾊﾟｯｸ	t	95	94	93	93	93	93	92	92	92	91	91	91	90
	古繊維	t	1,250	1,251	1,239	1,236	1,233	1,230	1,227	1,224	1,220	1,215	1,210	1,206	1,201
	ﾊﾞｯﾄﾙ	t	974	969	960	957	955	953	950	948	944	941	937	934	930
	容器包装ﾌﾟﾗｽチック	t	2,989	2,982	2,954	2,947	2,940	2,932	2,925	2,918	2,907	2,896	2,885	2,873	2,862
	廃食用油	t	106	103	103	102	102	102	101	101	101	100	100	100	99
	剪定枝	t	214	216	214	214	213	213	212	212	211	210	209	208	208
	小型家電	t	120	122	121	121	120	120	120	119	119	119	118	118	117
	蛍光管	t	(2)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	粗大ごみ (家電ﾘﾌﾟﾗｲｽﾞ除く)	t	242	245	242	242	241	241	240	239	238	237	237	236	235
その他のごみ (有害ごみ)	t	63	66	65	65	65	65	65	64	64	64	64	63	63	
小計	t	61,928	61,870	61,289	61,138	60,987	60,839	60,685	60,536	60,308	60,076	59,846	59,617	59,386	
事業系 ごみ	t	20,061	20,061	20,061	20,061	20,061	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	
総排出量	t	81,989	81,931	81,350	81,199	81,048	81,200	81,046	80,897	80,669	80,437	80,207	79,978	79,747	
総排出量原単位 合計	g/人・日	871	871	873	874	874	878	878	879	880	881	881	882	883	

表 2-22 将来のごみ発生量 (単純推計、排出原単位)

区分	分類	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			人口	人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300
家庭系 ごみ	可燃ごみ	g/人・日	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6
	不燃ごみ	g/人・日	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7
	資源再生物	g/人・日	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1
	鉄類 (空き缶類)	g/人・日	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
	その他金属類 (金属)	g/人・日	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
	びん (ｶｯﾌﾟ)	g/人・日	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
	新聞・雑誌	g/人・日	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4
	段ｶｰﾙ	g/人・日	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
	紙ﾊﾟｯｸ	g/人・日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	古繊維	g/人・日	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3
	ﾊﾞｯﾄﾙ	g/人・日	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
	容器包装ﾌﾟﾗｽチック	g/人・日	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7
	廃食用油	g/人・日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	剪定枝	g/人・日	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
	小型家電	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	蛍光管	g/人・日	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
	粗大ごみ (家電ﾘﾌﾟﾗｲｽﾞ除く)	g/人・日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
その他のごみ (有害ごみ)	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
小計	g/人・日	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	
事業系 ごみ	t/日	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.8	55.8	55.8	55.8	55.8	55.8	55.8	



トレンド推計

表 2-23 将来のごみ発生量（トレンド推計、総量）

分類		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
人口		人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384
可燃ごみ		t	42,059	41,325	40,248	39,470	38,705	37,934	37,157	36,440	35,385	34,336	33,286	32,251	31,224
不燃ごみ		t	3,836	3,829	3,793	3,783	3,774	3,765	3,755	3,747	3,732	3,718	3,703	3,689	3,675
資源再生物		t	15,728	16,122	16,382	16,741	17,088	17,447	17,808	18,131	18,283	18,424	18,588	18,728	18,871
鉄類（空き缶類）		t	938	941	932	930	927	925	923	920	917	913	910	906	903
その他金属類（金属）		t	867	865	857	855	853	851	849	847	844	840	837	834	831
びん（ｶｯﾌﾟ）		t	1,738	1,740	1,724	1,720	1,715	1,711	1,707	1,703	1,696	1,690	1,683	1,677	1,670
新聞・雑誌		t	4,274	4,412	4,501	4,629	4,748	4,875	4,992	5,118	5,171	5,225	5,287	5,339	5,391
段ｶﾞｰﾙ		t	2,163	2,229	2,283	2,343	2,402	2,461	2,528	2,586	2,613	2,640	2,675	2,701	2,727
紙ﾊﾟｯｸ		t	95	94	103	102	102	102	111	110	110	110	109	109	108
古繊維		t	1,250	1,251	1,239	1,236	1,233	1,230	1,227	1,224	1,220	1,215	1,210	1,206	1,201
ﾊﾞｯﾀｰﾄﾞﾙ		t	974	969	960	957	955	953	950	948	944	941	937	934	930
容器包装ﾌﾟﾗｽチック		t	2,989	3,180	3,345	3,532	3,718	3,904	4,088	4,243	4,337	4,421	4,513	4,596	4,686
廃食用油		t	106	103	103	102	102	102	101	101	101	100	100	100	99
剪定枝		t	214	216	214	214	213	213	212	212	211	210	209	208	208
小型家電		t	120	122	121	121	120	120	120	119	119	119	118	118	117
蛍光管		t	(2)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
粗大ごみ（家電リサイクル除く）		t	242	245	242	242	241	241	240	239	238	237	237	236	235
その他のごみ（有害ごみ）		t	63	66	65	65	65	65	65	64	64	64	64	63	63
小計		t	61,928	61,587	60,730	60,301	59,873	59,452	59,025	58,621	57,702	56,779	55,878	54,967	54,068
事業系ごみ		t	20,061	20,061	20,061	20,061	19,978	20,195	19,944	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560
総排出量		t	81,989	81,648	80,791	80,362	79,851	79,647	78,969	78,181	77,262	76,339	75,438	74,527	73,628
総排出量原単位		g/人・日	871	868	867	864	861	861	856	849	843	836	829	822	815

表 2-24 将来のごみ発生量（トレンド推計、排出原単位）

分類		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
人口		人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384
可燃ごみ		g/人・日	446.6	439.3	431.9	424.6	417.4	410.1	402.7	395.9	385.9	375.9	365.8	355.8	345.8
不燃ごみ		g/人・日	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7
資源再生物		g/人・日	167.1	171.4	175.8	180.1	184.3	188.6	193.0	197.0	199.4	201.7	204.3	206.6	209.0
鉄類（空き缶類）		g/人・日	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
その他金属類（金属）		g/人・日	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
びん（ｶｯﾌﾟ）		g/人・日	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
新聞・雑誌		g/人・日	45.4	46.9	48.3	49.8	51.2	52.7	54.1	55.6	56.4	57.2	58.1	58.9	59.7
段ｶﾞｰﾙ		g/人・日	23.0	23.7	24.5	25.2	25.9	26.6	27.4	28.1	28.5	28.9	29.4	29.8	30.2
紙ﾊﾟｯｸ		g/人・日	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
古繊維		g/人・日	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3
ﾊﾞｯﾀｰﾄﾞﾙ		g/人・日	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
容器包装ﾌﾟﾗｽチック		g/人・日	31.7	33.8	35.9	38.0	40.1	42.2	44.3	46.1	47.3	48.4	49.6	50.7	51.9
廃食用油		g/人・日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
剪定枝		g/人・日	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
小型家電		g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
蛍光管		g/人・日	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
粗大ごみ（家電リサイクル除く）		g/人・日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
その他のごみ（有害ごみ）		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
小計		g/人・日	657.7	654.7	651.7	648.7	645.7	642.7	639.7	636.9	629.3	621.6	614.1	606.4	598.8
事業系ごみ		t/日	55.0	55.0	55.0	55.0	54.8	55.3	54.7	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6

表 2-25 将来予測（トレンド推計）の要点

	ごみの分別区分	概要	
家庭系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画収集量の可燃ごみのうち生ごみを削減 H30 年度比で排出原単位 58.9g/人・日の削減</li> <li>・ 分別可能な紙類の資源再生物（古紙類）への移行</li> <li>・ 分別可能な容器包装プラスチックの資源再生物（容器包装プラスチック）への移行</li> </ul>	
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>	
	資源再生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別可能な紙類と容器包装プラスチックを可燃ごみから移行</li> </ul>	
		古紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別可能な紙類の可燃ごみからの移行 H30 年度比で排出原単位 14.3g/人・日の増加</li> </ul>
		空き缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		金属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		ビン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別可能な容器包装プラスチックの可燃ごみからの移行 H30 年度比で排出原単位 20.2g/人・日の増加</li> </ul>
		小型家電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
		剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>	
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出原単位は H30 年度に固定</li> </ul>	
事業系ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみ減量化及び資源化並びに産業廃棄物の適正分別により年 1～3%の焼却ごみを削減</li> </ul>	

#### 4 数値目標

##### (1) 指標の考え方

本計画では、計画の進捗を評価するため指標を設けます。指標は、ごみの排出段階におけるものと、様々な取組の結果として表出するもので構成します。なお、指標は国や上位計画で定める数値目標を踏まえたメイン指標(黒塗り白字)と、メイン指標を補完するために設定する市独自のサブ指標(白塗り黒字)を設けます。

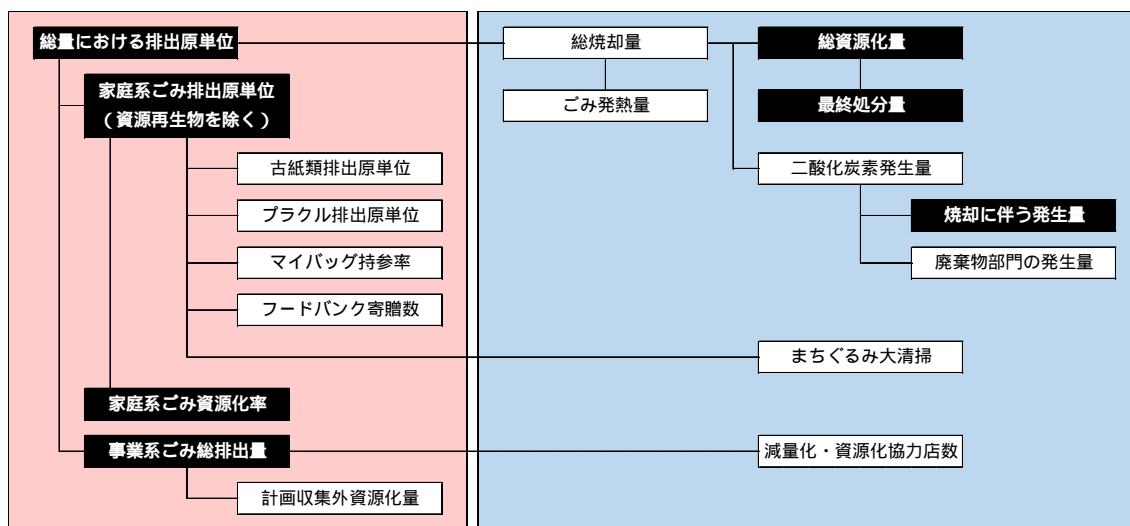


図 2-41 指標の体系

##### (2) 目標値の設定

国等の上位計画における目標値、先述した人口類似自治体や県内18市との比較、本市の開封調査の結果を踏まえ、本計画の目標値を次のとおり設定します。

家庭系ごみ、事業系ごみに共通して食品ロスをはじめとする厨芥類への対策、再生利用が可能な古紙類や容器包装プラスチックの資源再生物としての排出徹底(事業系ごみは産業廃棄物としての適正排出)が目標達成において重要な要素になります。

表 2-26 メイン指標（総括表）

項目	単位	基準年度 平成 30 年度	中間目標年度 令和 7 年度	目標年度 令和 12 年度	増減
INPUT					
発生量あたり排出原単位	g/人・日	871	849	815	6.4%減
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	491	440	390	20.6%減
事業系ごみ総排出量	t	20,061	19,560	19,560	2.5%減
家庭系ごみ資源化率	%	25.4	30.9	34.9	9.5ポイント増
OUTPUT					
総資源化率	%	25.4	29.5	31.8	6.4ポイント増
最終処分量	t	831	783	769	7.5%減
二酸化炭素排出量 <sup>1</sup>	t-Co	22,358	18,612	17,192	23.1%減

1 令和 7 年度の中間目標年度の値は平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 29 年度～令和 8 年度）の目標値（令和 8 年度）と整合を図った。また、令和 12 年度の値は廃棄物中プラスチックの燃焼による CO 排出係数を 2.77t-CO /t と仮定して試算した。

表 2-27 サブ指標（総括表）

項目	単位	平成 30 年度 基準年度	令和 7 年度 中間目標年度	令和 12 年度 目標年度	増減
INPUT					
古紙類排出原単位	g/人・日	69.4	84.9	91.1	31%増
プラクル排出原単位	g/人・日	31.7	46.1	51.9	64%増
フードバンクへの食品提供	kg	733	1,000	1,500	104%増
マイバッグ持参率	%	45.4	50.0	60.0	32%増
事業系ごみの資源化量	t	2,244	2,500	2,700	20%増
OUTPUT					
総焼却量	t	64,336	58,079	52,784	18%減
ごみ発熱量 <sup>2</sup>	kJ	9,466	5,400 ~12,100	5,400 ~12,100	-
発電端効率 <sup>3</sup>	%	19.4	18.5	18.5	-
二酸化炭素排出量	t-Co	22,729	-	-	-
まちぐるみ大清掃回収量	t	59,930	58,000	57,000	5%減
減量化・資源化協力店数	店舗	168	200	250	49%増

2 中間目標年度、目標年度の値は計画ごみ質としている。

3 中間目標年度、目標年度の値は高効率ごみ発電施設整備マニュアル（平成 30 年 3 月改訂）のうち、施設規模ごとの交付要件の中で設定している「300 超、450 以下」の値としている。

メイン指標	項目	発生量あたりの排出原単位	単位	g / 人・日
	内容	家庭系ごみと事業系ごみを合算した計画収集量の1人1日あたりの量		
	目的	家庭系ごみと事業系ごみに関する計画収集量の全てを把握するもので、様々な廃棄物施策のベースとするため		
	算定式	総計画収集量 ÷ 人口 ÷ 年間日数		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標	項目	家庭系ごみ排出原単位	単位	g / 人・日
	内容	家庭系ごみの計画収集量のうち資源再生物を除いた1人1日あたりの量		
	目的	家庭系ごみの計画収集量のうち資源再生物以外のごみの適正処理量を把握するため		
	算定式	家庭系ごみの計画収集量（資源再生物を除く） ÷ 年間日数 ÷ 人口		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標	項目	事業系ごみ総排出量	単位	トン
	内容	事業系ごみのうち計画収集量の総量		
	目的	事業系ごみの排出傾向を把握するため		
	算定式	平塚市環境事業センター及び粗大ごみ破砕処理場への搬入量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標	項目	家庭系ごみ資源化率	単位	%
	内容	家庭系ごみのうち計画収集量に占める資源再生物の割合		
	目的	資源化の対象を家庭系ごみの計画収集量に限定（中間処理後資源化を除く）し、分別排出による資源化の推進状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみの資源再生物の量 ÷ 家庭系ごみの計画収集量		
	根拠	市独自		

メイン指標	項目	総資源化率	単位	%
	内容	総計画収集量に対して資源化した全ての割合		
	目的	計画収集した家庭系ごみと事業系ごみの総量に対して、焼却・破砕等の中間処理後資源化物を含む全ての資源化状況を把握するため		
	算定式	中間処理後資源化物を含む総資源化量 ÷ 総排出量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標	項目	最終処分量	単位	トン
	内容	遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処理された量		
	目的	埋立残余量を把握するため		
	算定式	遠藤原一般廃棄物最終処分場への搬入量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標	項目	二酸化炭素排出量	単位	k g-CO
	内容	合成樹脂類の焼却により排出される二酸化炭素の量		
	目的	平塚市環境基本計画において温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減目標が掲げられていることから、本計画においても明示するもの		
	算定式	焼却量 × 合成樹脂類の割合 × 可燃物の割合 × 係数		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	古紙類の排出原単位	単位	g / 人・日
	内容	家庭系ごみとして計画収集した1人1日あたり古紙類の量		
	目的	資源化の進んだ自治体と比べ、排出原単位の少ない古紙類の分別排出の状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみのうち古紙類の量 ÷ 年間日数 ÷ 人口		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	容器包装プラスチック（プラクル）の排出原単位	単位	g / 人・日
	内容	家庭系ごみとして計画収集した1人1日あたりプラクルの量		
	目的	資源化の進んだ自治体と比べ、排出原単位の少ない容器包装プラスチックの分別排出の状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみのうちプラクルの量 ÷ 年間日数 ÷ 人口		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	フードバンクへの未使用食品の寄贈量	単位	k g
	内容	NPO 法人フードバンクひらつかに提供された未使用食品の量		
	目的	食品ロス対策の一環として、未使用食品を福祉施設等に提供した総量を把握するため		
	算定式	NPO 法人フードバンクひらつかへの寄附数		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	マイバッグ持参率	単位	%
	内容	マイバッグを持参することでレジ袋の受け取りを拒否した人の割合		
	目的	プラごみゼロ対策の一環として、ごみになるものを受け取らない市民活動の動静を把握するため		
	算定式	マイバッグ持参者 ÷ 来店者数		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	事業系ごみの資源化量	単位	トン
	内容	本市が把握する事業系一般廃棄物で計画収集量に含まれない資源化量		
	目的	環境に配慮した活動の一環として木くず、食品循環資源を資源化する民間事業者の現状を把握するため		
	算定式	一般廃棄物収集運搬実績報告書や各処理施設からの報告等		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	総焼却量	単位	トン
	内容	環境事業センターにおいて焼却したごみの総量		
	目的	計画収集量のほか粗大ごみ破碎処理場等からの中間処理後物を含む全てのごみの焼却量を把握するため		
	算定式	環境事業センターにおける総焼却量		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	ごみ発熱量	単位	kJ / kg
	内容	環境事業センターにおいて焼却したごみの発熱量		
	目的	焼却炉にかかる負荷を分析するために、年間の平均したごみの発熱量(低位発熱量)を把握するもの		
	算定式	環境事業センターにおける年平均としての低位発熱量		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	発電端効率	単位	%
	内容	環境事業センターで投入エネルギーから得た電力エネルギーの割合		
	目的	ごみの適正な処理を確保しつつ、地球温暖化防止にも配慮した施設としての基準を継続して満たしていることを把握するもの		
	算定式	環境事業センターにおける年平均としての発電効率		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	単位	kg-CO
	内容	ごみの収集、中間処理、最終処分において発生した二酸化炭素の量		
	目的	廃棄物部門における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減について総量を把握するもの		
	算定式	収集、中間処理、最終処分において発生する二酸化炭素		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	まちぐるみ大清掃	単位	トン
	内容	公共の場における散乱ごみの量		
	目的	毎年、春と秋に実施する市内一斉清掃の結果から、散乱ごみの推移を把握するもの		
	算定式	ごみ収集量		
	根拠	市独自		

サブ指標	項目	ごみの減量化・資源化協力店数	単位	店舗
	内容	本市の制度である「ごみの減量化・資源化協力店」への登録数		
	目的	従来の減量化や古紙類の裏面利用といった活動だけではなく、食品ロスやプラごみゼロ対策等に取り組む事業者の把握をするもの		
	算定式	登録数		
	根拠	市独自		



## 第5節 基本理念に基づく施策の展開

将来目標の実現に向けて本市基本理念のもと、3つの基本方針に基づき計画期間内に取組む分野と展開する施策の柱を設け、SDGsで定める17のゴールとの関係において、市民・事業者・市の役割ごとの具体的な行動（アクション・プラン）を実践します。

<b>基本理念</b>	
<b>『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』</b>	
<b>基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践</b>	
分野	施策の柱
(1)家庭系ごみ対策	生ごみ・食品ロス対策の実践
	プラごみゼロ対策の実践
	資源再生・リサイクル量の拡大
	適正処理困難物対策の実践
	エシカル消費の実践
(2)事業系ごみ対策	生ごみ・食品ロス対策の実践
	プラごみゼロ対策の実践
	適正処理・リサイクルの促進
<b>基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進</b>	
分野	施策の柱
(1)市民・事業者・行政による協働の実践	ごみの減量化・資源化団体等との協働
	美化推進団体等との協働
(2)情報共有・啓発の推進	環境配慮を促す情報発信（市民向け）
	環境配慮を促す情報発信（事業者向け）
	環境教育・環境学習の充実
(3)不適正・不法排出防止等の啓発	不適正排出対策の啓発
	不法投棄対策の啓発
	ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発
<b>基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営</b>	
分野	施策の柱
(1)安全で安定した処理体制の確立	収集・分別計画の推進
	中間処理・最終処分計画の推進
	エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策
	災害廃棄物等の処理に向けた備え
	一般廃棄物処理業許可の運用
(2)新たな技術革新等の調査・研究	5Rや適正処理の調査・研究

## 基本方針 1

# 「生活習慣や商習慣における 5 R の定着・実践」

施策の柱 1 - ( 1 ) -

( 1 ) 家庭系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
生ごみ・食品ロス対策の実践			

### (アクション・プラン)

家庭系ごみのうち生ごみ・食品ロスに由来するものが大きな割合を占めています。食品ロスの発生には、「直接廃棄・過剰除去・食べ残し」の3つの要因があります。市民は、家庭内からの生ごみ・食品ロスの発生を抑制するため、ライフスタイルとして消費期限や賞味期限の正しい理解のもと「使い切り・食べ切り・水切り」を徹底します。また、毎月決まった日(又は曜日)を食材の有効活用の日と定め、定期的に冷蔵庫の中身を確認することで、食品の廃棄量削減と食品ロスを未然に防止する計画的な買い物の実践を図ります。

生ごみの8割は水分です。市民は、生ごみの堆肥化や、生ごみの風乾・水切りの実践を通じて可燃ごみの減量化を図り、ごみ収集車の燃費効率や焼却施設における燃焼効率の向上に寄与します。

家庭系ごみの食品ロス対策の実践は、購買・消費者としての立場からも推進していくことが大切です。例えば、宴会時には、食品ロスを生まないように適量の注文をするほか、最初の30分と最後の10分は、自分の席で料理を楽しむ「3010(さんまるいちまる)運動」を実践します。

可燃ごみの中には、消費期限を過ぎていない未使用食品が約5パーセント含まれています。市民は、福祉施設等の提供を行っているフードバンク等に提供することで、未使用食品の有効活用を図ります。



図 2-42 直接廃棄






図 2-43 食べ残し・調理くず

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	家庭内で生ごみ・食品ロス対策	<p>3 切り ( 使い切り・食べ切り・水切り ) の徹底                      食材の有効活用 ( エコクッキング、エコメニュー ) の徹底                      消費期限や賞味期限の正しい理解                      直接廃棄、過剰除去、食べ残しの量を把握                      食べられる量をもとにした調理の実施                      毎月 10 日はもったいないクッキングデー                      毎月 30 日は冷蔵庫クリーンアップデー                      生ごみ ( 調理残渣 ) の水切りの徹底                      生ごみ自家処理相談会への参加                      生ごみ処理容器等の購入と堆肥化の実践</p>
	買い物時に食品ロス対策	計画的な買い物の実施
	外食時に食品ロス対策	<p>飲食店における適量の注文                      食べ切りの実施                      会食時における「3010 運動」の実施</p>
	未使用食品を提供することで食品ロス対策	フードドライブに未使用食品を提供
上記アクションを推進する市の取組		
	・生ごみ・食品ロス対策の啓発	<p>生ごみ・食品ロス削減の啓発活動                      生ごみ処理容器の斡旋販売と周知</p>
	・市民団体等との協働による啓発	<p>ごみ減量化推進員会との協働による「水切り」促進を周知                      市民団体とフードドライブを協働で実施                      市民団体と生ごみ自家処理相談会を協働で実施</p>
	・食品ロス発生量の調査	家庭系ごみの組成調査の実施

施策の柱 1 - ( 1 ) -

( 1 ) 家庭系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
<p><b>プラごみゼロ対策の実践</b></p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 

(アクション・プラン)

市民は、買い物時にはマイバッグを持参し、使い捨てレジ袋の発生を抑制します。同様にマイボトル・マイ箸・マイ食器などの利用を促進することで、使い捨て容器等の発生を抑制します。回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に削減します。

市民は、大量生産・大量消費の性向を見直し、プラスチック製品をできるだけ長く使用します。

市民は、使用後に環境負荷をできるだけ低減したりリサイクル・処理等を行うことを念頭に置き、プラスチック製容器包装や製品の原料・素材に再生材や再生可能資源(バイオマスプラスチック、紙等)が用いられたものを選好し、購入します。

市民は、可燃ごみに含まれている容器包装プラスチックを資源再生物として分別を徹底することで、焼却ごみと温室効果ガスの削減を図ります。市は、市民が容器包装プラスチックを可燃ごみに混入せず資源再生物として戸惑うことなく排出できるように具体的な例を示します。

市は、容器包装プラスチックやペットボトルを環境負荷の低減を考慮した上で、安定的・効果的に処理をするため、日本容器包装リサイクル協会を通じて国内でマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを推進します。

漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化が深刻化しています。海洋プラスチック問題の1つが、陸域で発生したごみが河川その他の公共水域等を経由して海域に流出することに起因します。市は、新たな汚染を生み出さないためにも、陸域におけるプラスチックごみ(容器包装プラスチックを含む)の適正回収・適正処理を推進するとともに、ポイ捨てや不法投棄を防止する啓発・パトロール、土地所有者等に対する土地の適正管理の啓発などもあわせて実施します。

市は、神奈川県海岸漂着物対策地域計画(平成23年3月)に基づき、海域から平塚海岸等に漂着・散乱したごみを財団法人かながわ海岸美化財団が清掃した場合は、引き続き市処理施設で処理します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・ 使い捨てプラスチック製品 ( カトラリー ) の使用を削減	マイバッグの利用によるレジ袋の利用を削減 マイボトルの利用によるペットボトル等の利用を削減 マイ箸・マイ食器などの利用を促進 プラスチック製品のスプーン、ストロー等の利用を削減
	・ 物を大切に使う	物を大切に長く使う生活スタイルへの転換 簡易包装、詰め替え商品等の選択 インターネット販売等をまとめて注文することによる梱包材を削減 エシカル消費の推進
	・ 環境負荷の低減を推進するため分別排出を徹底	容器包装プラスチックやペットボトルを資源再生物として分別排出
	・ 清掃活動の実施	清掃活動への参加
上記アクションを推進する市の取組		
	・ 情報媒体等を用いたプラごみゼロ 対策の情報発信	マイバッグ等の持参を周知・啓発 バイオマスプラスチックの使用と情報発信
	・ 陸域における清掃活動の運営	平塚駅周辺等のキャンペーンを運営 自主的に清掃を行う団体等にごみ袋の配布
	・ 海岸漂着・散乱ごみの処理	かながわ海岸美化財団等と連携した海洋プラスチックごみ等の処理
	・ 表彰の実施	平塚市環境表彰制度の活用
	・ 不法投棄	県等と連携した不法投棄パトロールの実施
	・ 計画収集した容器包装プラスチック等の適正処理	資源再生物として収集した容器包装プラスチックやペットボトルは日本容器包装リサイクル協会を通じて適正処理

施策の柱 1 - ( 1 ) -

( 1 ) 家庭系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
資源再生・リサイクル量の拡大			

(アクション・プラン)

本市では、市民(自治会)・収集委託業者・市により資源再生物を回収する三者協調方式を構築しています。市は、資源再生物の収集委託業者から報告を受けた回収量を基に売上金の一部を自治会に支払うことで回収の促進を図るとともに、市民(自治会)は、地域コミュニティの醸成に役立てています。引き続き、排出・分別ルールを理解・遵守することで、環境負荷を低減した資源再生物のリサイクルを推進します。

可燃ごみの中には、資源として利用可能な古紙類が14パーセント程度、容器包装プラスチックは13パーセント程度混入しています。市民は、古紙類のうち雑紙は紙袋に、容器包装プラスチックは資源化するための袋に分別することを徹底します。

市民は、使用済み小型家電製品に含まれる金、銀、銅等の有用金属を資源として活用するため、公民館等に設置している小型家電回収BOXの利用を促進します。また、市は、不燃ごみの中に混入している小型家電を可能な限りピックアップ回収することで、更なるリサイクル量の確保に努めます。

市は、焼却ごみの削減やバイオマス燃料としての活用を図るため、引き続き剪定枝の各戸収集を実施します。

市は、生ごみ処理容器を用いた堆肥化を推進するため、生ごみ自家処理相談会を定期的開催します。

行政による計画収集以外にも、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収する機会を増やすことは、市民の環境意識を高めることとなります。市は、事業者自らが製造・流通・販売の各段階で自主的に回収を行う環境を広めるため、資源回収ルートの周知を強化します。

市は、計画収集した資源再生物を安全・安心して資源化業者に引き渡すため、ごみステーションからの持ち去りは禁止されていることを周知徹底します。




可燃ごみとして焼却処分しているものや、不燃ごみとして埋立処理しているものの中には、新たな技術革新により資源化が可能になるものがあります。市は、資源化品目の追加を検討する際は、環境負荷への影響や費用対効果などの視点を持ち、調査・研究します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・分別排出の徹底	<p>ごみ排出ルールに基づいた資源再生物の分別を徹底</p> <p>三者協調方式への積極的な参加</p> <p>小型家電を公民館等の回収 BOX に排出</p> <p>剪定枝を事前予約の各戸収集により排出</p> <p>食品トレイや牛乳パック等の排出に店頭回収を利用</p>
	・生ごみの堆肥化を実践	生ごみ処理容器を用いた堆肥化の実践
上記アクションを推進する市の取組		
	・資源再生物の分別や生ごみの資源化を周知	<p>資源再生物の分別区分を周知</p> <p>ごみステーションに排出された資源再生物に対する助成制度の実施</p> <p>古紙類(特に雑紙)を資源再生物として排出しやすい環境づくり</p> <p>使用済み小型家電の回収ボックスを市内各公民館等に設置</p> <p>生ごみ処理容器の斡旋補助</p> <p>市民団体との協働事業による生ごみ自家処理相談会の実施</p>
	・民間回収拠点の周知	<p>事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進</p> <p>食品トレイや牛乳パック等の店頭回収店舗の紹介</p>
	・資源再生物の持ち去り禁止を周知	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づき持ち去り行為禁止を周知
	・新たな資源化の検討	<p>リチウム電池等の二次電池の回収を検討</p> <p>破碎残渣物としてのプラスチック製品やガラス・陶磁器くず等の資源化を調査・研究</p>



施策の柱 1 - ( 1 ) -

( 1 ) 家庭系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>適正処理困難物対策の実践</b>			

(アクション・プラン)

市民は、家電リサイクル法で規定する品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を同法に基づいた家電リサイクル券を用いて適正にリサイクルします。

市民は、使用済み自動車を自動車リサイクル法に基づき適正にリサイクルします。

市民は、使用済みパソコンを資源有効活用法に基づくメーカー等の自主リサイクルや、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への引き渡しにより適正にリサイクルします。

市民は、使用済み二輪車をメーカー等の自主リサイクルに基づき適正にリサイクルします。

本市処理施設で適正処理が困難なバッテリーや消火器などの排出禁止物は、販売店等の協力による店頭回収を推進します。

市は、コンクリートブロックやレンガなどの一部の処理困難物を一般廃棄物処分業者による処理により適正にリサイクルします。

市は、塗料・薬品・農薬などの有害廃棄物を販売店や一般廃棄物処理業者等との連携により、適正な回収・処理体制を確保するための仕組みを研究・検討します。

スプリングマットレスは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において適正処理困難物に指定されており、製造業者等に適正処理の協力を求めることができるとされています。しかしながら、現状において実効性のある制度となっていない面がありますので、市は、継続して全国都市清掃会議等を通じて、国に働きかけを行います。また、今後耐用年数を迎える太陽光発電設備等も同様に国に働きかけを行います。



高齢世帯の増加に伴い在宅医療廃棄物の増加が予想されます。市は、鋭利な注射針等の感染性廃棄物を薬局や病院等の医療機関の協力により自主回収するよう働きかけを行います。



( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・ 適正処理困難物の排出	販売店に引き渡し 一般廃棄物処理業者に処理を委託
	・ 在宅医療廃棄物の適正排出の実施	医療機関や薬局への引き渡し
事業者	・ 適正処理困難物の回収	適正処理困難物の自主回収と市民周知
	・ 在宅医療廃棄物の一部回収	在宅医療廃棄物の自主回収と市民周知
上記アクションを推進する市の取組		
	・ 適正処理困難物の排出方法の周知	適正処理困難物の事業者回収を市民周知 適正処理困難物の一部は一般廃棄物処分業者で中間処理・リサイクルが可能であることを市民周知
	・ 在宅医療廃棄物の排出方法の周知	在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけと市民周知
	・ 適正処理困難物の処理ルートを検討	適正処理困難物の自主回収ルート並びに処理ルートの確保
	・ 国等への要望	適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた国等への働きかけ

施策の柱 1 - ( 1 ) -

( 1 ) 家庭系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール	
エシカル消費の実践		

**エシカル消費とは・・・**

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいいます。何かものを買うときに、「どうしてこれを買うのだろうか」「本当に必要だろうか」「この商品はどういった環境で作られたのだろうか」など、消費者としての目を磨くことがエシカル消費の第一歩になります。

(アクション・プラン)

市民は、環境に配慮した製品や再生品などを積極的に購入します。

市民は、それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う「エシカル消費」の実践に努めます。

市民は、食品リサイクルループその他の食品の資源循環の環により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文を推進します。

事業者は拡大生産者責任の考え方にに基づき、自らが製造した製品やサービス提供に伴う物品の使用・廃棄時においてリユースやリサイクル、又は適正処理が行われるように関心を払う役割を担います。「エシカル消費」を実践する上で環境に配慮した商品を選ぶことは重要な尺度の1つです。市民は、F S C 森林認証(適切に管理された森林資源を使用した商品など)、M S C 認証(海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物)、R S P O 認証(環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品)といった認証ラベルのある商品を選ぶことで生物多様性への配慮を推進します。

市は、地域の環境保全活動の模範となる立場から率先して紙の使用量の削減や事務用品の再使用など、ごみの減量やリサイクルなどの取組を推進します。焼却を前提としたごみ袋の購入にあたっては、段階的にバイオマスプラスチックを用いるとともに、環境に配慮した製品としてグリーン購入を引き続き推進します。

神奈川県ではリユースを推進するため、基準等の要件を満たしたリユースショップの認証制度があります。市は、リユース施策と関連して周知・啓発を図ります。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・環境負荷の低減に資する意識化	5Rの考え方を理解 環境負荷の低減・効果を意識 できるだけごみを出さない暮らしを確立
	・購買活動における実践	ものを長く大切に使い、ごみになる不要なものを受け取らない 部品交換や修理による再活用 環境に配慮した製品(ごみの発生が少ない商品も含む)の積極的な購入 詰め替え商品の購入によるごみの発生を抑制 かながわりユースショップ認証店の活用 ごみ減量化・資源化協力店を積極的に活用
上記アクションを推進する市の取組		
	・市民向けの啓発	5Rの考え方を普及 リユース(リサイクル)ショップのマップ等を作成・周知
	・事業者向けの啓発	できるだけごみを発生しないよう部品交換や修理体制の整備等について事業者への啓発 積極的に環境に配慮した取組を実施している店舗のごみ減量化・資源化協力店への認定登録を推進・周知
	・市役所における率先行動	市役所庁内におけるグリーン購入の推進 焼却を前提としたごみ袋等にバイオマスプラスチックを積極的に活用

施策の柱 1 - ( 2 ) -

( 2 ) 事業系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
生ごみ・食品ロス対策の実践			

(アクション・プラン)

食品関連事業者は、消費期限・賞味期限切前に廃棄・返品される食品の量を削減するため、商習慣の見直しを図ります。

生ごみの 8 割は水分です。食品関連事業者は、生ごみの水切りを徹底することで事業系ごみの減量化を図り、ごみ収集車の燃費効率や焼却施設における燃焼効率の向上に寄与します。

食品関連事業者（小売業）は、「量り売りや小売り」といった販売方法を取り入れることで単身者や食の細い消費者の食べ残しを予防します。また、弁当等を販売する際は、値段を半額にする時間帯を早めにする事で売れ残りによる食品廃棄物の発生を予防します。

食品関連事業者（外食産業）は、利用者の目に付く場所に「3010 運動」の掲示や、食べきれだけの量を注文する啓発・仕掛けづくりを実施します。好き嫌いや宗教的な理由により食べることのできる素材が限られている方には、メニューの表示方法や提供の仕方を工夫します。残った食材については、別の料理に工夫して利用することや、持ち帰り希望者には食べ残した料理の持ち帰りを自己責任の認識のもと可能にする取組（ドギーバッグ）を可能な限り導入します。




食品関連事業者は、どうしても発生してしまう食品廃棄物を民間事業者で飼料化、肥料化、メタン化等により資源化することで可能な限り食品リサイクルループを形成します。収集コストを削減するには、少量排出事業者間のネットワークを形成し、効率的に食品廃棄物を集めて民間事業者まで運搬するシステムが欠かせません。市は、「質」の高い情報と安定した「量」の食品廃棄物を確保するため食品関連事業者や食品リサイクル業者との連携体制を強化します。食品リサイクルが他業種と比べ遅れている業種（調理施設等）についても資源化を推進します。

食品ロスに限らず相対的貧困問題への寄与を兼ねるフードバンクの社会的存在価値は年々高まっています。食品関連事業者から発生する未使用食品をフードバンクに寄付する習慣を広めるにあたり、市は、商工会議所等への情報提供を強化します。また、持続可能な活動をサポートすることで、フードバンクの体制の強靱化を図ります。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
事業者	食品関連事業者共通の 生ごみ・食品ロス対策	店舗での食品ロス削減の啓発 食べられる部分まで取り除く過剰除去の削減 ごみをできるだけ発生させない商品づくりや販売・ 提供方法 未使用食品のフードバンクへの提供 食品廃棄物を飼料化、堆肥化、メタンガス発電など に資源化
	小売店における 生ごみ・食品ロス対策	消費者のニーズにあわせた量り売りや小分け売り の実施 賞味期限前の返品等に係る商習慣の改善
	飲食店における 生ごみ・食品ロス対策	小盛メニューの実施 持ち帰り希望者への対応 食べ切りの啓発 会食時における「3010運動」の啓発
上記アクションを推進する市の取組		
・食品関連事業者向けの啓発		直接廃棄・過剰除去・食べ残しの削減に向けた働き かけ 食品廃棄物の資源化を推進
・市役所における率先行動		公共施設から発生する食品廃棄物の減量化・資源化 の推進 会食時における「3010運動」の実施 フードバンク等との連携

施策の柱 1 - ( 2 ) -

( 2 ) 事業系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
<p><b>プラスチック対策の実践</b></p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 

(アクション・プラン)

事業者は、容器包装としてのプラスチック製レジ袋等の発生が抑制されるように、買い物における簡易包装やマイバッグの持参を推奨します。マイボトル・マイ箸・マイ食器などの持参者に対しても、デポジット制とポイントを結びつけるような取組を広げます。

食品トレイやペットボトル等を買った店舗に持ち込むことは、販売事業者にとって容器包装リサイクル法上の費用負担の軽減だけでなく、環境に配慮した企業イメージの向上にもつながります。事業者は、店頭回収を実施している店舗名や品目などの情報を発信します。

事業者は、容器包装プラスチックやプラスチック製品を再生材や紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源に代替を促進します。

事業者は、海で分解される素材として紙や海洋生分解性プラスチック等の開発や利用を推進します。

事業者は、事業活動に伴い発生した廃プラスチックは、事業系ごみに混入せず、産業廃棄物として適正に処理します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
事業者	・販売方法の工夫	<p>できるだけごみを発生しない製品・商品づくりと販売・提供</p> <p>簡易包装商品の販売を推進</p> <p>プリ・パッケージではなくイン・ショップによる量り売り方式の導入</p> <p>レジ袋削減を推進</p> <p>食品トレイやペットボトルの回収を推進</p> <p>マイボトル・マイ箸・マイ食器などを利用時にポイント割引等を付与する仕掛けづくり</p> <p>修理体制の整備を推進</p>
	・環境に配慮した製品（商品）の販売	<p>製品材料として再生資材を積極的に活用</p> <p>市民（消費者）が環境配慮型製品を選択・購入できるよう積極的な情報提供の実施</p> <p>ごみ減量化・資源化協力店の認定を周知</p>
	・環境に配慮した商品梱包材の採用	<p>容器包装の簡素化</p> <p>梱包材に環境に配慮した素材を導入</p> <p>紙やバイオマスプラスチックなどの環境に配慮した包装材の採用</p>
上記アクションを推進する市の取組		
	・事業者への働きかけを強化	<p>簡易包装商品の販売を働きかけ</p> <p>レジ袋削減の取り組みを働きかけ</p> <p>梱包材の減量化の働きかけ</p> <p>梱包材等にバイオマスプラスチック等の環境に配慮した素材の利用の働きかけ</p> <p>マイバッグ・マイ箸・マイボトル等の利用を促進する働きかけ</p> <p>事業活動に伴って排出された廃プラスチックの産業廃棄物としての適正処理を指導</p>

施策の柱 1 - ( 2 ) -

( 2 ) 事業系ごみ対策	貢献する主な SDGs のゴール		
適正処理・リサイクルの促進			

(アクション・プラン)

事業者は、ごみの排出を直接行う従業員に対して、ごみの減量や分別、処理に関する啓発・教育に取り組みます。ルール of 徹底が難しいテナントビル入居者に対しても、管理者は積極的に事業系ごみの適正処理について指導・助言を行います。

事業系ごみのうち、市の処理施設に搬入できるのは、再生利用が不可能なものに限られます。事業者は、事業系ごみの適正な理解(産業廃棄物との相違)のもと、法に基づき許可を取得した業者に処理を委託します。

一般廃棄物収集運搬業者は、許可の範囲内で事業系ごみの運搬を行います。古紙・段ボール等の再生利用が可能なものは、市の処理施設に搬入せずに、民間事業者に搬入します。

事業者は、排出・分別ルールを理解・遵守します。事業系ごみに含まれるオフィスペーパー、剪定枝、食品廃棄物、使用済み紙オムツなどは、民間事業者のリサイクルルートを積極的に活用し、資源化を推進します。

市の処理施設では、搬入される事業系ごみの中に、再生可能な古紙、産業廃棄物、危険物等が混入していないか、また、他自治体からの事業系ごみが持ち込まれていないか等を確認するため、目視検査やごみ袋を開封して確認する展開検査並びに指導を随時行います。

市は、事業者のごみ減量化や資源化に対する自主的な取組を活発化させるために、事業者の意欲の継続と向上につなげる効果的な支援の在り方を検討します。

市は、事業系ごみの適正な分別・排出を促すことを目的に「事業系ごみ排出パンフレット(以下、「事業系パンフレット」という。)」を作成していますが、周知徹底が課題となっています。少量排出事業者にとっても、効果的に活用されるように排出現場におけるヒヤリング等に基づき事業系パンフレットの改定等を行います。

市は、ごみの減量化や資源化等の環境に配慮した取組を実施している事業所を登録する「ごみの減量化・資源化協力店制度」を展開しています。今後は、協力店の登録を受けた事業者が増加する方法を研究し、事業系ごみの減量を目指します。

事業系ごみの処理手数料については、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理にあたっては事業者自ら処理する責任があることを前提として、処理原価相当の負担をしています。処理手数料の設定にあたっては、処理に要する経費のほか、市全体のごみ量や事業者の資源化状況、周辺都市の状況等を踏まえ、負担の在り方とともに総合的に検討します。



(役割ごとのアクション・プラン)

	対象とする範囲	アクション
事業者	・拡大生産者責任に基づく環境に配慮した商品の開発・回収の促進	資源化が可能な容器や包装材等の開発・利用の促進 容器、包装材等の回収・資源化の取組の推進
	・事業系ごみを適正排出するための社内教育を実施	環境負荷低減に関する意識やコスト意識等を高めるために従業員に対する啓発・教育を実施
	・事業系ごみの適正排出	事業系ごみの適正分別・排出を徹底 資源化可能なオフィスペーパーの資源化を促進 コンビニエンスストアや飲食店等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物の資源化を促進 事業所や公共事業等で発生する剪定枝の資源化を誘導 少量排出事業者等から発生するオフィスペーパーや食品廃棄物等を効率よく資源化するための仕組みの活用
上記アクションを推進する市の取組		
	・事業系ごみの処理全般に関する周知啓発の推進	排出事業者向けに「事業系パンフレット」の活用を周知 排出事業者向けに各種リサイクル手法・施設の情報を発信 多量排出事業者等が実践するごみの管理方法、減量化・資源化に関する優良事例をホームページ等により情報発信
	・事業系ごみの減量化・資源化の意識付けを促進	平塚市ごみの減量化・資源化協力店制度への登録を周知・促進 紙類、剪定枝、生ごみ等の資源化業者の情報を周知 事業所（一般廃棄物処理業者を含む）や各種団体も視野に既存の平塚市環境表彰制度の運用を検討・実施

<p>・事業系ごみの展開検査を実施</p>	<p>環境事業センターにおける搬入物検査で事業系ごみの分別指導を徹底</p> <p>資源化可能なオフィスペーパーや産業廃棄物の搬入規制を通じ事業系ごみの資源化を促進</p>
<p>・一般廃棄物処理業者への指導・要請</p>	<p>廃棄物処理法の許可に基づく事業系一般廃棄物に限った収集運搬に対する現況確認並びに指導</p> <p>一般廃棄物収集運搬業者との連携した事業系一般廃棄物等の排出抑制</p> <p>事業系ごみのより詳細な実態を把握するため、一般廃棄物収集運搬実績調査書の内容を改定</p> <p>コンビニエンスストアや飲食店等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物の資源化を誘導</p> <p>事業所や国・県の公共事業等で発生する剪定枝の資源化を誘導</p> <p>資源化可能なオフィスペーパーの資源化を誘導</p> <p>一般廃棄物処理業者への定期的な立入調査と指導</p>
<p>・食品廃棄物を排出する関連事業者への誘導</p>	<p>剪定枝や食品廃棄物等の受入先自治体等との調整</p> <p>コンビニエンスストアや飲食店等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物の資源化を誘導</p> <p>公共施設で発生する食品廃棄物の資源化の検討・実施</p>
<p>・剪定枝(木製品を含む)を排出する事業者への誘導</p>	<p>剪定枝・食品廃棄物等の受入先自治体等との調整</p> <p>事業所や公共事業等で発生する剪定枝の資源化を誘導</p> <p>市公共施設から発生する剪定枝(木製品を含む)を木質チップ等による資源化</p>

<p>・多量排出事業者への指導・支援</p>	<p>減量化計画書等の提出の要請 立入調査等による定期的な個別指導の実施</p>
<p>・中小規模の事業者への指導・支援</p>	<p>年間36トン未満の事業系ごみの焼却を行う少量事業者に対する訪問を通じ、排出・資源化方法をヒヤリング 少量排出事業者から発生するオフィスペーパーや食品廃棄物等を効率よく資源化するための仕組みづくり・支援 従業員向けの啓発資料として、事業者向け（業種別）の減量化・資源化促進パンフレットを作成・配布 事業系ごみのごみステーションへの排出防止を指導</p>
<p>・宿泊施設等への指導・支援</p>	<p>民泊も含めた宿泊施設に対して事業系ごみの分別を促すため「事業系ごみの分け方・出し方」を配布</p>
<p>・ごみ処理手数料の適正化</p>	<p>処理原価を踏まえたごみ処理手数料の定期的な見直し 市内外の資源化業者や他自治体の動向を踏まえたごみ処理手数料の適正化を調査・研究</p>
<p>・新たな資源化の研究</p>	<p>事業系ごみの排出傾向を把握したごみ減量化・資源化に資する施策を検討 事業所から発生する使用済みオムツ等の新たな資源化及び処理に関する調査・研究 専ら物等を取り扱う業界動向の調査・研究</p>

## 基本方針 2

### 「地域に密着した啓発・協働の推進」

#### 施策の柱 2 - ( 1 ) -

( 1 ) 市民・事業者・市による協働の実践	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>ごみ減量化・資源化団体等との協働</b>			

#### (アクション・プラン)

ごみとなるものを生み出さないように、市民のライフスタイル・事業者のビジネススタイルの転換を進めます。

市は、地域に密着しているごみ減量化推進委員会と協働し、可燃ごみに含まれている容器包装プラスチックを資源再生物として分別を徹底すること、食品ロス対策を徹底することの周知を徹底し、焼却ごみと温室効果ガスの削減を図ります。

食品ロスを生んでいる理由の1つに、賞味期限の認識をはじめとする市民や事業者の過度な鮮度志向や製造工程におけるロスが挙げられます。そうした理由によって廃棄されていた食品を有効利用し、必要とする方々に提供するため、市は、フードドライブ活動等を行っている市民団体と連携・協働して、廃棄物の発生抑制につなげます。

市は、生ごみの堆肥化を行っている市民団体と協働して「ごみ自家処理相談会」を開催し、食品循環資源としての生ごみを有効活用します。

家庭から排出される資源再生物を安定的に資源化するために、市民・事業者・市の三者が連携・協働した三者協調方式を継続的に実施します。

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、事業者が環境省発出の感染性廃棄物処理マニュアルに従い、適正に処理します。

在宅医療廃棄物のうち感染性一般廃棄物は、医療関係機関等の協力により適正処理を推進し、その他の廃棄物は、市で処理します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・市民協働による5Rの総合的な推進	ごみ減量化推進委員会を中心とした各家庭における5Rの実践
	・フードバンクとの協働による未使用食品の活用	未使用食品をフードバンクに寄贈
	・リサイクルショップ等を活用した再使用の推進	リサイクルショップの活用 不用になった子ども用品の寄贈・活用 不用になった食器の寄贈・活用
	・市民団体との協働による生ごみの堆肥化(資源化)の推進	生ごみ自家処理相談会の知見を活用した食品廃棄物の堆肥化を実践
	・市民、事業者、市の3者協働による資源再生物の資源化の推進	三者協調方式による資源再生物の安定した資源化の実施 日本容器包装リサイクル協会を通じて安定した資源化の実施
	・医療機関の協力による在宅医療廃棄物の一部回収を推進	在宅医療廃棄物を適正に排出
事業者	・環境に配慮した取組及び適正処理を推進します	会食時における「3010運動」への協力 未使用食品のフードバンクへの寄附 イベント等におけるリユース食器の利用促進 医療機関等の感染性廃棄物の適正処理
上記アクションを推進する市の取組		
	・関係団体と連携の推進	会食時における「3010運動」の啓発 市内リサイクルショップのリストを作成 生ごみ自家処理相談会を市民団体との連携により開催 未使用食品の循環利用に向けてフードドライブをフードバンクとの連携により開催 医療機関等に感染性廃棄物の適正処理を依頼

施策の柱 2 - ( 1 ) -

( 1 ) 市民・事業者・市による協働の実践	貢献する主な SDGs のゴール	
美化推進団体等との協働		

(アクション・プラン)

地域の公衆衛生を守り景観を保つためにも、まちの美化推進は重要な取組です。市民・事業者は、ごみステーション周辺やまちの美化活動に積極的に取り組みます。

市は、市内をきれいにし、住みよい街づくりを推進するため平塚市地区美化推進委員長連絡協議会を設置しています。引き続き、美化推進活動の連絡調整、地区相互の情報交換、春と秋のまちづくり大清掃の周知・実践などを通じて、地区の美化活動を推進します。

市は、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、本市ではさわやかで清潔なまちづくり条例（以下「さわやか条例」という。）を制定しています。毎年、さわやか条例の施行日には地区美化推進委員会等との協働により、平塚駅周辺で環境美化キャンペーンを実施し、美化意識の向上を図ります。

さわやか条例の周知・啓発に努めていただくため、市は、地区自治会等の推薦を受けた方をクリーンひらつか推進員として市長が委嘱しています。引き続き、様々な場において美化活動とあわせて条例の周知・啓発を行います。

市は、市民又は事業者が積極的に美化活動に取り組んでいる地区を美化推進モデル地区と指定しています。引き続き、地区の実態に即した実効性の高い取組を行います。

市は、自主的に地域で行われる美化活動に対して、ごみ袋を提供するなど、市民・事業者・市の協働による美しいまちづくりを推進します。




漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化が深刻化しています。海洋プラスチック問題の1つが、陸域で発生したごみが河川その他の公共水域等を経由して海域に流出することに起因します。市は、新たな汚染を生み出さないためにも、陸域におけるプラスチックごみ（容器包装プラスチックを含む）の適正回収・適正処理を推進します。

市は、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、市民・事業者への啓発とともに、関係機関との連携したパトロールなどをあわせて実施します。

市は、神奈川県海岸漂着物対策地域計画（平成23年3月）に基づき、海域から平塚海岸等に漂着・散乱したごみを財団法人かながわ海岸美化財団が清掃した場合は、引き続き本市処理施設で処理します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・美化活動の推進	<p>美化推進員会の中心とした地域における環境美化活動の実践</p> <p>クリーンひらつか推進員によるさわやかで清潔なまちづくり条例の啓発</p> <p>地域の実情に合った美化推進モデル地域における自主的な美化活動の推進</p> <p>春・秋のまちぐるみ大清掃への参加</p> <p>環境ポスターコンクールへの参加</p> <p>自主的な地域清掃の実施・参加</p> <p>ごみステーションの利用ルールの徹底</p>
事業者	・美化活動の推進	<p>地域における環境美化活動への積極的な参加と情報発信</p> <p>かながわ海岸美化財団との協働によるプラごみ等の海岸漂着ごみの処理</p>
上記アクションを推進する市の取組		
	・市域全体に対する周知・啓発	<p>平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の周知・啓発活動の推進</p> <p>クリーンひらつか指導員による環境美化の啓発・指導の実施</p> <p>自治会や美化推進員会を始めとした関係団体との連携強化</p> <p>若い世代への美化活動への参加促進</p> <p>市民・事業者などによる環境美化活動の情報発信</p> <p>自主的な公共の場における清掃活動に対するごみ袋の配付や清掃用具の貸出</p>
	・路上喫煙禁止区域内での周知・啓発	<p>路上喫煙禁止区域内における継続的な啓発・指導の実施及び効果の検証</p>
	・表彰制度の活用	<p>長年地域の環境美化活動に取り組んでいる市民団体等に対する平塚市環境表彰制度の実施</p>

( 2 ) 情報共有・啓発の推進	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>環境配慮を促す情報発信</b> <b>( 市民向け )</b>	 4 質の高い教育を みんなに	 13 気候変動に 具体的な対策を	 14 海の豊かさを 守ろう

(アクション・プラン)

市民が排出する可燃ごみの中には、資源化可能な容器包装プラスチックや雑紙などの混入が見られます。これは資源再生物の分別方法やその資源の再利用品などの情報が市民に十分に伝わっていないことも理由の1つとして考えられます。そこで、一人暮らしの方、大学生の方、若年層の方、高齢世帯の方、日本語を母国語としない方というように対象を絞ってお届けしたい情報を適切に伝える視点も大切にします。例えば、市は、大学生の方に対しては大学と、共同住宅にお住まいの方に対しては不動産業者等と連携しながら分別等の情報発信を行います。




市は、情報発信の媒体には紙媒体のほかパソコンやスマートフォンなどのツールも用いることで、いつでも簡単に情報を入手できる環境を整え、発信内容の充実とともに幅広く継続的に情報発信を進めます。

市は、情報発信の内容は、ごみの分け方や処理方法といった日常のごみ出しに関する内容や、家庭系ごみ・資源再生物の収集量、処理コストといった統計、資源再生物の再資源化・手法といった処理方法に関する内容、本市の廃棄物施策の取組などを分かりやすく写真・イラスト・映像を用いることで、情報を入手した方が具体的な行動へとレベルアップできるような情報を発信します。



( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・情報の入手、活用	情報媒体を活用したごみの排出ルールや環境配慮行動に対する理解を促進
上記アクションを推進する市の取組		
	・情報発信の内容	市民の具体的な行動を促す 5 R の情報 生ごみ・食品ロス対策に関する情報 プラごみ対策に関する情報 家庭系ごみの排出ルールの情報 資源再生物のリサイクル先に関する情報 中間処理後物のリサイクルに関する情報 環境法令に基づく環境指標に関する情報 高齢世帯を対象としたごみ出し支援の情報 環境に配慮したエシカル消費に資する情報 廃棄物処理費に関する情報 温室効果ガス削減効果等の情報 組成や 5 R の効果など分析に基づく情報 市の環境施策と SDG s の関連情報
	・情報発信の媒体	ごみ分別アプリ、市ホームページ等の電子媒体による市民ニーズを踏まえた情報発信 ごみ通信やごみ減量化だより等の紙媒体を用いた情報発信 平塚市リサイクルプラザ啓発棟における書籍等の配架・閲覧 新たな視点の検討など「ひらつか環境学習ガイド(環境副読本)」の内容を改善
	・対象者への情報発信の推進	日本語を母国語としない外国籍の住民に対するごみ排出ルールを促すため関係団体との連携や啓発方法の強化 高齢者・高齢世帯のごみ出し支援等を促すため福祉関係団体等との連携や啓発方法の強化 他自治体からの転入者向けに分別ルールや排出方法等の相談窓口の充実

( 2 ) 情報共有・啓発の推進	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>環境配慮を促す情報発信</b> <b>( 事業者向け )</b>			

(アクション・プラン)

市は、事業者の廃棄物処理責任に則った指導やルール等の啓発を通じて、ごみの減量・資源化を推進します。事業者は、事業系ごみの適正保管や分別、法に則った委託契約の締結などを適正に行います。

事業者は、市内事業者の取組事例を参考に敷地内の剪定枝や、食品廃棄物の民間事業者による資源化を推進します。

国は、平成30年度に投資家が企業を評価する際の参考となる評価の視点として「ESG環境サステナブル企業（環境関連の重要な機会とリスクを企業価値に向け経営戦略に取り組み、企業価値にもつなげつつ環境への正の効果を生み出している企業のこと）」をとりまとめました。市は、事業系ごみの処理の観点から参考となる指標の意義等について情報を発信し、事業者は自社における進捗度と善後策を推進します。




中小規模の事業所は社内研修資料に市が作成した事業系パンフレットを活用します。また、市は、テナントビルの所有者と連携することで、排出ルールやマナーの向上を図ります。

事業者は、優良な取組事例を積極的に入手し、自ら実践することが欠かせません。市は、環境に配慮した廃棄物処理等の情報をホームページ等で発信します。

市は、優良事例の水平展開と環境配慮への取組を促進するため、「平塚市ごみ減量化・資源化協力店」の登録制度を充実するとともに、市民・事業者に対し周知を促進します。また、平塚市環境表彰制度の活用も検討します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
事業者	・ 廃棄物処理の実践	環境負荷低減に資する情報の収集 環境負荷低減に資する廃棄物処理の実践 企業価値を高める認定や表彰制度を積極的に活用
	・ 入居者、学生への情報提供	集合住宅の管理者は入居者に対してごみの排出ルールの徹底を依頼 大学等は学生に対してごみの排出ルールの徹底を依頼
上記アクションを推進する市の取組		
	・ 環境負荷の低減に資する情報の発信	E S G 関連指標の情報発信 ごみ分別アプリ、市ホームページ等の電子媒体を活用した事業系ごみ対策の情報発信 優良事業者の取組の周知
	・ 認定・表彰制度の活用	平塚市ごみの減量化・資源化協力店制度の見直し・充実・周知 平塚市環境表彰制度の活用した優良事業者の表彰

( 2 ) 情報共有・啓発の推進	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>環境教育・環境学習の充実</b>	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>

(アクション・プラン)

市民は、廃棄物処理施設に集められた多くのごみや資源再生物を直接見ることで、ごみの減量や分別等の課題認識や環境意識を深めます。市は、引き続き、各種団体を対象とした施設見学会を実施します。

市は、未来を担う子どもたちを対象に「わかば環境ISO」や「ごみ学級」を実施し、環境問題を主体的に学び・実践する環境を整えます。

環境配慮行動を実践することで、リサイクルはもとよりリデュース・リユースの取組をさらに推進させるため、学校等の教育関連機関や関係団体と連携を図りながら、世代別に適切な環境教育・環境学習に取り組んでいきます。

市役所など市民が多く集まる場を活用して「生ごみ自家処理相談会」などを開催し、環境意識の醸成につなげます。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、気軽に楽しく環境問題に気付き、学ぶことができる機会を提供するとともに、体験型・参加型の学習プログラムなど、環境問題をより主体的に学ぶことができる機会を、市民・NPO・事業者等と連携し提供します。

(役割ごとのアクション・プラン)

	対象とする範囲	アクション
市民	・環境学習の機会への参加	廃棄物処理施設の見学会への参加 学校版 ISO への参加 コツコツプランへの参加 市民団体等による店頭啓発への参加 市民団体等によるイベントへの参加
上記アクションを推進する市の取組		
	・様々な機会の場を通じた情報提供	廃棄物処理施設の見学会の更なる充実 廃棄物処理施設における啓発機能の充実 地域イベントへの出展 各種業界団体や学校などへ市民団体等による出前講座の実施 駅前キャンペーンの実施 収集車両を活用した効果的な情報提供 民間の広報媒体の活用 市民団体等によるイベントの支援 集合住宅の入居者や学生を対象にごみの排出ルールを促すため不動産業者や大学等との連携や啓発方法の強化

( 3 ) 不適正・不法投棄防止等の啓発	貢献する主な SDGs のゴール	
<p><b>不適正排出対策の啓発</b></p>		

(アクション・プラン)

市民は、快適な生活空間やまちの景観を守るため、分別を徹底します。家庭系ごみのうち可燃ごみには再生可能な古紙類や容器包装プラスチックが一部混入している例が散見されますので、家庭内において、それぞれ分別保管する習慣を徹底します。また、ごみの減量化の観点から生ごみの風乾や水切りを徹底します。

中身の残ったスプレー缶や卓上ガスボンベが原因でゴミ収集車や処理施設で火災事故が発生し、爆発等により設備が変形するなどの被害が出ています。市が安心・安全・安定的に適正処理を行うためにも、市民は、使用済みスプレー缶やガスボンベを排出する際は、完全に中身を使い切ってから、空き缶類(資源再生物)として排出します。使い切ることができない等対応が難しい場合、市に適正処理を依頼します。

事業系ごみの中に産業廃棄物としての廃プラスチックが一部混入している例が散見されます。事業者は、事業活動に伴って排出される廃プラスチックは産業廃棄物の許可を得た民間事業者処理委託を徹底します。

事業系ごみのうち再生可能なオフィスペーパーや段ボール等の古紙類も一部混入している例が散見されます。事業者は、民間事業者における資源化を推進します。

市は、事業者の適正排出を促すために、事業者向けに事業系パンフレット等を用いた啓発を行います。市は、事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物収集運搬業者と連携し、事業者の適正処理を促進します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・ 適正な分別排出の推進	再生可能な古紙類や容器包装プラスチックを可燃ごみに混入せずに資源再生物として排出 食品ロス対策の徹底 生ごみの水切りを徹底
事業者	・ 法に基づく排出の徹底	廃プラスチック等は産業廃棄物処理業者に処理を委託
	・ 適正な分別排出の推進	ダンボール、雑誌、オフィスペーパー等の古紙類は資源化業者に排出 食品ロス対策の徹底 生ごみの水切りを徹底
上記アクションを推進する市の取組		
	・ 家庭系ごみの排出対策	ごみ減量化推進委員会を通じた5Rの啓発 ごみ通信等による情報媒体を活用した啓発 市民団体等との協働によるキャンペーンの実施
	・ 事業系ごみの排出対策	展開検査による排出ルールの徹底 排出事業者向けの事業系パンフレット等を用いた排出ルールの徹底 一般廃棄物収集運搬業者との連携

( 3 ) 不適正・不法投棄防止等の啓発	貢献する主な SDGs のゴール	
<p><b>不法投棄対策の啓発</b></p>		

(アクション・プラン)

市は、地域の目が行き届かないごみステーションやその周辺へのごみの不法投棄を防止するため、市民意識の高揚による監視の強化を図るなど、あらゆる主体の協働によって、不法投棄の防止を図ります。

市は、駅前等におけるポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を通じて、不法投棄の削減に努めます。

市は、不法投棄対策では、警察や県と連携し、情報の共有に努めるほか、隣接する自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止対策の強化を図ります。自己所有地や管理地に不法投棄されないように、不法投棄禁止の看板を配布するほか、清潔の保持を呼びかけ、柵の設置などの防止対策を促します。不法投棄がされた場合は、投棄者に対し原状復帰や適正処理の指導をします。投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者に責任が及びますので、所有者・管理者に対し適正処理を指導します。

市は、家電リサイクル法で規定する品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、同法に基づき適正な処理が行われるよう啓発を行います。自動車については、自動車リサイクル法、パソコンは資源有効活用推進法に基づいて適正に処理するよう啓発をします。二輪車についてもメーカー等の自主リサイクルの手順に基づいた適正な処理を推進します。これらの品目は、不法投棄されやすい面もありますので、不法投棄防止の観点からも啓発を強化します。



(役割ごとのアクション・プラン)

	対象とする範囲	アクション
市民	・地域パトロールや啓発	地域でのパトロールや啓発活動の実施
	・行政機関への連絡	環境汚染を広げないために行政機関へ連絡
事業者	・廃棄物の適正処理	廃棄物は廃棄物処理法の許可を受けた業者等で適正処理 廃棄物は産業廃棄物と事業系ごみに応じて許可業者等に収集運搬及び処理を委託(自ら適正処理が可能な場合は除く)
	・地域パトロール等への参加	地域におけるパトロールや啓発活動への積極的な参加
上記アクションを推進する市の取組		
	・キャンペーン等による啓発の推進	駅前キャンペーン等の実施 排出ルール徹底のため少量排出事業者に対する指導の徹底 不法投棄防止のため監視カメラや看板の設置
	・家電等のリサイクルを推進	家電リサイクル法や自動車リサイクル法等における適正処理の周知
	・関係機関との連携を推進	県等と不法投棄防止パトロールを実施 県等と不法投棄物の情報を共有 警察署に不法投棄の対応を相談

施策の柱 2 - ( 3 ) -

( 3 ) 不適正・不法排出等の防止	貢献する主な SDGs のゴール	
<p><b>ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発</b></p>		

(アクション・プラン)

空き缶、ビン、段ボール、古紙などの資源再生物や一部の不燃ごみは、有価物として売却できる市況にあるときは、ごみステーションから持ち去られる被害が発生しています。ごみステーションに出された全てのごみ・資源再生物の持ち去り行為は、さわやか条例において禁止されていることから、市は、持ち去り行為の対策として看板設置の補助や目撃情報の多い場所のパトロール、所轄警察署との連携、GPSによる持ち去り古紙の追跡調査などを実施します。

深夜にごみステーションに出された資源再生物や一部の不燃ごみを持ち去る事例が見られます。市民は、ごみステーションからの持ち去り対策の1つとして、ごみ出しを収集日の早朝から午前8時30分までに行います。

市民によるごみステーションからのごみ・資源再生物の持ち去りに端をなし、ごみ屋敷化する場合があります。著しく周辺の環境を損なう状態になれば、自らの責任において、当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければなりません。市民は、公衆衛生を保持するためにも、資源再生物に限らず、ごみステーションに出されたごみは全て持ち去りません。

市は、持ち去り行為を発見した場合は、さわやか条例による指導及び勧告並びに所轄警察署との連携により罰則を適用します。




( 役割ごとのアクション・プラン )

	対象とする範囲	アクション
市民	・家庭系のごみステーションとの関わり方	深夜にごみステーションに排出しない ごみステーションに排出された家庭系ごみ( 資源再生物を含む ) を持ち去らない
	・持ち去りを発見した場合には通報	持ち去り行為を発見した時は市に通報
事業者	・家庭系のごみステーションとの関わり方	ごみステーションに排出された家庭系ごみ( 資源再生物を含む ) を持ち去らない
	・持ち去り対策の運用	協定先の関東製紙原料直納商工組合による持ち去り行為の範囲及び持込先の古紙問屋の特定並びに改善要請 ごみ等の収集委託業者による持ち去りパトロールの実施
上記アクションを推進する市の取組		
	・ごみの適正排出を促進するために関係団体等との連携を推進	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づく指導等の実施 GPS等を活用したごみ( 資源再生物を含む ) の追跡調査を実施 ごみ等の収集委託業者との情報共有 ごみステーション周辺のパトロールを実施 近隣自治体や所轄警察署との連携

### 基本方針 3

## 「経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた 廃棄物行政の運営」

#### 施策の柱 3 - (1) -

(1) 安全で安定した処理体制の確立	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>収集・分別計画の推進</b>	 13 気候変動に 具体的な対策を	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

#### (アクション・プラン)

家庭系ごみの収集運搬は、市民生活を支える重要なライフラインの1つです。将来的な人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応するためには、民間事業者を活用しながら、安定性・安全性の確保しつつ、効率的に事業を推進します。

近年多発する様々な災害等においても、本市直営による体制を堅持することで、迅速にライフラインとしての収集を継続してきました。民間委託の範囲を拡大するにあたっては、全体の収集体制の適正化を踏まえた検討を行います。民間事業者の活用にあたっては、委託先の管理監督責任が果たせるように、職員研修などを通じて技能の継承が行われる体制を整えます。

超高齢社会への対応やごみ出し責任の明確化、景観面の向上を図るなどを目的に、令和元年度から市内3か所で可燃ごみ戸別収集の社会実験を実施しています。今後、市内全域での実施を目指すにあたり、収集時間や使用車両の増加が予想されますので、最適な収集区割、収集体制などを検討し、実施します。また、近年の温暖化の影響による熱中症リスクを回避するための方策や収集時間の変更等も検討します。

超高齢社会が進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれます。引き続き、福祉部と連携しながら福祉収集やふれあい収集に取り組むとともに、エレベーターのない集合住宅に居住するごみ出し困難者への対応をボランティア団体等と検討します。

家庭系ごみのうち一部の適正処理困難物や遺品整理等の一時多量ごみの収集運搬は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している民間業者のうち上乗せ基準を満たした者が行います。

事業系ごみの収集運搬は、直接自身が運搬する以外は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得した民間業者が行います。

超高齢社会の進展や技術革新等を背景に新たな分別収集を行う場合、一定のコストが必要になります。分別品目の追加については、収集体制・効果・コスト・環境負荷への影響などを総合的に研究・検討します。

( 役割ごとのアクション・プラン )

対象とする範囲	アクション
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な収集運搬体制の検討</li> <li>家庭系可燃ごみの戸別収集の検証・拡大</li> <li>ふれあい収集の実施</li> <li>福祉収集の実施</li> <li>ごみ出しが困難な方への対応を検討・実施</li> <li>粗大ごみの持ち出し収集の実施</li> <li>粗大ごみの携帯端末（モバイル）受付システムの研究</li> <li>一時多量ごみや遺品整理ごみの一般廃棄物収集運搬業者による収集</li> <li>資源物回収センター等における資源再生物の受入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな分別区分の検討（使用済み紙オムツ等）</li> </ul>

( 1 ) 安全で安定した処理体制の確立	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>中間処理・最終処分計画の推進</b>	 13 気候変動に 具体的な対策を	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

(アクション・プラン)

中間処理については、市民の良好な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、水質や大気等の法令等に基づく基準を遵守するほか、十分な点検・補修期間を確保しつつ、安全・安心な運転及び維持管理を行います。さらに、機能回復や大規模改修工事を適切に行い、できる限り施設の延命化・長寿命化を図りながら、ファシリティマネジメントを推進します。

施設の適正配置については、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画において将来のごみ量予測や地理的特性、収集時間、維持管理、災害廃棄物への対応等をもとに検討を行います。

環境事業センターでは、高効率な発電や熱回収を行いつつ、エネルギーの地産地消を行います。発生する飛灰や焼却残渣は、道路の路盤材に資源化し、アルミや鉄などは民間業者に売却します。窒素酸化物、硫黄酸化物、ダイオキシン類などについては常時監視を行い、測定結果のデータはホームページで公表します。引き続き、安全で安定した処理を行います。

リサイクルプラザでは、前処理段階における選別を強化し、事故防止に努めます。機器の予防的修繕を実施し、安定した運転に努めるとともに、手選別における精度の向上に取り組み、資源化率の向上を図ります。

粗大ごみ破砕処理場は平成 2 5 ~ 2 7 年度にかけて延命化工事を行い、令和 7 年度まで使用できる施設となっています。令和 2 年度に精密機能検査を実施し、施設の再延命化を図るとともに平塚・大磯・二宮の広域化施設として、1 市 2 町間で施設再整備に向け検討していきます。

最終処分場は埋立許容量には限りがあります。今後、市内に新たな最終処分場を確保することは困難な状況ですので、延命化を図るためには、引き続き焼却残渣の資源化を継続するとともに、現在埋め立て処理しているガラス・陶磁器等の不燃残渣の資源化を研究・検討します。

中間処理施設に不慮の事故等による緊急事態が発生した場合や、地震等の災害により区域内の一般廃棄物の適正処理が困難になった場合の対応として、「神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書」を締結しています。引き続き、緊急時の相互応援体制を維持するため、連携の強化を図ります。

( 役割ごとのアクション・プラン )

対象とする範囲	アクション
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間処理計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の環境調査の実施と結果の公表</li> <li>中間処理施設の計画的な整備を実施</li> <li>中間処理施設の長寿命化計画を検討・作成</li> <li>中間処理施設の大規模改修・延命化を検討・実施</li> <li>ごみ処理広域化計画において安定性・効率性を考慮した適切な施設配置の在り方を検討</li> <li>中間処理段階における資源物の回収</li> <li>ごみ発電の効率化による CO 排出量の削減</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終処分計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策を推進</li> <li>最終処分場周辺の環境調査の実施と結果の公表</li> <li>埋立が適正に終了した場合の有効活用・地域還元を地域住民と協議</li> <li>民間施設で焼却灰のリサイクルを実施</li> <li>焼却灰の新たなリサイクル手法を調査・研究</li> <li>ごみ処理広域化計画において最終処分場の計画的な整備を検討</li> </ul>

施策の柱 3 - ( 1 ) -

( 1 ) 安全で安定した処理体制の確立	貢献する主な SDGs のゴール	
<p><b>エネルギーや資源を有効活用した 温暖化対策</b></p>		

(アクション・プラン)

廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」のほかにも「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組が求められます。環境に配慮した収集車両の導入や、ごみの焼却に伴う熱回収の徹底・エネルギーの有効活用など、ごみ処理の全ての段階(収集運搬、中間処理、最終処分)において、温室効果ガスの排出量を削減し、できる限りの環境負荷の低減に努めます。

ごみ収集車両の低公害・低燃費車を導入するとともに、収集体制の効率化を図ることで、引き続き環境負荷を抑えたごみの収集・運搬を行います。また、ごみ収集車両への次世代自動車の導入などを調査・研究します。

環境事業センターでは、国の基準を上回る厳しい環境負荷排出規制をクリアすると共に、ごみの焼却過程で発生する廃熱を利用した高効率発電を行います。余剰電力は一部を地元企業へ供給し、再生可能エネルギーの地産地消を実現します。焼却残渣物は、民間の資源化業者において溶融・山元還元を行い、本施設からは埋立廃棄物が一切出ないゼロエミッションを実現します。なお、本施設は再生可能エネルギー発電施設 の認定を受けています。

温室効果ガス(二酸化炭素)の発生量は、本市の事務事業の中でごみ処理施設からのものが約半数を占めます。地球温暖化対策を進める上でも焼却するごみの量を減らすことはもとより、引き続き施設の効率的な運転を図ります。エネルギー消費の効率化を図る視点からも、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づく中長期計画により、環境マネジメントシステムをはじめとした取組を推進します。

再生可能エネルギー発電施設とは

ごみを焼却処理した際に発生した熱を利用して発電するなど再生可能エネルギーを活用して発電をする施設であり、化石燃料を用いた発電より二酸化炭素の排出を抑えることができます。(再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)では、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることが義務付けされています)



(役割ごとのアクション・プラン)

対象とする範囲	アクション
<p>・収集車両における 温暖化対策</p>	<p>低公害・低燃費の収集車両の導入                      温室効果ガス排出量が多い収集車の段階的廃止                      収集作業時の温室効果ガス削減及び騒音低減に資する電動(架装)収集車の試験的導入を検討                      一般廃棄物収集運搬業者に対する環境対策車両等の情報提供</p>
<p>・処理施設における 温暖化対策</p>	<p>適切な廃棄物処理施設の運転計画の立案と実施                      省エネルギー化の推進                      環境事業センターにおける発電端効率の向上                      環境事業センターのごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用                      中間処理施設や最終処分場を核とした地域循環共生圏の研究</p>

施策の柱 3 - ( 1 ) -

( 1 ) 安全で安定した処理体制の確立	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>災害廃棄物等の処理に向けた備え</b>	 13 気候変動に 具体的な対策を	 6 安全な水とトイレ を世界中に	 11 住み続けられる まちづくりを

(アクション・プラン)

近年、日本列島において大規模な台風や水害等によって大量の災害廃棄物等の処理が発生しています。本市においても、令和元年の台風19号の影響で市内の一部地域で40棟近くが床上・床下浸水の被害を受け、相模川右岸や平塚海岸においては大量の漂着ごみが打ち寄せられました。災害時などの非常時においても、ごみ処理は重要なライフラインとして位置付けられ、生活環境を保全しつつ、迅速かつ適正な処理が求められますが、平時のごみの種類・量ともにレベルの異なる対応が必要になります。そのためには、「平塚市災害廃棄物等処理計画」などを適宜見直し、平時の訓練等による備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目ない対応が行えるように庁内体制の強化を図ります。また、民間事業者や県・近隣自治体などとの情報共有や訓練を行うとともに、既存の広域処理体制等を見直すことで、体制の強靱化を図ります。

(役割ごとのアクション・プラン)

対象とする範囲	アクション
・大規模災害等への備え	災害時に備えた庁内のごみ処理体制を強化 平塚市災害等廃棄物処理計画・マニュアルを適宜見直し 近隣自治体等との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化

施策の柱 3 - ( 1 ) -

( 1 ) 安全で安定した処理体制の確立	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>一般廃棄物処理業許可の運用</b>			

(アクション・プラン)

事業系ごみの収集運搬は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得した民間業者が行うことを原則とします。

今後、事業系ごみの発生量に大幅な増加が見込まれず、かつ一般廃棄物収集運搬業者の能力を上回る状況にはありませんので、事業系ごみの適正な処理を継続的かつ安定的に実施するため、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可を行わないものとします。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合や、家庭系ごみの民間委託を踏まえた廃棄物全体における収集体制の状況の変化、並びにライフスタイルの変化等を背景としたきめ細やかな家庭系ごみの収集支援が現行の収集体制では困難になったと認めた場合は、必要に応じて検討します。

遺品整理や引っ越し等に伴う家庭からの一時多量ごみや一部の処理困難物の収集運搬は、本市が定める「上乘せ基準」を満たした一般廃棄物収集運搬業の許可を取得した民間業者が行います。

一般廃棄物の発生量又は処理量の見込みが現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな一般廃棄物処分業の許可を行わないものとします。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後のバイオマス等の生成物が再生利用されることが確実にであると本市が認める場合は、必要に応じて検討します。

(役割ごとのアクション・プラン)

対象とする範囲	アクション
・許可計画	処理計画に基づく一般廃棄物処理業の運用

施策の柱 3 - ( 2 ) -

( 2 ) 新たな技術革新等の調査・研究	貢献する主な SDGs のゴール		
<b>5 R や適正処理の調査・研究</b>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>

(アクション・プラン)

区域内における循環型社会の形成に向けては、木くず・生ごみ等のバイオマスや、超高齢社会を背景した在宅医療廃棄物、焼却残渣のリサイクル技術について、国の動向や先進事例を参考にしながら調査・研究を続けます。

5 R や適正処理を推進するため、ごみの開封調査等の基礎調査を実施します。

市民にごみの発生・処理による地球温暖化への影響などの問題も身近に感じることができるよう、環境負荷低減効果なども、分かりやすい評価指標を導入することで、施策や事業の効果測定を行います。

家庭系ごみ袋の有料化を導入することは、ごみの発生抑制等の点から有効な手段の一つとされているところですが、市民の協力のもと、家庭系ごみが減量・資源化してきている現状においては、市民に経済的負担を求めることは難しい状況にあります。また、有料化にあたっては、不法投棄の誘発の恐れや周辺自治体への影響のほか、管理・負担コストに見合う削減効果があるかなどの検討すべき課題も多いのが現状です。しかし、今後、排出量が増加傾向となるなど、減量・資源化を強力に進めていく必要がある場合に備えて、引き続き研究を進めます。

循環型社会の実現に向けては、製造段階までさかのぼった環境にやさしい素材の開発や市民の視点に立った分別しやすい製品設計など、拡大生産者責任の考え方に基づいた事業者の役割が一層重要になります。特に、プラスチック資源循環や海洋プラスチック対策を率先垂範するには、事業者によるプラスチック再生材市場の拡大、バイオプラスチックの実用性向上、化石燃料由来プラスチックとの代替を促進することが必要です。社会経済システム全体の見直しや適正処理困難物の対応などの点については、(公社)全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国や関係団体に要請・要望をしていきます。

(役割ごとのアクション・プラン)

対象とする範囲	アクション
調査・研究	<p>廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令等に基づいた環境調査の実施</p> <p>施策効果の把握・検証等をするためのごみ組成調査の実施</p> <p>温室効果ガス削減効果等の推計</p> <p>環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標の検討</p> <p>環境負荷の少ない収集運搬技術の調査・研究</p> <p>生ごみ、使用済み紙オムツ、草、焼却灰、プラスチックごみ等の新たなリサイクル技術の調査・研究</p> <p>ごみ処理手数料の適正な在り方に関する調査・研究</p> <p>バイオマスプラスチックの動向を踏まえた家庭系ごみ袋の有料化に関する調査・研究</p> <p>廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の調査・研究</p>
・国等への要望行動	<p>拡大生産者責任に基づく廃棄物処理制度の拡充を働きかけ</p> <p>温暖化対策に寄与するプラスチック製品のリサイクルに関する法制度の働きかけ</p> <p>容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の見直しを働きかけ</p> <p>適正処理困難物の事業者回収の法整備を働きかけ</p> <p>前払い方式の導入や品目拡大など関係機関等に対する家電リサイクル制度の見直しを働きかけ</p>

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現状

### 1 生活排水処理の現状

#### (1) 本市の生活排水処理の流れ

本市では公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽(以下「生活排水処理施設」という。)の3手法による生活排水処理を推進しています。生活排水処理施設からの公共用水域に排出する放流水に関しては、公共用水域の水質を保全するため、各施設において適正な排出に努めています。

一方で、汲み取り便槽のし尿や浄化槽汚泥は大磯町し尿処理施設で処理し、発生した脱水汚泥は平塚市環境事業センターで焼却しています。また、処理水は公共下水道に放流しています。

本市における生活排水の処理フローは図3-1のとおりです。

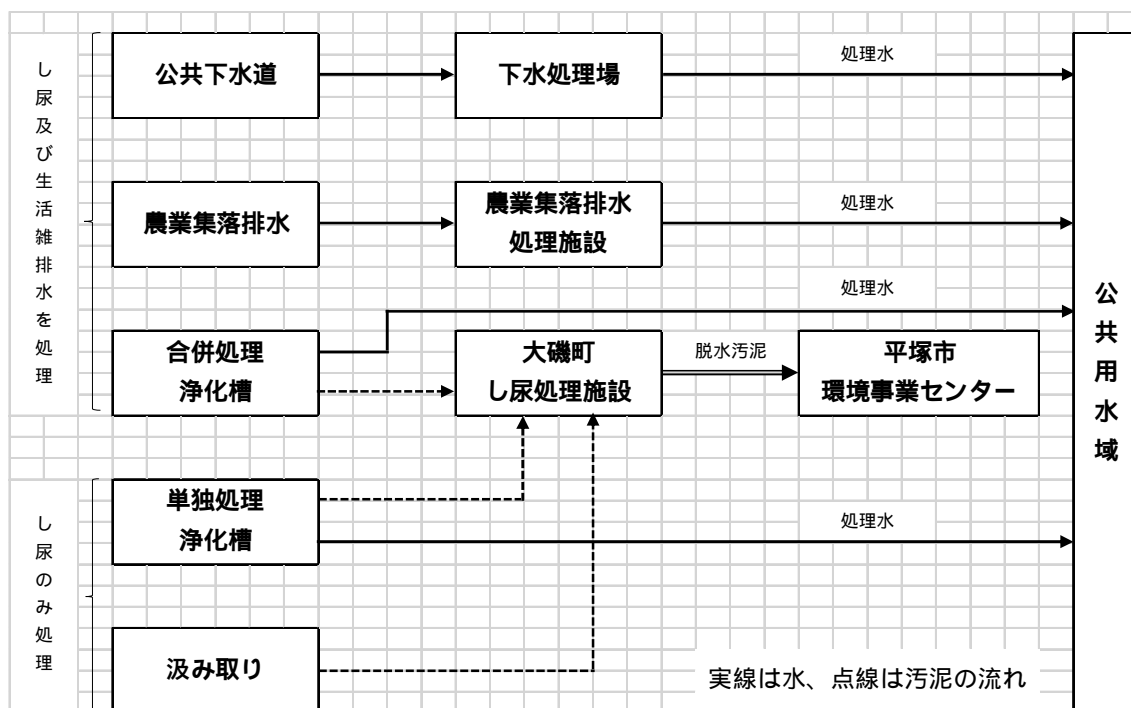


図3-1 生活排水の処理フロー



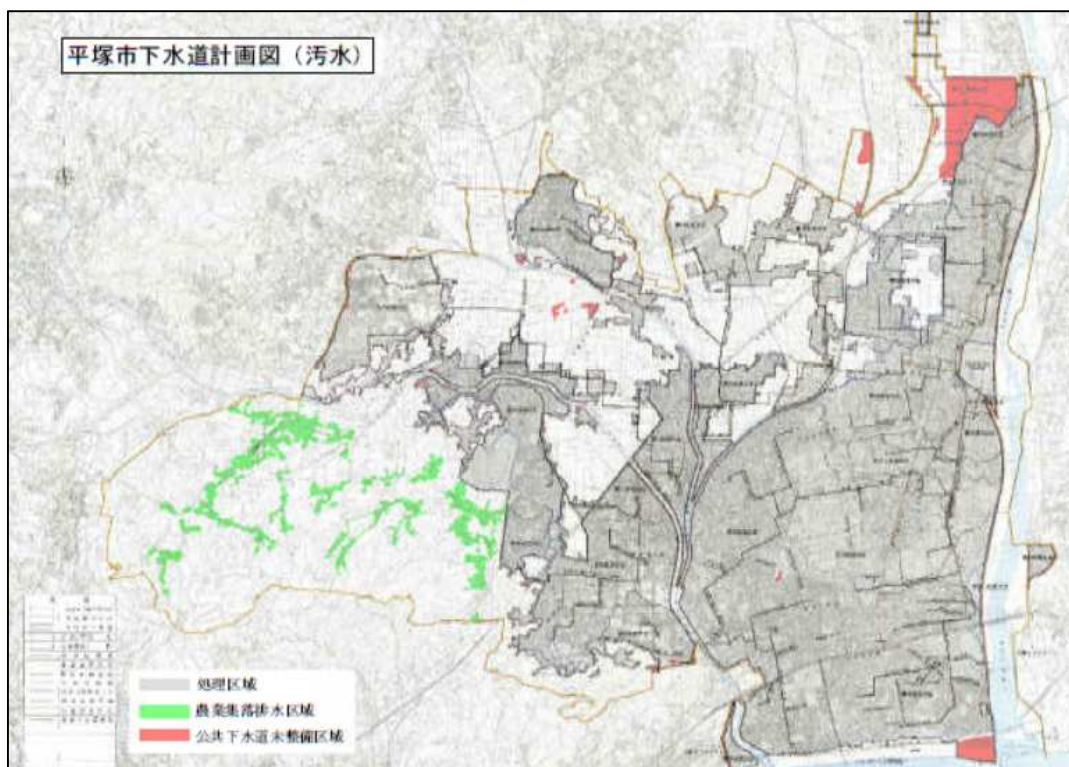


図 3-2 平塚市下水道計画図（汚水）

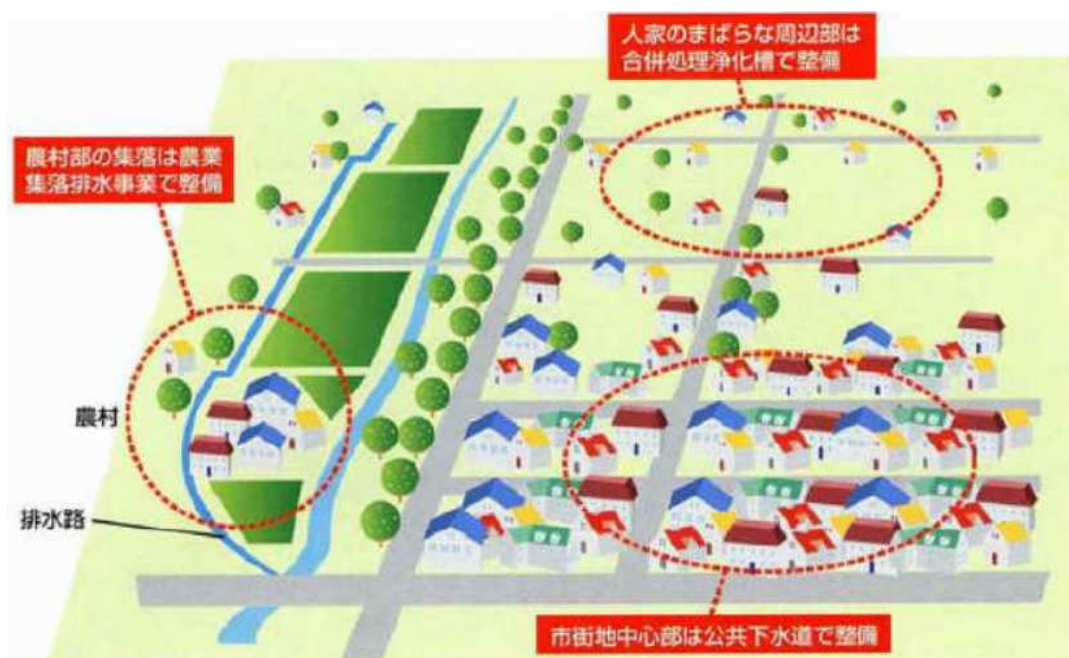


図 3-3 整備のイメージ

上記の図 3-2 及び図 3-3 は平塚市下水道中期ビジョンからの引用

(2) 処理形態別人口

本市における生活排水の処理形態別人口は表 3-1 のとおりであり、単独浄化槽及び汲み取り人口は特に減少傾向にあります。

平成 27 年度には西部丘陵地域の土屋、上吉沢、下吉沢における農業集落排水事業の整備が完了したことで、平成 30 年度末の農業集落排水人口は 2,981 人となりました。

生活雑排水適正処理率は増加傾向にあり、平成 30 年度末には下水道、農業集落排水及び合併浄化槽による生活雑排水適正処理率は 98.9 パーセントに達成しています。

表 3-1 生活排水の処理形態別人口 (単位:人)

年度	計画処理人口	生活雑排水適正処理				生活雑排水未処理				生活雑排水適正処理率	
		計	下水道	農業集落排水	合併浄化槽	計	単独浄化槽	汲み取り	その他		
H21	2009	260,349	248,440	246,035	0	2,405	11,909	8,544	3,307	58	95.4%
H22	2010	260,780	251,351	247,913	1,023	2,415	9,429	6,707	2,664	58	96.4%
H23	2011	260,283	255,949	251,695	2,024	2,230	4,334	3,093	1,241	0	98.3%
H24	2012	259,371	257,251	252,785	2,259	2,207	2,120	998	1,122	0	99.2%
H25	2013	258,252	255,986	251,462	2,344	2,180	2,266	1,220	1,046	0	99.1%
H26	2014	257,200	255,523	250,824	2,508	2,191	1,677	758	919	0	99.3%
H27	2015	258,246	255,350	250,537	3,058	1,755	2,896	2,095	801	0	98.9%
H28	2016	258,126	255,260	250,531	3,035	1,694	2,966	2,146	820	0	98.9%
H29	2017	258,439	255,384	250,700	3,038	1,646	3,055	2,415	640	0	98.8%
H30	2018	258,004	255,176	250,549	2,981	1,646	2,828	2,248	580	0	98.9%

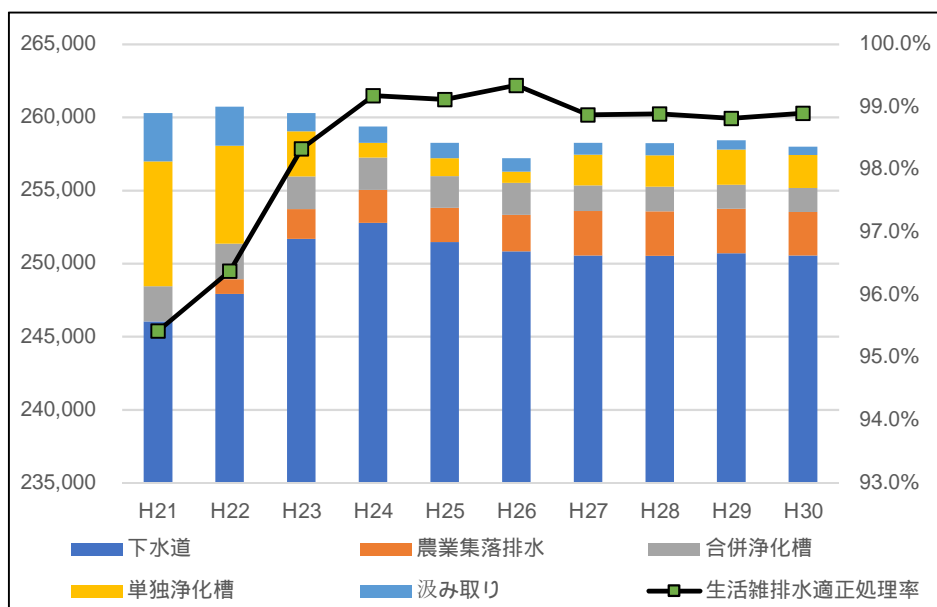


図 3-4 生活排水の処理形態別人口と生活雑排水適正処理率



### (3) 生活排水処理量の推移

大磯町し尿処理施設への搬入量は、平成30年度において浄化槽汚泥が5,634キロリットル、し尿が1,051キロリットルの合計6,685キロリットルでした。浄化槽汚泥及びし尿の合計は、平成21年度から平成30年度にかけて47パーセントにあたる6,026キロリットルが減少しています。これは公共下水道利用への切り替えを含めた汲み取り人口の減少によるし尿投入量の変化が主な理由として考えられます。

また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬延べ台数は、平成21年度から平成30年度にかけて36パーセントにあたる約1,868台が減少しています。

表3-2 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移

年度	浄化槽汚泥					し尿			浄化槽汚泥+し尿					
	合計	合併 浄化槽	単独 浄化槽	排出量	1日 当たり量	汲み取り	排出量	1日 当たり量	排出量	1日 当たり量	延べ 収集台数	収集日数	1台1日 当たり量	
	(人)	(人)	(人)	(KL)	(KL/日)	(人)	(KL)	(KL/日)	(KL)	(KL/日)	(台)	(日)	(L/日・台)	
H21	2009	10,949	2,405	8,544	8,604	23.6	3,307	4,107	11.3	12,711	34.8	5,247	242	10.0
H22	2010	9,122	2,415	6,707	7,043	19.3	2,664	1,733	4.8	8,776	24.1	4,486	243	8.1
H23	2011	5,323	2,230	3,093	6,613	18.1	1,241	1,624	4.4	8,237	22.5	3,971	244	8.5
H24	2012	3,205	2,207	998	6,702	18.4	1,122	1,409	3.9	8,111	22.2	4,172	244	8.0
H25	2013	3,400	2,180	1,220	6,477	17.8	1,046	1,215	3.3	7,692	21.1	3,882	244	8.1
H26	2014	2,949	2,191	758	6,613	18.1	919	1,118	3.1	7,731	21.2	3,931	245	8.0
H27	2015	3,850	1,755	2,095	6,511	17.8	801	1,162	3.2	7,673	21.0	3,878	243	8.1
H28	2016	3,840	1,694	2,146	6,586	18.0	820	1,074	2.9	7,660	21.0	3,947	243	8.0
H29	2017	4,061	1,646	2,415	6,124	16.8	640	1,061	2.9	7,185	19.7	3,645	246	8.0
H30	2018	3,894	1,646	2,248	5,634	15.4	580	1,051	2.9	6,685	18.3	3,379	244	8.1

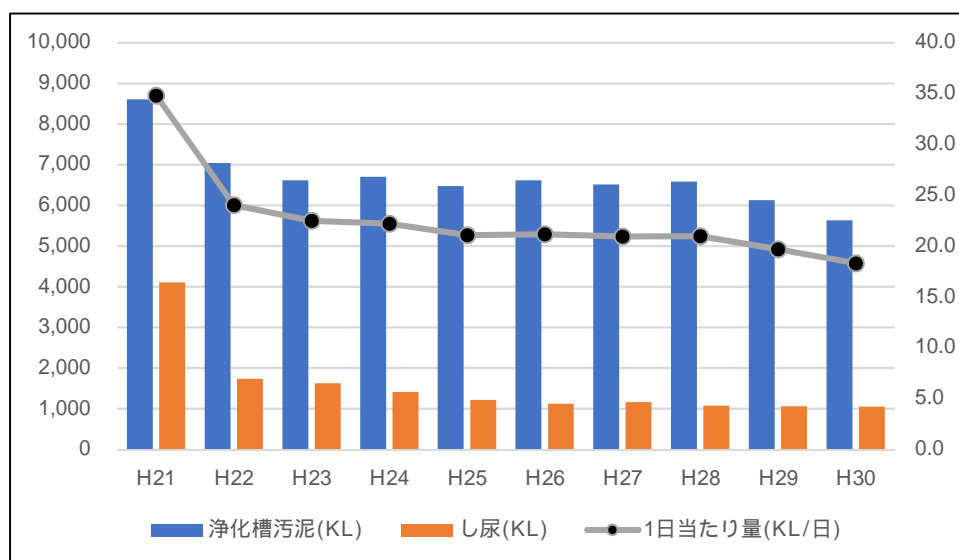


図3-5 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移

(4) 清掃事業費の推移

本市のし尿・浄化槽汚泥処理に要する経費は、表 3-3 に示すとおりです。平成 30 年度の 1KL 当たり経費は 17,118 円となっています。

表 3-3 清掃事業費の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
清掃事業費(千円)	143,121	198,201	140,588	121,065	121,491	121,966	115,140	110,636	115,065	114,433
収集量(KL)	12,711	8,776	8,237	8,111	7,692	7,731	7,673	7,660	7,185	6,685
1KL当たり経費(円)	11,260	22,584	17,068	14,926	15,794	15,776	15,006	14,443	16,015	17,118
一般廃棄物処理事業実態調査										

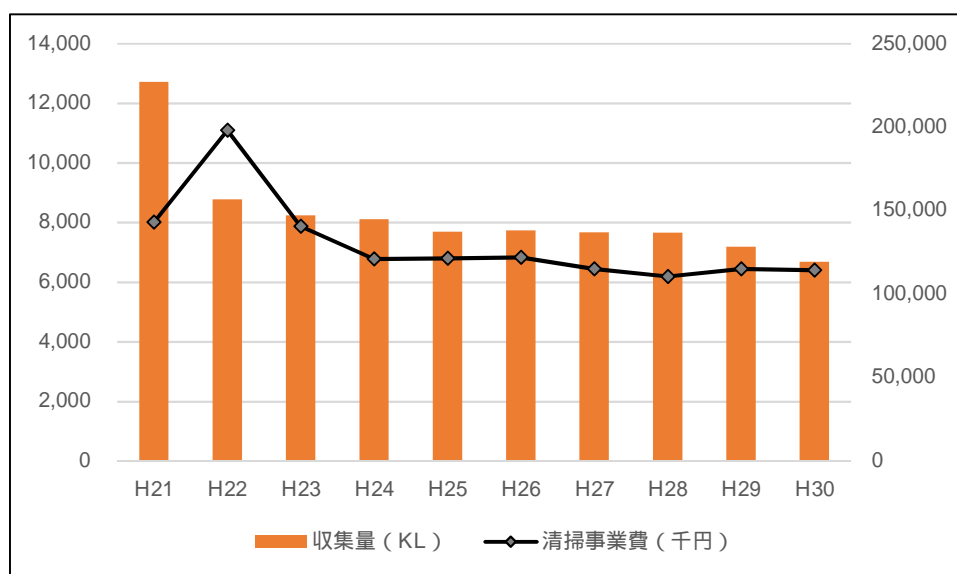


図 3-6 清掃事業費の推移

(5) 合併処理浄化槽設置の補助制度

生活系排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の悪化を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に費用の一部を補助しています。単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去工事費用補助金として9万円を上限に設置補助金に上乘せします。

表 3-4 合併処理浄化槽設置時の補助金額

人槽区分	補助金額
5人槽相当 居住の用に供する面積が 130平方メートル以下	33万2千円
7人槽相当 居住の用に供する面積が 130平方メートルを超えるもの	41万4千円
10人槽相当 浴室及び台所が2か所以上あるもの	54万8千円

#### (6) BOD7 5%水質値の経年変化

公共用水域のうち河川については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づき、環境補助点である下之宮橋(鈴川)、立堀橋(渋田川)、平塚沖で水質測定を毎月実施しています。3地点ともにBOD(生物化学的酸素要求量)又はCOD(化学的酸素要求量)の年平均値は環境基準を達成しています。

また、市独自に定めた市内河川等21河川のうち、不動川(中沢橋)・座禅川(寺分大橋)・三笠川は、本市の土屋・上吉沢・下吉沢を対象とした農業集落排水の地域に位置づけられます。平成18年3月に整備着手した後(完成は平成27年度)、農業用水路のほか図3-7のとおり河川の水質が改善されています。

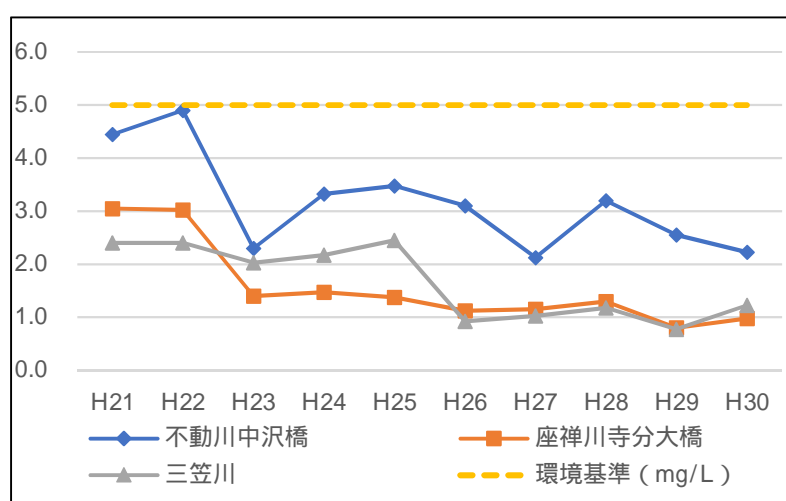


図 3-7 BOD平均値の推移

## 2 処理体制の概要

### (1) 処理施設の概要

処理施設ごとの設置主体並びに運転・管理体制は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 処理施設の概要

	施設概要	設置主体	運転・管理
下水処理施設	<b>相模川流域下水道処理施設（右岸処理場）</b>	神奈川県	公益財団法人 神奈川県 下水道公社
	所在地 : 平塚市四之宮4丁目19-1		
	処理方式 : 標準活性汚泥法		
	処理能力 : 322,800m <sup>3</sup> /日最大汚水量		
	稼働開始 : 昭和48年6月		
	<b>相模川流域下水道処理施設（左岸処理場）</b>	神奈川県	公益財団法人 神奈川県 下水道公社
	所在地 : 茅ヶ崎市柳島1900		
	処理方式 : 標準活性汚泥法		
処理能力 : 539,100m <sup>3</sup> /日最大汚水量			
稼働開始 : 昭和52年12月			
農業集落排水処理施設	<b>平塚市土屋浄化センター</b>	本市	委託業者
	所在地 : 平塚市土屋1495-1		
	処理方式 : 回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI)		
	処理能力 : 681m <sup>3</sup> /日平均汚水量		
	稼働開始 : 平成22年5月		
	<b>平塚市吉沢浄化センター汚水処理施設</b>	本市	委託業者
	所在地 : 平塚市下吉沢142-1		
	処理方式 : 回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI)		
	処理能力 : 443m <sup>3</sup> /日平均汚水量		
	稼働開始 : 平成24年5月		
	<b>平塚市吉沢浄化センター資源循環施設</b>	本市	委託業者
	所在地 : 平塚市下吉沢142-1		
処理方式 : 圧縮空域噴射式			
処理能力 : 0.823m <sup>3</sup> /日			
稼働開始 : 平成26年4月			
し尿処理施設	<b>大磯町し尿処理施設</b>	大磯町	大磯町等
	所在地 : 大磯町虫窪66		
	処理方式 : 膜分離高負荷脱窒素処理 (河川放流)		
	処理能力 : 50kl/日		
稼働開始 : 昭和53年4月			

( 2 ) 収集運搬体制の概要

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は表 3-6 のとおりです。

表 3-6 し尿及浄化槽汚泥の収集運搬体制

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	20日/回
	事業所等	委託	随時
浄化槽汚泥	一般家庭	許可	随時
	事業所等	許可	随時

---

## 第2節 生活排水処理の課題

---

### 1 公共用水域の環境保全

河川や海に流れ込む生活雑排水(台所や風呂などの排水)を処理するために、公共下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽への切替えをお願いしてきました。平成30年度現在、生活雑排水を含めた生活雑排水適正処理率は、98.9パーセントまで増加しました。下水道供用開始区域の未接続の家庭が下水道に接続することが、河川や海の環境保全につながります。引き続き、未接続人口の解消が今後の課題となっています。

### 2 処理施設の整備

大磯町し尿処理施設は昭和53年4月に供用を開始して以降、40年以上を経過します。この間には、処理人口の減少、し尿に比べて浄化槽汚泥の処理量の増加、生活様式の変遷により、処理施設に求められる機能が変化してきています。また、今後想定される大規模災害に備えた処理・貯留等の方法についても設計段階から考慮する必要があります。同施設は平塚・大磯・二宮ごみ処理広域化実施計画の中において運用を行っているところです。将来の処理量やニーズなどを踏まえた最適な処理方法や規模を検討する必要があります。

### 第3節 生活排水処理の基本理念・基本方針

#### 1 基本理念

本計画は上位計画である平塚市環境基本計画(平成29年3月)における生活環境分野の推進を担っています。従って、同計画で設定するあるべき環境像を本計画においても基本理念とします。

#### めざすべき環境像

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』

#### 2 基本方針

以下、本計画における基本理念を実現するために2つの基本方針を設定します。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

#### 基本方針1 「生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理の促進」

公共下水道整備を進め、普及率の向上を図ります。

老朽化した大磯町し尿処理施設の整備を大磯町とともに検討します。

浄化槽汚泥及びし尿の適正な収集運搬、中間処理、最終処分を継続します。

#### 基本方針2 「公衆衛生の向上及び公共用水域の保全のため啓発を推進」

公共下水道や農業集落排水の接続率の向上を図ります。

単独浄化槽やし尿汲み取り家庭に合併浄化槽への切り替えを促します。

合併浄化槽の設置及び維持管理に関する助成を周知します。

### 3 将来の処理量（見込み）

#### （１）将来の人口予測

計画処理人口には、令和２年２月に改訂した「平塚市人口ビジョン」のうち、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成３０年推計）」の推計を基に、出生の希望等を参考にして将来の出生率等の仮定を変えて推計した『将来展望推計』を用います。

計画処理人口と予測式を用いて計算した各処理形態別人口の総和との差は、差を按分する方法で修正します。

表 3-7 将来の人口予測

年度	計画処理人口	生活雑排水適正処理				生活雑排水未処理				生活雑排水適正処理率	
		計	下水道	農業集落排水	合併浄化槽	計	単独浄化槽	汲み取り	その他		
R2	2020	255,306	252,893	248,380	2,887	1,626	2,413	1,934	479	0	99.1%
R3	2021	254,679	252,448	247,964	2,882	1,602	2,231	1,798	433	0	99.1%
R4	2022	254,052	251,990	247,535	2,877	1,578	2,062	1,671	391	0	99.2%
R5	2023	253,425	251,521	247,094	2,872	1,555	1,904	1,551	353	0	99.2%
R6	2024	252,798	251,037	246,637	2,867	1,533	1,761	1,442	319	0	99.3%
R7	2025	252,171	250,544	246,172	2,862	1,510	1,627	1,339	288	0	99.4%
R8	2026	251,214	249,709	245,369	2,852	1,488	1,505	1,245	260	0	99.4%
R9	2027	250,257	248,866	244,558	2,842	1,466	1,391	1,157	234	0	99.4%
R10	2028	249,300	248,014	243,737	2,833	1,444	1,286	1,074	212	0	99.5%
R11	2029	248,343	247,153	242,907	2,823	1,423	1,190	998	192	0	99.5%
R12	2030	247,384	246,283	242,067	2,813	1,403	1,101	927	174	0	99.6%

#### （２）将来の処理量（見込み）

将来の処理量を算定するにおいて基礎数値となるし尿、単独及び合併処理浄化槽汚泥の１人１日当たりの平均排出量に将来の人口予測を乗じて処理量を算出します。

表 3-8 将来の処理量（見込み）

年度	浄化槽汚泥 (KL)	し尿 (KL)	1日当たり量 (KL/日)	
R2	2020	5,211	954	16.9
R3	2021	4,959	862	16.0
R4	2022	4,723	779	15.0
R5	2023	4,511	705	14.2
R6	2024	4,294	635	13.5
R7	2025	4,098	573	12.8
R8	2026	3,917	518	12.1
R9	2027	3,757	467	11.5
R10	2028	3,584	422	11.1
R11	2029	3,434	382	10.4
R12	2030	3,294	346	10.0



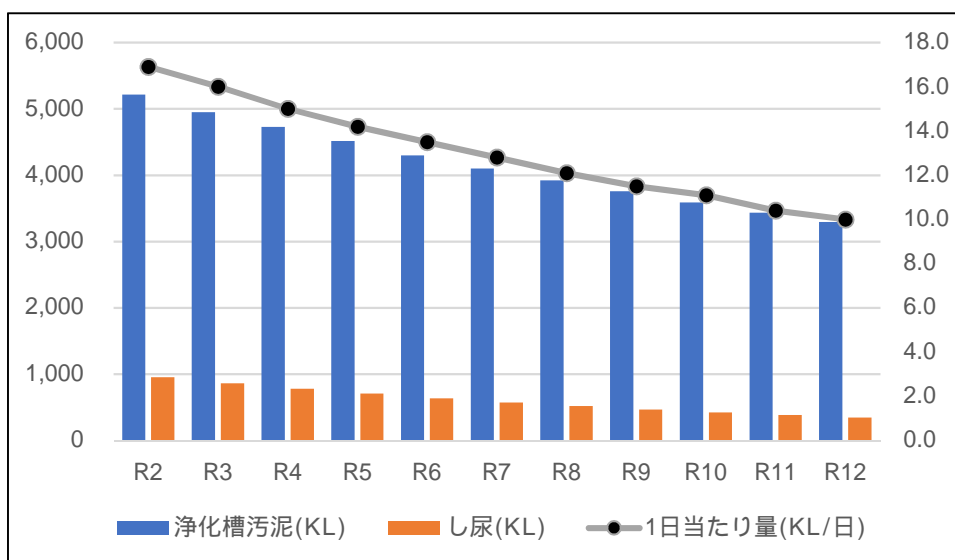


図 3-8 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移（見込み）

## 用語解説

### あ行

#### ESG (イーエスジー) 投資

従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会 (オポチュニティ) を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標 (SDGs) と合わせて注目されています。

#### In shop (イン・ショップ)

デパートやショッピングセンターなどの大型店の売場に、比較的小規模の独立した店舗形態の売場を設置することをいいます。消費者の購買動機が多様化し、専門化したことによって、豊富な品揃えやその分野に関する深い知識が要求されるようになり、一般的な売場の中に専門店としての機能をもつ売場が必要となり、その結果、店 (大型店) の中の店 (イン・ショップ) という形態が出現してきました。

#### SDGs (エスディー・ジーズ)

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載され

た 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

#### エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいいます。2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールのうち、特にゴール 12 に関連する取組です。

#### 温室効果ガス

人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。また、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

### か行

#### 海洋生分解性プラスチック

海洋へ流出する前に土壌等の自然環境下で生分解される素材、又は仮に海洋へ流出

しても環境への負荷が小さい新素材のことをいいます。

### 合併処理浄化槽

トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、全ての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や農業集落排水が普及していない人口の散財する地域の生活排水対策として効果的である。なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法により平成13年以降新規に設置することは認められていない。

### 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画です。

### 環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する目的で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

### 経済センサス

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としています。

### ケミカルリサイクル

化学的に分解することで石油原料等を得

て製品原料(元の製品であるかは問わない)として再利用する行為を示します。

### 公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい(灌漑)用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。

## さ行

### 事業系一般廃棄物

事業者から排出されるごみのうち産業廃棄物以外のものをいう。

### サンドイッチ・セル方式

ある一定の日数毎に埋め立てられた廃棄物を、完全に覆ってしまうように設置する方式をいいます。

### 3010運動(さんまるいちまる)

食べ残しを減らすための運動で「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という取組で長野県松本市から始まったもの。

### 湿基準

水分を含んだ状態のものを示す。これに対して、水分を含まない状態ものを乾基準と呼ぶ。

### 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ

計画的な推進を図るために定めるものです。

### 賞味期限

おいしく食べることができる期限です。表示されている保存方法に従って保存していれば、期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。

### 消費期限

過ぎたら食べない方がよい期限です。

### 食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に制定された法律。正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。農林水産省及び環境省の平成 29 年度推計によると年間 2,550 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 612 万トンあると言われています。

### 食品ロス削減法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する

施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に制定された法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」。

た行

### 多量排出事業者

事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認められた者で、1 月に 3 トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に 36 トン以上の事業系一般廃棄物を排出するもののうちから、市長が認定する事業者をいう。

### 超高齢社会

総人口に対して 65 歳以上の人口が占める割合を高齢化率といい、高齢化率が 7% を超えれば「高齢化社会」、高齢化率が 14% を超えれば「高齢社会」、21% を超えれば「超高齢社会」となります。

### 低位発熱量

燃焼によって生成した水分が水蒸気(気体)の状態にあるときの発熱量のことをいいます。一方、燃焼によって生成した水分が水(液体)の状態にあるときの発熱量を高位発熱量といいます。都市ごみを焼却する場合は高位発熱量から水の蒸発潜熱を差し引いた低位発熱量を用いるのが一般的です。

な行

## 農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全等を目的として、地域内の集落において汚水処理を整備すること。

## 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）の値のことをいう。

は行

## バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがあります。

## バイオマスプラスチック

再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック。それを焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性から、大気中のCO<sub>2</sub>の濃度を上昇させないという特徴がある。これにより、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待される。

## 廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律。正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。

## 排出原単位

一人一日当たりごみ排出量のことを排出原単位といいます。単位はグラム/人・日で表します。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川等の水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

## 発電端効率

発電施設内の電力消費量を発電量から引かずに計算したものを「発電端効率」、引いて計算したものを「送電端効率」といいます。

## 飛灰（ひばい）

焼却灰は、焼却炉の底などから回収される焼却主灰（ボトムアッシュ）と焼却廃ガス中に浮遊する飛灰（フライアッシュ）に分け

られます。後者は、すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる固体の粒子状物質で、集じん灰およびボイラ、ガス冷却室、再燃焼室で補集されたばいじんを総称したものをいいます。

### フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要とする人に届ける活動をいいます。

### フードバンク

様々な理由で販売できなくなった期限前の未利用食品を企業や団体などから引き取り、必要な人へ届ける団体です。

### プラごみゼロ対策

リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すことをいいます。

### プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略をいいます。

### Prepackage (プリパッケージ)

商品の購買を予想して、あらかじめその商品の包装を行なっておくことです。回転の早い商品は見本だけを陳列し、顧客の注

文のたびにプリパッケージされた商品を手渡します。販売時の手数が省けて合理的です。肉、魚、野菜などの生鮮食料品にも、スーパーマーケットの普及とともに広く利用されるようになりました。

### ま行

#### マテリアルリサイクル

溶融スラグの土木資材利用や焼却灰のセメント原料化といった、廃棄物を別の用途に原材料として利用すること。

#### 専ら物(もっぱらぶつ)

「専ら再生利用の目的となる廃棄物」のことで、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維の4品目をいいます。

### や行

#### 山元還元(やまもとかんげん)

廃棄物を埋立処分せず、山元(鉱山や精錬所)に戻し、有価金属として再生利用する(還元)すること。

### ら行

#### リターナブルびん

あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのことで、す。



# 平塚市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

編集・発行：平塚市

環境部 環境政策課・収集業務課・環境施設課

土木部 下水道経営課・下水道整備課

所在地：〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話：0463-23-1111（代表）